

新潟県

都道府県名	新潟県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,223,256 (人)	世帯数	902,921 (世帯)		
高齢化率	31.9 (%)	生活保護受給率	9.32 (%)	面積	1258.423 (k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	465(校)	公立中学校数	234(校)
地域包括支援センター	114カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託1カ所(県労福協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>上越市を中心とする上越地方、長岡市を中心とする中越地方、新潟市を中心とする下越地方、佐渡市からなる佐渡地方(一島一市)の四地方からなる。</p> <p>2000年(平成12年)の段階では実に112の市町村があったが(北海道、長野県に次ぎ全国3位)、平成の大合併で2010年(平成22年)4月までに30市町村となっている。</p> <p>主要な産業としては農業が挙げられる。米作(コシヒカリ)が中心で、コシヒカリの収穫量は日本一である。特に魚沼地方で栽培されるコシヒカリは「魚沼産コシヒカリ」として、食味日本一の評価を受けるトップブランドであり、日本一の米どころであるといえる。また、米に関連して米菓(煎餅、あられなど)の生産額も日本一、日本酒も兵庫県、京都府に次ぐ第3位である。</p> <p>他には金属製品の生産が多い。燕市・三条市の金属食器は国内シェアの9割を持ち、機械部品では、非鉄金属材料の加工に強みをもつ企業が多い。はさみや包丁、スパナなどの金属工具も大阪府に次ぐ2位である。繊維産業では、ニットの生産高が日本一。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民が主体的に地域生活課題を把握し解決する地域づくり、また、福祉専門職の機能強化や他機関との連携により地域全体で地域生活課題を解決して行くという包括的な地域福祉推進体制の基盤強化に向けた取り組みを研究・協議する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住み慣れた地域で、誰もが支え、支えられる社会の実現

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	新潟県 (新潟県社会福祉協議会)
②事業名	地域共生社会実現に向けた基盤構築推進支援事業

③事業実施の必要性	<p>地域において、高齢、障害、児童などの各分野において施策に基づく福祉サービスが提供されているが、制度の対象外、狭間の問題、或いは複合化した問題を抱える者を市町村と社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体との連携のもと包括的支援がなされていない現状にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決する地域づくり、また、福祉専門職の機能強化や他機関との連携により地域全体で地域生活課題を解決して行くという包括的な地域福祉推進体制の基盤強化に向けた取り組みを研究・協議する。</p>	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 県下全域	(対象地域の範囲) 県下全域	(人口) 約 236.5 万人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 市町村社会福祉協議会	(支援の内容) 地域アセスメントに基づくコミュニティワークの実践	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社会福祉センター、公民館等	(運営主体) 市町村又は社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 住民、自治会長、地縁組織、行政、社会福祉協議会等	(研修の内容) 住民座談会、懇談会、講演会、シンポジウム等	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等		
事業の成果目標		
市町村社会福祉協議会向け「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定し、地域アセスメントの視点に基づくコミュニティワークを普及させ、地域連携の促進、新たなサービス開発、住民活動の組織化、住民の福祉意識向上、支え合いの担い手の発掘・育成など地域支援の基盤強化を図る。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 県下全域・重点地域（津南町を想定）	(対象地域の範囲) 津南町	(人口) 約 9.8 千人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 市町村、市町村社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携のもと検討する。	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー等地域福祉活動推進担当者	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 住民座談会、回覧板等		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 日常業務をとおしての地域状況把握のほか、住民座談会、専門職や当事者団体のヒアリング、アンケート調査等		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 適切な支援機関・団体につなぐ。	(バックアップする人) 支援機関・団体に従事するソーシャルワーカー	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）
生活支援コーディネーター、協議体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー等
事業の成果目標
新たな社会課題を焦点にあてた「テーマ型」の実態調査を行い、課題解決に向けた取り組みについて、市町村と市町村社会福祉協議会とともに関係機関・団体との連携のもと、地域におけるセーフティネットの仕組みを強化し、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため事業展開できる包括的な相談体制の構築を図る。
ウ その他
<p>上記ア・イの取り組みを3か年で次のとおり進める。</p> <p>ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <p>◇1年目：地域アセスメントに基づく地域支援への取り組みに関する現況調査及びその評価と、地域アセスメントの取り組みを研究。</p> <p>◇2年目：1年目の取り組みに基づき、市町村社会福祉協議会を指定し地域アセスメントの取り組みをモデル試行及び検証を実施。</p> <p>◇3年目：地域アセスメントに基づくコミュニティワークを普及させるため「地域アセスメント導入ガイドライン」を策定。また、地域福祉推進担当者（CSW等）向けに地域アセスメントの理解促進とその導入・実践に向けた研修会などを開催。</p> <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>◇1年目：テーマを選定し、調査・課題抽出・分析を行う。</p> <p>◇2年目：1年目の取り組みに基づき、抽出した課題を解決するための取り組みを研究。</p> <p>◇3年目：市町村、市町村社会福祉協議会その他関係機関・団体に具体的取り組みを提唱。また、関係者向けにその取り組みの理解促進と推進に向けた研修会などを開催。</p>
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
市町村や市町村社会福祉協議会のみならず、制度の狭間や複合的な課題を抱える当事者を支援する団体などとの連携のもと、地域におけるセーフティネットの仕組みを強化し、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」のため、きめ細やかな取り組みを行える包括的支援体制の構築を図る。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	新潟県	
②事業名	包括的支援体制支援事業	
③事業実施の必要性、 体制等	福祉ニーズや適切な支援につながらないケースに対応するために、相談機関の包括的な連携体制を構築し、相談支援包括化推進員の配置によって、支援体制の強化を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者（兼務）	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称		
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
市町村と市町村社会福祉協議会とともに関係機関・団体との連携のもと、地域におけるセーフティネットの仕組みを強化し、包括的な相談体制の構築を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援者のケース会議の随時開催	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 関係機関等と連携する会議を設置する。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
なし		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
関係機関団体と地域ニーズや情報を共有し、新たな社会資源を発掘していく。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
市町村、市町村社会福祉協議会、関係機関・団体との連携を通して、地域課題の共通認識、情報共有を図り、相談者の支援体制を強化する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
住民が主体的に地域生活課題を把握し解決する地域づくり、また、福祉専門職の機能強化や他機関との連携により地域全体で地域生活課題を解決して行くという包括的な地域福祉推進体制の基盤強化に向けた取り組みを研究・協議する。		

新潟県 佐渡市

都道府県名	新潟県	市区町村名	佐渡市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	54,438 (人)	世帯数	23,839 (世帯)		
高齢化率	41.1 (%)	生活保護受給率	0.834 (%)	面積	855.34 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	91(%)	公立小学校数	22(校)	公立中学校数	13(校)
地域包括支援センター	直営：1 か所 委託：3 か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所(社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>佐渡市は、新潟市の西方約 45km の日本海に位置する離島です。平成 16 年 3 月に島内 10 市町村が合併し、佐渡市が誕生しました。気候は四季の変化に富み、対馬暖流の影響で冬の気温が本土より 1~2 度高く、積雪量も県内で最も少ない地域です。</p> <p>四方を海で囲まれている島では、豊かな土壌と気候を活かした農業や漁業などが営まれています。漁業ではカニ、エビ、イカ、ブリ、マグロなど様々な種類の魚介類が水揚げされるほか、日本海の荒波が育んだアワビ、サザエ、海藻類など海産物の宝庫です。</p> <p>佐渡は日本の海岸地形がすべてそろっていることなど、地形自体が日本の縮図と言われ、自然風景そのものがまるで展示物のような大地のテーマパークであり、日本ジオパークに認定されています。佐渡金銀山・トキ・たらい舟などもこの大地の恵みと密接に関係しています。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>佐渡市では高齢化率が非常に高く、現状では適切なサービスを受けることができないさまざまな対象者を捉え、包括的に受けとめる総合的な相談支援体制の構築が必要である。</p> <p>具体的には、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業、成年後見事業を受託し、福祉の相談窓口として経験と実績を持つ佐渡市社会福祉協議会に委託を行い、相談者のニーズを的確に捉え、課題の見立てを行うとともに、さまざまな相談支援機関とも連携しながら、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めたい。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>上記の複合的な生活課題や、どこに相談してよいかわからない対象者を早期に把握するために、佐渡市社会福祉協議会で実施する集落単位等での懇談会、見守り活動、サロン活動等を支援し、住民相互の支え合い機能の強化、相談支援機関との連絡体制の整備に取り組んでいきたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	佐渡市 (佐渡市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	人口減少と高齢化により地域の機能が弱体化するとともに、当事者と地域との関係が途切れ社会的孤立が問題となることから、改めて地域の実情に応じた新たな支え合いの仕組みづくりを構築する必要がある。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	民生・児童委員を配置する地域	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会長等に対し、社協職員が支援	会議開催及び運営方法の支援	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
自治会集会場、地域の茶の間、サロンの会場	自治会等の地縁組織	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
対象地域の地域住民	先行事例等による研修	
(エ) その他		
地域カルテや支え合いマップの作成を通じて、住民自らが地域の課題を把握できるようにする。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社協会費及び共同募金の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援体制事業（生活支援コーディネーター）		
事業の成果目標		
対象地域の住民参加者数及び見守り等の活動数により評価する。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	民生・児童委員を配置する行政区	
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
社会福祉協議会の各支所（地域包括支援センター）	社会福祉士、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市広報紙及び社協機関紙、ケーブルテレビ、市及び社協ホームページにより事業周知		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地区民生委員児童委員、自治会、市と見守り協定を締結する事業者等の連携		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
社会福祉協議会各支所(CSW)地域包括支援センター 生活自立相談センター	社協職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援体制事業、包括的支援事業、生活困窮者自立支援事業、障害者基幹相談センター、子ども若者相談センター、成年後見センター		
事業の成果目標		
各相談支援機関の相談件数と多機関とつないだ相談件数を実績とし、解決・未解決を記録する。		
ウ その他		
社協組織内並びに多機関との相談支援が円滑に行えるよう連絡体制を構築する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
行政機関及び地域包括支援センター、生活自立相談センター、成年後見センター、障がい者相談支援事業所等との連携を強化するため、社協組織内にコーディネート役の専門職員を配置する。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	佐渡市 (佐渡市社会福祉協議会)	
②事業名	包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	多様化・複雑化する福祉ニーズや適切な支援につながらないケースに対応するため現在の対象者別の相談機関を横断的かつ包括的な連携体制の構築が必要であり、社協に相談支援包括化推進員を配置し支援体制の強化を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(兼任)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>社協本所に相談支援包括化推進員を2名配置し、行政から受託している「地域包括支援センター」3箇所「生活自立相談支援センター」「成年後見センター」そして社会福祉協議会の支所5箇所に配置するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)地区担当の民生児童委員と連携し、地域の課題や困難ケースを把握し、相談支援を行う。</p> <p>支援困難なケースについては、相談支援包括化推進員が相談支援包括化推進会議を開催し、様々な関係機関等と連携しながら必要なコーディネートを行う。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 行政、社協、該当事案に関する機関等が参加する生活困窮者支援調整会議を毎月定例開催する。	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援調整会議	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 生活支援体制整備事業の一層協議体(市内全域)及び障害福祉関係の地域自立支援協議会を年1~2回開催し、関係機関とのネットワーク構築を協議する。	(既存の会議の名称) 支え合い仕組みづくり連絡会 地域自立支援協議会	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
事業展開に必要な財源については、共同募金配分金や社協会費、一般寄付などの活用を考えている。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
個別支援から見えている課題を把握し、その解決に向けて「支え合いの仕組みづくり連絡会」の中で協議を行い、具体的な社会資源を開発していく。		
オ その他		
地域カルテや支え合いマップづくりを通じて、住民が地域の課題を我が事とする気づきを促すとともに、その課題解決に向けた取り組みを実践する体制づくりと、生活課題を抱える方の早期発見につながる地域と相談支援機関とのネットワークを構築する。		
⑧事業の成果目標		
相談支援包括化推進会議(地域包括ケア会議及び支え合い仕組みづくり連絡会)の開催を通して、地域課題の共通認識、情報共有、多機関との連携を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
包括的な相談支援体制構築に向けて、住民に身近な圏域を設定し、地域の課題を共有するための懇談会を各エリアで開催するとともに、課題解決に向けて住民が主体的に活動できる体制づくりを行う。		

新潟県 胎内市

都道府県名	新潟県	市区町村名	胎内市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,037 (人)	世帯数	10,798 (世帯)
高齢化率	34.86 (%)	生活保護受給率	0.465 (%)
面積	264.9 (k m ²)		
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	93.4 (%)	公立小学校数	5 (校)
		公立中学校数	4 (校)
地域包括支援センター	直営：1 か所, 委託：3 か所 (うち 1 か所社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

新潟県の北部に位置し、海・山・川に囲まれた自然豊かな地域である。基幹産業は、農業であるが、米粉の製造や新たな特産品の開発、ハムやワイン等の加工品の製造・販売をはじめとする 6 次産業化に取り組んでいるほか、企業誘致にも取り組み、雇用創出を行っている。 観光では、日本屈指のチューリップ球根生産を活かしたチューリップフェスティバルは、5 万人を集客するほか、中世の歴史や自然を活かした観光交流を行っている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	人口減少・高齢化の中で空家問題や引きこもり、8050 問題等が顕在化してきている一方で、従来から取り組んでいる介護予防事業等では、高齢者は地域活性化の担い手として活躍をしている。「今ある社会資源」を有効に活かしながら、新たな地域資源の開発やコーディネート、マッチングの仕組みの構築を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域での課題を我が事としてとらえ、地域の支え合い活動から多様性を受け入れることができる風土を根付かせたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	胎内市	
②事業名	胎内市地域支え合い体制づくり事業	
③事業実施の必要性	高齢者人口の約3割が要援護世帯である中、市民の力や地域力を活かしたまちづくりが求められている。当市が策定した地域福祉計画に掲げる「住民と協働で進める仕組みづくり」の実現を目指し、コミュニティソーシャルワーカーや専門職と協働で地域共生社会の実現を目指す。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域		29,037人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)自治会長、民生委員・児童委員、地域支え合いサポーター	(支援の内容)地域支え合い活動を行なう取組を専門職が支援し、協働実施する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
ほっとHOT・中条(胎内市西本町11-11)ほか	胎内市・胎内市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市民協働に参画する市民	地域の課題把握の視点や支援の手法を学ぶ「地域支え合いサポーター養成講座」	
(エ)その他		
コミュニティソーシャルワーカー等によるアウトリーチと、地域支え合いサポーターや専門職によるフォローアップを組み合わせたサポート体制を構築する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
胎内市社会福祉協議会と協力し、共同募金などを活用しながら、地域支え合いサポーターの養成や自治会の取組を情報発信しながら、各自治会内の課題解決力(地域力)を高める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域支え合いサポーター養成講座では、カリキュラムの製作において生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーも参画する。		
事業の成果目標		
地域支え合いサポーター数 30人、 サポート体制利用者数 20人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域		29,037人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
福祉まるごと相談窓口	まるごと相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市報・ホームページに掲載、チラシの配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
アウトリーチを重視し、多様な手法と積極的なアプローチにより、対象者の状況を把握し、関係機関に繋ぐとともに、住民相互の支え合いも含めたインフォーマルサービスと公的サービスを組み合わせる包括的な支援をプランニングし、早期支援を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
相談支援包括化推進会議を設置し、適切なタイミングで各分野ごとの関係機関につなぐ	相談支援包括化推進会議構成機関の職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、せいかつ応援センター(生活困窮)、障害相談支援事業所及び関係機関と連携し、相談支援包括化推進会議を設置する。		
事業の成果目標		
相談数年間 120件(地域包括支援センター等の各機関に繋ぐ案件も含む)		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
福祉まるごと相談窓口が中心となり、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、せいかつ応援センター（生活困窮）、障害相談支援事業所及び関係機関と連携し、相談支援包括化推進会議を設置する。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	胎内市
②事業名	福祉まるごと相談窓口
③事業実施の必要性、体制等	生活上の困難を抱える高齢者、障害者、生活困窮者等、複合的な問題を抱えた人の多くが地域から孤立し、分野別の相談機関から支援を受けても本質的な解決に至らず困窮したまま見逃されがちにある。このような真に困っている人を早期に支援するため包括的な相談支援体制を構築し、複合化した課題を抱える個人や世帯、あるいは制度の狭間の等の解決を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	在宅介護支援センター～地域包括支援センターの相談員を歴任し、社会福祉協議会で地域づくりに実績のある看護師。 地域包括支援センターで高齢者支援に実績のある保健師 障がい者支援に経験のある社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉まるごと相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、せいかつ応援センター（生活困窮）、障害相談支援事業所及び関係機関と連携し、相談支援包括化推進会議を設置する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例発生ごとにケース会議を招集するため、回数は見込まない。	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、せいかつ応援センター（生活困窮）、障害相談支援事業所及び関係機関と連携し、相談支援包括化推進会議を設置する。（新規設置のため回数未定）	（既存の会議の名称） 相談支援包括化ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
今年度は財源確保の取組みは難しいが、地域支え合い活動によって、地域支え合いサポーター等の人的資源は掘り起こしが出来ており、経費のかからない取組が可能。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
市、社会福祉協議会の共同で地域福祉懇談会を開催し、自治会と対話を進める中で共生社会を実現するための社会資源の掘り起こしに取り組む。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
【把握】・まるごと相談員によるアウトリーチ 目標値 30件 【支援】・相談支援包括化推進会議を設置する（新規設置のため回数未定）	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
（平成30年度から実施）市民協働の観点から身近な地域で助け合い、支え合う「地域支え合いサポーター」養成講座を引き続き開催する。 （平成31年度から実施予定）コミュニティソーシャルワーカー等によるアウトリーチと、地域支え合いサポーターによるフォローアップを組み合わせたサポート体制を構築する。	

新潟県 村上市

都道府県名	新潟県	市区町村名	村上市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等〇

1-1. 自治体の基本情報

人口	59,473 (人、R1.10.1)	世帯数	22,730 (世帯、R1.10.1)		
高齢化率	38.2 (%)	生活保護受給率	1.04 (%)	面積	1,174.24 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	65.1 (%)	公立小学校数	16(校)	公立中学校数	7(校)
地域包括支援センター	直営 1ヶ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1ヶ所 (社会福祉協議会)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>新潟県の最北部に位置する岩船・村上地域は、新潟県で最大、全国でも 14 番目の面積を有する村上市をはじめ、関川村・粟島浦村の 1 市 2 村から構成されています。</p> <p>全国的に鮭の街とも知られ、お酒そして村上牛、北限のお茶、独自の風土に守られた美味しいものが揃っている街です。</p> <p>日本海や朝日連峰・飯豊連峰の山々などの自然環境に恵まれており、磐梯朝日国立公園に属する両連峰に源を發する荒川と三面川は、清らかな雪融け水を運び、流域の広大な田んぼを潤してくれます。環境省認定の「平成の名水百選」に荒川と吉祥清水が選ばれているなど、良質な「水」を生かした農業生産が盛んな地域でもあります。(いわふね米 PR パンフより)</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>社会資源 (公的資源・民間資源) が乏しい環境であるうえ、公的機関への相談は敷居が高く、相談者が気軽に相談できる環境とは言えないため、気軽に相談できる環境を整える。</p> <p>また、関係機関・民間団体の組織化も増える中、相互が得手不得手を認識するなど、民間団体と公的機関の一体となる取組には、連携を束ねる中核的な役割を担う部署など、体制づくりを目的とする。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>世代を問わず支援が必要な方が適切な支援に繋がりがやすくすることで、困難や困窮に陥ることを未然に防止し、地域住民一人ひとりが本来持っている力を地域で十分に発揮できるようにする。ひいては地域福祉全体の底上げに繋がる。</p>

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	村上市
②事業名	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	近年の複合的な課題を抱えた家庭への対応が深刻となっており、案件が重篤になる前の早期介入が必要である。 また、社会資源（公的資源・民間資源）が乏しい環境であり、且つ公的機関への相談は敷居が高く相談者が気軽に相談できる環境とは言えない。 関係機関・民間団体の得手不得手の相互の認識のため連携を束ねる役割と、問題定義や判断基準の統一化を図るなどの体制づくりが必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	H17.4 村上市立山北中学校心の教室相談員、H19.4～村上市立山北はまゆり学童保育所指導員、H20.4～村上市家庭児童相談室(途中延べ3年間産休等)、H28.10～村上市青少年健全育成センター指導員、H30.4.24 社会福祉士取得
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	村上市福祉課(社会福祉事務所)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>当事業実施により民間支援団体等を発掘や、既存団体も含めた民間団体等で構成するグループ化を模索。財政的支援なども検討しながら、民間団体がさらに自立活動を活発化することにより、より充実した相談・支援体制となり、複雑化した地域ニーズへ対応する。また、行政では敷居が高いと感じる相談者もあるため、気軽に相談できる環境を整え、早期の実態把握を図る。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 12回 ・民間団体との意見交換会3回、関係機関との状況共有会3回 ・出張福祉相談窓口の開催6回(生涯学習推進センター等)</p>	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 6回(民間団体(生活困窮者支援団体、子育て支援団体等3～4団体)3回、関係機関(6機関、地域包括支援センター、家庭児童相談室等)3回)</p>	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>村上市社会福祉協議会や民間団体等との連携により、共同募金の活用や寄付金など財源確保に努める。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>近隣取組自治体との情報交換を実施し、立ち位置や効果的な手法などを学ぶ。 既存の民間団体等との連携により、地域ニーズや情報を共有し新たな資源の発掘や新たなグループを創出し、チーム自体が自らの活動を活発化することにより、自主財源を確保していく。</p>	
オ その他	
<p>支援者の発掘についても、やがて支援者が次の支援者を育てる資源が循環する体制を民間団体等と協働しながら取組む。</p>	
⑧事業の成果目標	
<p>行政主体での事案の把握であったものが、民間団体との連携により、より掘り下げた事案や地域課題の把握が可能となる。既存の社会資源に繋がってはいないものの事態が改善しない事案で、民間団体等に繋がる事で事態改善を図る。(目標：民間団体へ繋がり事案が改善したケース5件)</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p>域住民の相談を丸ごと受け止める場の整備と周知を実施する。 上記の場の設置は、場所については市役所庁舎などは敷居が高いと感じる方が少なくないため、複合施設に設けるなど相談しやすい環境とし、相談体制については民間団体と連携など、地域資源の活用と住民ニーズを直接把握する。</p>	

新潟県 関川村

都道府県名	新潟県	市区町村名	関川村
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	5, 8 2 2 (人)	世帯数	1, 9 4 1 (世帯)
高齢化率	3 9. 2 (%)	生活保護受給率	0. 6 9 9 (%)
面積	2 9 9. 6 1 (k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	1(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営：1か所		
生活困窮者自立相談支援事業	新潟県が実施(委託)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>県都新潟市の北東約 60 kmに位置し、飯豊連峰・朝日連峰に囲まれた盆地で、93%が山林です。村の中央を清流荒川が流れ、支流に沿って 54 集落が点在しています。村の中心部には 18 世紀の街並みが残り、生活の中に歴史が溶け込んでいます。主幹産業は、農業とえちごせきかわ温泉郷を主としたサービス業ですが、地域おこし協力隊の受け入れを始め、人口減少、少子高齢化の取組にも力を入れています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	関川村は、近隣市町村と合併せずに自立の村として歩んでいる。しかし、少子高齢化・人口減少が加速している。孤立や引きこもりの課題もある。そのような状況で、行政のみでなく、地域住民や関係者が連携しアイデアを出しながら、地域の課題を把握、共有し、自助・互助・共助の取組が必要である。様々な地域課題に取り組み、住民一人一人が自分らしく最期まで暮らせる地域づくりの核となる地域共生居場所(拠点)を開設し、拠点から地域の助け合いや相談支援体制に取り組む必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	居場所を核として、世代間交流や当番(ボランティア)と利用者の交流等から、地域課題を地域で解決できるための助け合いの仕組みやネットワークづくりへと発展させる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	関川村社会福祉協議会		
②事業名	関川村地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	平成 3 0 年度の協議体(生活支援体制整備事業)において、地域課題の解決に向けた取組について協議した結果、居場所を核とした自助・互助の助け合いシステムづくりを目指すことになった。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
関川村全域	関川村全域	5, 8 2 2 人	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	

(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 旧社会福祉センターを地域共生居場所として整備し、交流の場、住民の自主活動の拠点とする（週2回開所）。	(運営主体) 関川村社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、地域福祉活動に携わる者	(研修の内容) 昨年度に引き続き、支え合い、助け合いをテーマとした研修会を開催する。	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
①社会福祉協議会の共同募金②村内スーパーと連携し賞味期限が近い食品を安価で提供してもらう③バザー④閉校した学校の備品活用等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）、認知症総合支援事業（認知症地域支援推進員）、社会福祉協議会日常生活自立支援事業（担当者）等		
事業の成果目標		
①地域共生居場所が地域に根付く②目標数：拠点のボランティア10人、拠点の参加者360人、研修会参加者50人③居場所運営会議の開催（毎月）：ボランティア、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、地域包括、行政等		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 関川村全域	(対象地域の範囲) 関川村全域	(人口) 5822人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 居場所を活用し、住民の相談を丸ごと受け止める体制とする。福祉関係機関と連携し、相談日を設ける。	(相談を受け止める人) 地域包括支援センター、保健師、日常生活自立支援事業相談員、障害担当等	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 居場所の通信や村の広報等で周知するとともに、民生児童委員、集落区長、医療機関、金融機関、商店等と連携し、一丸となって会議の場での周知、店舗等にチラシを掲示してもらう。必要なケースには積極的に声かけをお願いする。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生児童委員、保護司、NPO（引きこもり支援）等と福祉に関する全体会議を開催（新規）し、お互いの現状や課題を共有、連携を図る。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 困難な事例等は、生活困窮者自立支援制度相談員、福祉事務所等と連携し、専門機関へつなげる。	(バックアップする人) 地域包括支援センター、保健師、日常生活自立支援事業相談員、障害担当等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
包括的支援事業（地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員）や、社会福祉協議会との協働事業として、連携しながら整備している。		
事業の成果目標		
①共生居場所が住民の相談窓口として機能する②福祉に関する全体会議（新規）を開催し現状や課題の共有を図る		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
①居場所での相談件数、内容等について集計、分析する②社会福祉協議会の事業担当者が次年度相談支援包括化推進員として活動できるよう、毎月の会議等で相談内容等を協議する③関係機関との連携会議において、地域に不足している社会資源等のサービスについて協議する④教育委員会、農業分野との連携を図る⑤既存の資源を調査する		

新潟県 新潟市

都道府県名	新潟県		市区町村名	新潟市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	789,368 (人)		世帯数	340,814 (世帯)		
高齢化率	29.1 (%)	生活保護受給率	1.493 (%)	面積	726.45 (k m ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	93(%)	公立小学校数	107(校)	公立中学校数	56(校)	
地域包括支援センター	委託 29 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所					

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>新潟市は、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自然に恵まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。</p> <p>平成8年には「中核市」に指定され、平成17年には、近隣13市町村との合併し、平成19年に政令指定都市となりました。</p> <p>国内最大の水田面積を持つ大農業都市でもあるという、他の政令市には見られない特徴を兼ね備えています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組みたい目的・狙い	<p>コミュニティーソーシャルワーカーを中心に、様々な相談支援機関との横串を通し、各区に存在する固有課題を少しでも前に進める。</p> <p>また、相談支援機関のみでなく、様々な福祉専門職・地域の方々に広く連携する意義を伝え、個別課題を地域課題として捉え、ネットワークを活用し、解決に導いていけるような連帯意識の醸成を図りたい。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>上述のとおり、個の問題を地域の問題として捉える連帯意識の醸成。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	新潟市社会福祉協議会	
②事業名	新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	<p>本市は広域合併を経て平成19年に政令市に移行したことにより、市域が広域化し、各区による環境もさまざまであり、解決すべきテーマもさまざまである。</p> <p>各区における地域課題を抽出し、さらに解決に導くための取組として、当該事業及び連携して実施する新潟市多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施が必要である。</p>	
④事業内容	<p>ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p>	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
各区 (全市)	各区	789,368

(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会、地区社協、コミュニティー協議会、地域包括ケア協議体、地域活動団体	(支援の内容) 地域の座談会、各種団体での課題を洗い出す会合（座談会など）の企画や運営。	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) サロン、子ども食堂などのソフト対策。コミュニティーハウス等のハード対策	(運営主体) ソフト：各運営団体 ハード：コミュニティー協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域活動に係る各種の研修会。事例検討会。	(研修の内容) さまざまだが、例えばサロンでは区単位での事例検討会、勉強会を実施	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ボランティア団体の立ち上げ支援、企業 CSR 活動（みまもりなど）の活用 を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援コーディネーター配置事業、地域包括支援センター事業 等の相談支援関連事業及び、サロン活動や子ども食堂活動支援、安心見守りネットワーク登録事業者による企業の CSR 活動等の地域活動支援事業の全て。これら事業では、地域力強化に関わる様々な取り組みが各事業で展開されている。例えば、これらの事業において配置される専門職の実施する事業や取組は地域住民からすれば、どれも同じ「地域活動の取り組み」である。専門職相互の横串を通すために専門職相互の連携会議を開催することや、各事業で実施される地域住民との会合・研修会への当事業の専門職の同席・または同時開催することにより、地域住民の声を複数の網によりキャッチする体制を構築する。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間の設置数 500 か所。（H30 末 474 か所） ・安心見守りネットワーク登録事業者 150 事業者 H30 末で 140 事業者（店、事業所含む） <p>この他、各区ごとに別紙のとおり目標を設定している。 （この目標は「相談を包括的に受け止める体制の整備」及び多機関の協働による包括的支援体制構築事業でも共通の目標となる）</p>		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 各区（全市）	(対象地域の範囲) 各区	(人口) 789,368
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各区社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 区社協職員（CSW 兼務の管理職）	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の座談会・研修・会合での宣伝。福祉専門職・協力事業者を通じての周知。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域会合等への参加、地域福祉コーディネーター育成研修（コミュニティーソーシャルワークの実践についての研修を実施するもの）、安心見守りネットワークの活用（地域事業者に日常業務内で異常を発見した場合に通報を受ける取り組み）。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域福祉コーディネーター育成研修や、専門職相互のネットワーク会議の開催等による、専門職相互の連携意識の醸成。及び連携の実施。	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター （コミュニティーソーシャルワークの実践についての研修を修了した福祉専門職） H30 末で 997 名	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
上記「住民に身近な圏域」における関連事業の他、地域福祉コーディネーター育成事業 等。		
事業の成果目標		
地域福祉コーディネーター数（延べ）1,097 名 その他別紙のとおり。		
ウ その他		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画書を参照

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	新潟市社会福祉協議会	
②事業名	新潟市多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	<p>多問題を抱える住民の課題を解決するためには、個別の課題の支援によるものでは解決することはできない。課題を抱える住民の個別課題を複合的に捉えると共に、当該個別課題の抽出から地域全体の課題として捉えるための仕組みづくり、解決に至るまでの支援などを実施する必要がある。この取組をより強化するため、相談支援包括化推進員を配置する。</p> <p>当事業では、新潟市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業と一体的に実施する。</p>	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	新潟市社会福祉協議会職員 (社会福祉士等) 正職CSW8名	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	新潟市社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民によるネットワーク会議（座談会）の開催 ・福祉専門職によるネットワーク会議 ・各区に配置しているCSWの事例検討会 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 支援の途上で必要となった際に、随時関係者（親族、地域住民、専門職、民生委員）等と開催する。	(既存の会議の名称) 「ケース検討会」など	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 市内の「地域福祉コーディネーター」（新潟市で独自に設定している役職。地域福祉に関する多問題に対するアプローチ方法を学んだ福祉専門職のこと）との連携会議の実施。	(既存の会議の名称) 「ネットワーク会議」など	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こした各個別課題に対しての解決方法の一つとして地域資源の活用を図る取組を実施。 例) 共助による助け合いサービスを利用者間の利用料徴収により賄う。 ・地域に存在する企業への協力依頼を図る。 ・専門職相互の連携による無償の協力体制の構築。 		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチにより把握した個別課題を地域課題として捉え、地域住民を巻き込んだ課題解決を図る中で、地域の助け合い意識の醸成を図り、任意組織の立ち上げ支援まで実施（サロン立ち上げ、ボランティア組織立ち上げなど） 		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
別紙のとおり		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
地域力強化推進事業実施計画書を参照		

任意-16-④-⑧事業の成果目標			
区	取り組み内容	アウトプット	アウトカム
北	①大学や行政機関など、関係機関とのネットワーク構築の充実を図る。	①関係機関との連絡会の開催	①②相談件数の増加
	②地域包括支援センターの出前出張相談への同行を試験的に実施。	②包括の出張出前相談の同行	
東	①平成30年度に開催したネットワーク会議から見えてきた生活課題について、関係機関と連携して解決に向けたシステム構築を目指す。	①システム構築のための打合せ、会議の開催	①支援システムの構築
	②地域で出前講座を行い、支えあい、助け合いの意識を醸成する。	②出前講座の開催	②参加者の理解度
中央	①ゴミ屋敷支援をきっかけにした社会的孤立の課題を解決する仕組みづくりを行っていく。	①地域福祉ネットワーク会議の開催	①ゴミ処理業者等とのゴミ屋敷支援プロジェクトの発足
	②地域福祉コーディネーターとの関係性を構築し、会議を通して官民協働の解決のシステムづくりをする。	②課題解決のための検討会議の開催	②支援ケースの増
江南	①食を通じて子どもたちの安心できる場所を創り、地域の人との顔の見える関係を築く。	①地域開催のすまいるランチ	①すまいるランチでの利用者との関わり
	②地域福祉ネットワーク会議を開催する。	②地域福祉ネットワーク会議の開催	②開催目的の理解度
秋葉	①ひきこもり状態にある人や家族が相談しやすい場所になるためのひきこもり講座を開催する。	①ひきこもり講座・交流会の開催	①ひきこもり相談件数の増
	②既存制度では対応できない生活課題に対し必要な支援を行う。	②入学準備支援事業の実施	②ひとり親世帯からの相談件数の増
南	①住民が主体的に地域課題を把握して解決していけるような働きかけを関係機関と検討する。	①CSW研修会の開催	①参加者のアンケート趣旨・目的理解度
	②多職種連携研修会を開催する。	②深める会との共催研修会の開催	
西	①異業種交流会「西Co.Mi.NET」の開催により、専門職間の日常的なつながりを強化する。	①異業種交流会の開催	①アンケート理解度
西蒲	①複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を参集し、情報共有や課題解決に向けた検討を行う場を設けます。	①包括的支援体制検討会議	①複合化・複雑化課題の協働解決事例
	②個別支援から表面化した地域課題解決のため、社会資源の創出を目指します。	②社会資源創出に向けた検討会	②地域住民を交えた検討会

長野県 伊那市

都道府県名	長野県	市区町村名	伊那市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	67,896 (人)		世帯数	27,761 (世帯)	
高齢化率	30.81 (%)	生活保護受給率	0.22 (%)	面積	667.93 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	75.69(%)	公立小学校数	15(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター	直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>長野県の南部に位置し、南アルプスと中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、市の中央部を天竜川と三峰川が流れる豊かな自然と歴史・文化が育まれた自然共生都市である。産業面では、電気、精密、機械などの高度な加工技術産業や食品などの健康長寿関連産業が発展し、モノづくり産業の拠点として、いくつもの工業団地が形成されている。また、肥沃な土地と豊かで良質な三峰川水系の水をいかした米作りのほか、野菜、果樹、花卉などの農業が盛んである。観光面では、「天下第一の桜」と称される高遠城址公園の桜や、仙丈ヶ岳を中心とする南アルプス国立公園といった観光資源があり、スキー場や農業公園、温泉入浴施設なども整備され、多くの観光客がこれらの観光地を訪れている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>現代社会においては、少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化など社会構造に変化が生じてきている。人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会の実現を図ること。そのために、当市における地域共生社会としてのあるべき姿を描き、それを推進するための住民意識改革プログラムの開発等の施策を展開する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>住民意識改革プログラム等に基づき、子ども、高齢者、障害者などさまざまな住民が参加する活動を展開し、地域共生社会の実現につながる住民意識の変化をもたらすこと。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊那市 (委託先 伊那市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	従来より、市内に小地域での助け合いの拠点組織(地区社協 13ヶ所、地域社協 120ヶ所)を作ってきたが、高齢者の単身世帯の増加による買物や通院などの交通手段の問題や、災害時の要支援者への対応、複合した課題を持つ世帯への地域での支えあいなど、住民主体の助け合いの活動をさらに充実していく必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊那市内	伊那市内	67,896人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会や社協役員、民生委員・児童委員 生活支援サポーター等	地域のネットワーク作り、関係機関との連携体制の構築	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
既存の集会施設等を活用	自治会(区)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
各自治会(区)の住民	買い物支援のネットワーク会議、災害時要支援者マップ作成研修、多機関協働の地域づくりセミナー	
(エ)その他		
各地区で行う、ご近所福祉計画策定会議、福祉懇談会		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの事業と連携していく。		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・買い物支援のネットワーク会議の開催及び、買い物支援活動の組織化 ・災害時要支援者マップ作成研修の開催及び、災害時支え合いマップ作成(10地区) ・多機関協働の地域づくりセミナーを開催し、様々な組織と地域課題の共有を図る 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊那市内	伊那市内の各自治会(区)	67,896人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地区社協13ヶ所、地域社協120ヶ所	地区社協役員、民生委員・児童委員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社協及び地域社協単位で開催されている、福祉懇談会等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域社協等で開催するサロン活動や助け合い活動		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
個別案件に関する専門職と住民の検討会議を開催	地域福祉コーディネーター及び地区担当職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターの事業と連携していく。		
事業の成果目標		
課題を把握した際、どのように対応していくか地域と関係機関の認識の共有を図り、早期に対応する体制の整備を行う。		
ウ その他		
地域共生社会の実現を目指し、市民も含めた研究チームで検討を行い、本市としての地域共生社会のあるべき姿を描き、それを推進するための住民意識改革プログラムの開発等の施策を展開する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成29年度からモデル事業として開始し、平成30,31年度も実施していく。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	伊那市 (委託先 伊那市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	重複した課題を持ち、また、制度の狭間に置かれた状況の世帯に対しては、一つの機関では対応が困難であり関連する機関が連携した支援が必要なため、市及び社会福祉協議会等の関連する部署が協力して対応する体制を整備するもの。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師の資格を有し行政での実務経験者 社会福祉士の資格を有し生活困窮者自立支援員としての実務経験者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	伊那市生活就労支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
多岐に渡る相談者の課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置し、関連する機関による「相談支援包括化チーム」を招集し、「見立て・役割分担・コーディネート」を行い、協働して相談支援を行う。「相談支援包括化推進会議」を定期的に開催し、個別事例の情報共有や課題の検討を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回開催 子育て、高齢、健康、学校、障害、生活保護等の職員、ハローワーク	(既存の会議の名称) まいさば支援会議及び、個別事例担当者会議を活用	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ①相談包括化チーム会議 (年6回程度) ②相談包括化推進会議 (年2回)	(既存の会議の名称) ①なし ②庁議調整会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
企業CSRによる伊那寄付マルシェの活用		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
伊那ふちバイト (就労訓練) の実施 墓地見守りサービス事業の開催 まいさば講座の開催		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
平成 29 年度に相談支援包括化チーム会議で検討された個別案件については、半数以上が支援の継続が必要であり、引き続き課題を整理し対応していく。 また、関係機関の役割分担や連携の取り方など包括化に向け、庁内の組織改編を進める。包括化推進会議を活用し、部局を横断した資源の開発を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成 30,31 年度に実施		

長野県 富士見町

都道府県名	長野県	市区町村名	富士見町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	14,494 (人)	世帯数	5,993 (世帯)
高齢化率	34.6 (%)	生活保護受給率	0.14 (%)
面積	144.37 (k m ²)		
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	78.95(%)	公立小学校数	3(校)
		公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託：1 か所 (富士見高原医療福祉センター)		
生活困窮者自立相談支援事業	同居：1 か所		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<ul style="list-style-type: none"> 生活圏の標高は 700～1200m の高原。夏は涼しく別荘、I ターン等、移住者も多い。冬は積雪もあるため 独居、高齢者の雪かきが困難。公的手段が少ないため、買い物や移動等が大変不便な地域である。 東西にそれぞれ連なる山々に挟まれた地形であり、入笠山や八ヶ岳、富士山が望める。 特産品としては、赤いルバーブ、どら焼きの皮にそば粉を使用したそばドラなどがある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立や社会的排除をなくし、個の課題・地域の課題と向き合い、他人事と思えない地域づくりを目指す。 生活している中での困りごと、生活のしづらさを受けとめる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> 地域・住民・企業・ボランティア等、各々の持ち味や特性が活かせ、共に地域づくりに楽しんで参加してもらう。 住民に近い存在である社協に相談ができるようになる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	富士見町（富士見町社会福祉協議会）	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	人口減が続いており、地域での結びつきも従前に比べ弱くなっていると感じる。そんな中、当町のような農山村でも、育児・介護・障がい・貧困、さらに育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題が顕在している。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全町		14,494 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会や地区社協、民生児童委員等	地域ネットワーク作り、関係機関との連携体制の構築	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
既存の集会施設等を活用	自治会（区・集落組合）	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
各自治体（区・集落組合）の住民	地域支え合いマップ、地域元気リーダー養成講座	
(エ) その他		
各地区で行う、ご近所福祉計画策定会議、福祉懇談会		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援 Co、地域包括支援センターの事業と連携していく		
事業の成果目標		
個人・地域課題を住民と町内事業所等と協働して取り組む		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
全町		14,494 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
富士見町社会福祉協議会	社協職員、地区社協、民生委員、児童委員	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社協単位で開催される、福祉懇談会等		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地区社協等で開催するサロン活動や地域支え合いマップ		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
個別案件に関する専門職と住民の検討会議を実施	生活支援 Co 及び地区担当職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援 Co、地域包括支援センターの事業と連携していく		
事業の成果目標		
課題を把握した際、どのように対応していくか地域と関係機関の意識の共有を図り、早期に対応できるように体制の整備を行う。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
分野特化した相談会の実施や、民生委員等との協働による訪問等の実施		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	富士見町 (富士見町社会福祉協議会)	
②事業名	他機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	社協は個々の部署と外部機関のとの連絡体制は構築されている。複合化した課題を解決するために体制をより強固にする目的で、相談支援包括化推進員を配置し、風雑化してきている世帯の課題に適切に対応するため、横断・重層的なネットワーク体制構築を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を有し、かつ相談業務経験が豊富な者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	富士見町社会福祉協議会 地域福祉係	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
多岐に渡る相談者の課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置し、関連する機関による「相談支援包括化チーム」を招集し、「見立て、役割分担、コーディネート」を行い、制度の狭間で苦慮する状況を作ることなく切れ目のない支援に取り組み、協働して相談支援を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 随時：住民福祉担当、保健師、まいさぼ、民生委員、包括、生活支援 Co、CM等	(既存の会議の名称) まいさぼ支援会議および個別支援会議	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 随時：まいさぼ、福祉事務所、生活支援 Co、CM、住民福祉課等 ・年1回：MSW、住民福祉課、子ども課、保健師、CM、まいさぼ、生活支援 Co、HW、障がい	(既存の会議の名称) 調整会議及び、担当者会議を活用	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金、企業 (社協会費)		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
まるまる相談室：総合相談窓口として、生活の中で困っていることについて話を聴く。様々な機関と協働し、解決に向けて伴走型の支援を行う。分野に特化した相談会の実施。 生活支援体制整備事業 (生活支援 Co) と共同してすすめ、包括的支援体制整備事業で把握した個別事例をもとに、新たな社会資源の必要性を検討する場をもつ。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
まるまる相談室、関係機関からの把握 ひきこもりなど、分野に特化した相談会の実施、民生委員との同行訪問 気になるシートの活用、地域福祉活動委員会で課題に対し支援の方向を調整する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
生活支援体制整備事業 (生活支援 Co) と認知症地域支援・ケア向上事業と協働してすすめ、地域の支え合いによる支援の方向を探る。		

長野県 朝日村

都道府県名	長野県	市区町村名	東筑摩郡朝日村		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,571 (人)		世帯数	1,510 (世帯)	
高齢化率	30.86 (%)	生活保護受給率	0.05 (%)	面積	70.62 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営：1カ所 委託：0				
生活困窮者自立相談支援事業	直営：0 委託：東筑摩郡の5村で1カ所に長野県が設置				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>○総面積は 70.62 k m²。面積の 87%が山林を占める。北・中央アルプスの接点となる鉢盛山 (2,447m) を背にゆるく傾斜した扇状に台地が広がり、住居地と耕地をなした農業立村のむらです。</p> <p>○平成 22 年度総就業人口 2,569 人；第 1 次産業 22.5%、第 2 次産業 27.7%、第 3 次産業 49.8%</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>少子高齢化進行、人口減少、地域の繋がりの希薄化等により、福祉ニーズが多様化・複雑化し、地域共生社会の実現が求められるため、当事業を採択し早期に実現化する。</p> <p>1. 「地域力強化推進事業の目的」；子供・高齢者・障害者など全世代を対象に、村民が村民の身近な地区で、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり。</p> <p>2. 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的」；現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者 (8050 世帯など) に対して、村における育児、介護、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭(ダブルケア世帯)等、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	朝日村(補助先:朝日村社会福祉協議会)	
②事業名	朝日村有償生活支援サービス「いいせ」、子育て・障がい・介護・生活全般 困りごと相談窓口「ぶらっとふらっとカフェ」	
③事業実施の必要性	地域の要援護者の自立生活に向けた支援を住民自身が支え手となって実施することで、その人らしい尊厳ある暮らしを推進し、他人事を「我が事」に変えていく体制づくりと、生涯現役の「健康でいきいきとした朝日村」を目指す。事務局は地域づくりに実績ある社会福祉協議会に置く。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 全村	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 4,571(人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 「いいせ」協力会員交流会議	(支援の内容)村担当者などが協力会員登録も行き、事業運営を見守る。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 「えべやかたくりの里」	(運営主体) 社会福祉法人 朝日村社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 村直営「支え愛の手講座」(介護予防サポーター講座)	(研修の内容)年6回。読み聞かせ、理学療法士による運動講習×2回、先進地視察、認知症ケア、介護保険 等	
(エ)その他 新たな仕組みに終始せず、「村シニア大学卒業生」や「仕事を支える会」など既存の住民活動の担い手と協調する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 令和元年度に地域福祉計画を策定し、自主財源確保のための取組(委託先による共同募金の活用や企業などの寄付金拠出の働き掛け)を位置づける。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターは社協に配置。		
事業の成果目標 ○概 31年3月現在「いいせ」登録件数⇒利用会員8名・協力会員40名。相談件数11件。コーディネート結果⇒いいせで対応5件かつ支援実績47回(ゴミ捨て・パソコン操作指導・庭木剪定)。○コーディネート件数と結果について令和元年3月は1.5倍件数を目指す。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 全村	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 4,571(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 子育て・障がい・介護・生活全般 困りごと相談窓口「ぶらっとふらっとカフェ(場所:えべやかたくりの里)」	(相談を受け止める人) 社協総務・地域福祉係担当(社会福祉士・主任ケアマネ)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 全村回覧、全村告知放送、社協広報誌での周知。 区長・地区長会議・民生委員会・地域ケア推進会議など村内様々な会議の周知など。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 生活の中での悩み事、困り事(子供から高齢者まで)を気楽に相談できる場所(入口)をカフェ形式で設置。月1回カフェ開設。出前型の「お茶によばれましょや」も地区の家庭縁側等で開催する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談内容により、専門的な機関へ繋げる。	(バックアップする人) 社協総務・地域福祉係担当(社会福祉士・主任ケアマネ)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 役場地域包括支援センター、役場健康づくり担当保健師など		
事業の成果目標 プライバシーを守り、安心して相談を貰う場づくり。相談件数12件。いいせ等に繋ぎ、解決を目指す。社協内の解決件数6件。他6件は相談を整え、専門的な機関へつなぐ。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画 実施済み		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	朝日村	
②事業名	相談支援包括化推進事業	
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化の進展、家族や地域社会の変容による地域課題を解決するため、地域共生社会をより具体化させたい。具体策として様々な対象者を包括的に受け止める相談体制を推進したい。＜具体策＞住民福祉課担当者○アグリビジネスセンター（援農ニーズ）との農福連携、○朝日小学校コミュニティスクール（CS）との学福連携。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	○行政経験が豊かな役場OB。○職歴；教育長、総務課長、住民福祉課長など。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	朝日村役場 住民福祉課 地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
少子高齢化の進展、家族や地域社会の変容による地域課題を解決するため、地域共生社会をより具体化させたい。具体策は様々な対象者を包括的に受け止める相談体制を推進。相談支援包括化推進員を設置し、地域包括支援センター、農家、学校など様々な機関と連絡調整し、チームワークとネットワークを強化する。また、村民福祉に関する生活ニーズの課題解決を踏まえ、その他担当課との庁内連携の役割（庁内連携会議等）も担う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載	①庁内連携会議（年3回）；役場庁内各課担当者。 ②朝日村地域ケア個別会議（随時）；介護等の支援チーム員。 ③朝日村ケース検討会議（まいさぼ東筑と協働）	（既存の会議の名称） 村地域ケア個別会議 朝日村ケース検討会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載	①庁内連携会議（年3回）。②朝日村生活支援協議体への出席。対応案件について事例検討会も行い、足りないサービスを基盤整備する（年2回）。③朝日村地域ケア推進会議への出席（年6回）。	（既存の会議の名称） 村生活支援協議体会議、 村地域ケア推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
令和元年度に地域福祉計画を策定し、自主財源確保のための取組（委託先による共同募金の活用や企業などの寄付金拠出の働き掛け）を位置づける。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
積極的なアウトリーチから地域課題を発見する。 社協の地域コーディネート力を高めるため、地域福祉活動計画の策定を社協へ勧奨する。		
オ その他		
○アグリビジネスセンター（援農ニーズ）との農福連携 ⇒ 農業就労する障害者等3件。 ○朝日小学校コミュニティスクール（CS）との学福連携 ⇒ オープンランチ（小学生と高齢者の交流昼食等）を年3回開催。 ○庁内連携会議の開催を年3回。 ○10月15日長野県「地域共生社会の実現に向けた取組に関する研修会」でのシンポジウム実践報告者として出席対応 ⇒ 10月12日台風19号被害で中止。		
⑧事業の成果目標		
○アグリビジネスセンター（援農ニーズ）との農福連携 ⇒ 農業就労する障害者等3件。 ○朝日小学校コミュニティスクール（CS）との学福連携 ⇒ オープンランチ（小学生と高齢者の交流昼食等）を年3回開催。 ○庁内連携会議の開催を年3回。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
実施済み		

長野県 木島平村

都道府県名	長野県	市区町村名	下高井郡木島平村		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,694 (人)		世帯数	1,816 (世帯)	
高齢化率	38.2 (%)	生活保護受給率	0.1917 (%)	面積	99.32 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	92.4(%)	公立小学校数	1(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>長野県木島平村は、長野県の北端に位置し、人口 4,694 人 (R1.10.1 現在)、65 歳以上人口 1,795 人 (38.2%)、15 歳以下人口 542 人 (11.5%)、H30 年度出生数 20 人 (R1 年度見込 16 人)、総面積のうち 8 割が山林、1 割が田畑で、農業と観光業と主たる産業とする村です。冬期には多くの降雪があり、県の特別豪雪地域に指定されています。</p> <p>農業では稲作がその多くを占めており、米・食味分析鑑定コンクール国際大会では 10 年連続金賞を受賞する米どころです。その他の作物では、アスパラガス、ズッキーニ、きのこと類などの生産がさかんです。</p> <p>観光業では、特別豪雪地域という特性を活かしスキー場を運営するほか、グリーンシーズンには農業や山岳資源を活かし、都市部からの体験活動の受け入れなどを行っています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>貧困・生活困窮、アルコール中毒、うつ病、不登校、中途退学、引きこもり、精神・知的・発達障害など、問題を家庭内に抱えたまま「相談できない、どうしていいかわからない」状態で表面化せず深刻化してしまう事案があり、こうした状況を少しでも改善するため、様々な生活課題に対して「相談しやすい、誰でも相談できる」受け皿を整備するとともに、誰でも集まれる「日中の居場所」づくりを行い、閉じこもり防止や生活リズムの形成、将来的な就学や就労につなげる。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>当事者に対しては、貧困・生活困窮、アルコール中毒、うつ病、不登校、中途退学、引きこもり、精神・知的・発達障害などの問題は、家庭内だけで解決すべき問題ではなく、然るべき専門機関につなげて対処することで、困難さをやわらげたり解決への筋道を見つけることができる場合があることを周知し、「相談できる、相談しやすい」環境作りを行う。</p> <p>また、周囲を取り巻く人々に対しては、上記のような問題は「本人の努力ややる気が足りないから」ではなく、誰もがそうした状況に陥る可能性をもった問題であり、周囲の理解や支援が必要であるという意識の醸成を図る。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	木島平村(木島平村社会福祉協議会、特定非営利活動法人ぱーむぼいす)																			
②事業名	木島平村生活困窮者自立支援事業																			
③事業実施の必要性	<p>木島平村は人口 4,694 人(R1.10.1 現在)、65 歳以上人口 1,795 人、15 歳以下人口 542 人と他の山間町村部同様少子高齢化が顕著となっている。高齢者が多いことから、老人・福祉・介護にかかわる生活課題は従来から多く、その分相談窓口の明確化や支援体制の確立、住民意識としても「相談できる・相談していい」という意識ができてくる。</p> <p>反面、貧困・生活困窮、アルコール中毒、不登校、中途退学、引きこもり、精神障害、知的障害、発達障害などは、未だに問題を家庭内に抱えたまま、「誰にも相談できない、どうしていいかわからない」状態で、表にでにくく深刻化する案件が目立っている。</p> <p>こうした状況を少しでも改善するため、貧困等上記の生活課題に対し、「相談しやすい、誰でも相談できる」受け皿を整備するとともに、そうした「生きづらさ」を抱える人々の「日中の居場所」づくりを行い、就労、就学、学習指導、生活リズムの形成などの支援を行いながら、社会生活への復帰を促す。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>木島平村全域</td> <td>木島平中学校区</td> <td>4,694 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>憩いの家フレンズ(日中の居場所、就学就労支援の場)指導員</td> <td>指導員に対する賃金の支払い</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>憩いの家フレンズ</td> <td>木島平村</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>指導員、精神障害者家族会、民生委員のほか、村保健師や村家庭児童相談員など</td> <td>精神障害者や引きこもり、不登校・中途退学者の日中の居場所、学習・就学支援、就労体験の場となる「居場所」づくりのための研修。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>NPO 法人ぱーむぼいすに委託し、不登校・中途退学者などに対する訪問、相談、学習習慣の形成など学校や「日中の居場所」まで来ることが難しい児童等に対するケアを行う。</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>指導員や支援者の研修を深め、将来的には居場所・作業所の指導員や学習習慣の形成など、地域のボランティア等の社会資源により担える部分を増やしていく。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>民生委員、村社会福祉協議会生活支援コーディネーターや福祉活動専門員などと連携しながら、相談などにつながりにくい案件の把握に努め、支援につなげる。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>精神障害者、貧困等が原因でに高校中途退学者、引きこもり者に対し就学及び就労支援を行い、高校卒業資格取得や引きこもり者の就労を目的に事業を進める。施設利用者 5 名、最終的に就労できたもの 1 名の達成を目標とする。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	木島平村全域	木島平中学校区	4,694 人	(支援する対象)	(支援の内容)	憩いの家フレンズ(日中の居場所、就学就労支援の場)指導員	指導員に対する賃金の支払い	(拠点の場所)	(運営主体)	憩いの家フレンズ	木島平村	(研修の対象)	(研修の内容)	指導員、精神障害者家族会、民生委員のほか、村保健師や村家庭児童相談員など	精神障害者や引きこもり、不登校・中途退学者の日中の居場所、学習・就学支援、就労体験の場となる「居場所」づくりのための研修。
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
木島平村全域	木島平中学校区	4,694 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
憩いの家フレンズ(日中の居場所、就学就労支援の場)指導員	指導員に対する賃金の支払い																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
憩いの家フレンズ	木島平村																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
指導員、精神障害者家族会、民生委員のほか、村保健師や村家庭児童相談員など	精神障害者や引きこもり、不登校・中途退学者の日中の居場所、学習・就学支援、就労体験の場となる「居場所」づくりのための研修。																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>木島平村全域</td> <td>木島平中学校区</td> <td>4,694 人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>木島平村保健センター</td> <td>木島平村社会福祉協議会福祉活動専門員</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p> <p>(周知方法) 村ケーブルテレビ、音声告知放送等による周知、村広報への記事の掲載、チラシの配布により周知を図る。</p> <p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p> <p>(把握の方法) 村社協福祉活動専門員による地域の巡回、訪問による情報の把握及び民生委員が把握する地域課題等とのすり合わせを行い、課題の把握に努める。</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	木島平村全域	木島平中学校区	4,694 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	木島平村保健センター	木島平村社会福祉協議会福祉活動専門員								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
木島平村全域	木島平中学校区	4,694 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
木島平村保健センター	木島平村社会福祉協議会福祉活動専門員																			

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 初回相談は村社協福祉活動専門員が受け、不登校、生活困窮、就労支援、障害、介護、福祉等それぞれの分野につなげる。	(バックアップする人) 村保健師、村家庭児童相談員、生活就労支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
相談者の課題が介護・福祉等に関わる場合は地域包括支援センターと、生活困窮、就労等に関わる場合は生活就労支援センターと、その他必要に応じて村保健師、家庭児童相談員等と連携を図る。	
事業の成果目標	
生活困窮相談支援 6 件、不登校・引きこもり・中途退学等支援 3 件、精神・知的障害者等日中の居場所づくり 3 件、相談件数のうち 7 割を支援機関につなげる。	
ウ その他	
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

富山県 氷見市

都道府県名	富山県	市区町村名	氷見市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(H31.4.1 現在)

人口	46,730人		世帯数	17,555世帯	
高齢化率	37.8%	生活保護受給率	4.67%	面積	230.56k m ²
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	未調査	公立小学校数	12校	公立中学校数	5校
地域包括支援センター	直営：1か所 委託：4か所(ブランチとして市内4福祉事業所へ委託)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、富山湾に浮かぶようにそびえる立山連峰の雄大なパノラマが眺望できます。また、本市は資源管理型の環境にやさしい漁法「越中式定置網」の発祥の地としても知られ、初夏のマグロ、全国ブランドとなった「ひみ寒ぶり」、そしてイワシは「氷見鯛」として広辞苑にも掲載されるほど、水産業は今なお活気のある地場産業となっております。また、海越しの立山連峰、里山の自然、氷見温泉郷と氷見鯛、氷見牛などの地域資源を活かした観光業も重要な産業となっております。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>「地域セーフティネット構想」及び「第3次氷見市地域福祉計画(後期計画)」に基づき、コミュニティソーシャルワーカー(相談支援包括化推進員)の配置や住民等に対する学習、地域福祉活動への参加促進等に関する取り組み、活動拠点づくり、他人事を我が事に変えていくような働きかけを行い、地域で一人ひとりの生涯にわたる生活を支える仕組みづくりを推進することにより「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」の実現を目指す。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域にある生活課題を住民自ら明らかにし、将来の地域のあり方と自分や家族が暮らしたい地域の実現に向け、今何ができるかを住民同士で話し合い、外出支援や居場所づくりなど今もこれからの将来も魅力ある地域を維持し続けるために、常に住民自身が「我が事」と考え、住民の異変や状況変化などをキャッチできる人材を増やし、また、地域の中で相談を受けとめる場と機能を創出し、受け止めた相談を解決・改善に向けた連絡・連携の仕組みを創出する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	氷見市(社会福祉法人氷見市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉活動サポーター(見守り・相談力向上研修)事業	
③事業実施の必要性	地域の課題を「我が事」に変えていくための働きかけ、また、様々な課題を「丸ごと」受け止めるための体制構築については、これらの担い手の育成や環境の整備を図る必要がある。このことから、市全体及び地区(ブロック)別の研修会等を行うとともに、活動拠点の構築についても支援する事業を市社会福祉協議会へ委託して実施する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全体	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 46,730人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉活動サポーター(担い手)の育成 《別紙事業計画書①参照》	(支援の内容) 1. 研修(新規養成・フォローアップ)の実施 2. サポーターの活動実費弁償(活動費補助)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区社協等による活動拠点(公民館等)	(運営主体) 各地区社協(21地区)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 市民(60名程度)《別紙事業計画書①参照》	(研修の内容) 相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的にした内容(4回程度)《別紙事業計画書①参照》	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や善意銀行等、市民の寄付金の活用を検討する。《図1-①参照》		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・市包括支援センター ・生活支援コーディネーター ・地区社会福祉協議会活動 ・市社会福祉協議会活動等《図1-①、②参照》		
事業の成果目標		
・市内の全地区(小学校区単位)において、「なんでも相談所(仮称)」を開設する。 ・新規モデル2地区を指定し、地区内の相談受付体制の構築等を支援する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 指定モデル地区	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 10,383人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区社協による「なんでも相談所(仮称)」	(相談を受け止める人) 地区社協役員、民生委員、サポーター等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 既存活動での周知、回覧または全戸配布の案内による周知、地区内各種団体の会合等に出向き周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区内の公民館や集会場において定期的に相談所を開設するほか、既存活動の場においても「なんでも相談」の機会を設け、地域生活課題の把握を図る。《図1-②参照》		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) モデル地区で行われる「なんでも相談」に包括化推進員が同席し、相談を受ける住民の支援を行う。 《図1-②参照》	(バックアップする人) 包括化推進員(CSW)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・市包括支援センター ・第1、2層生活支援コーディネーター等《図1-②参照》		
事業の成果目標		
・市内の全地区(小学校区単位)において、「なんでも相談所(仮称)」を開設を目指す。 ・今年度は、2地区をモデル地区として指定し、地区内の相談受付体制の構築等を支援する。		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画 別紙事業計画②のとおり

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	氷見市(社会福祉法人氷見市社会福祉協議会)
②事業名	地域セーフティネット活性化事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>様々な関係者が、市民のあらゆる困りごとを共有するネットワークを広げるとともに連携を密にし、社会的孤立や排除のない共生の地域社会を作り上げていく必要があります。</p> <p>このため、既存の制度にとらわれることなく、地域における支えあい活動をコーディネートする人材(包括化推進員・コミュニティソーシャルワーカー等)を住民同士の顔が見える範囲(小・中学校区等)に配置することが求められています。</p> <p>さらには、このコーディネーターが中心となって、様々な生活支援のためのサービスが日常生活圏域で提供できる体制を構築することが必要となっています。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の資格を有し、個別支援のキャリアがあり、かつ地区社会福祉協議会の支援等の地域活動を行っている者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活困窮者自立相談支援・社会福祉法人氷見市社会福祉協議会 ふくし相談サポートセンター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	ふくし相談サポートセンターを「協働の中核を担う機能」と位置づけている。また、氷見市地域セーフティネットの構築を図る中で、包括的な相談支援体制の構築とともにその定着を図る。《別紙事業計画書②及び図2-①、②参照》
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 セーフティネット構築会議分科会、コア会議、ブロック会議、地域会議、ケア会議《別紙事業計画書②及び図2-③参照》	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 セーフティネット構築会議、コア会議、ブロック会議、地域会議、定例会議《別紙事業計画書②及び図2-③参照》	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	新たなサービスの開発等にあたっては、ボランティアの有効活用を図るほか、利用者に相応の負担を求めることも検討します。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	生活課題、地域課題の解決、改善を目的とした新たな地域活動の検討と合わせ、活動に係る経費とその確保のため、既存活動の活用、共同募金や善意銀行等、市民の寄付金活用を検討する。《別紙事業計画書②及び図2-①、③参照》
オ その他	
⑧事業の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数 120件 → 終結件数 70件(60%) (うち、複合的な課題を抱えた相談 50件 → 終結件数 25件(50%)) ・地域における相談窓口の設置数 10地区(全21地区中) ・相談支援チーム会議(行政、専門職、地域によるケース会議)チーム数 30チーム
⑨地域力強化推進事業実施計画	別紙事業計画書①のとおり

平成31年度地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上研修）事業実施計画書

1 業務の内容、実施予定期間及び実施場所

<p>(ア) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み 『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）養成研修』</p> <p>→氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連する、地域の相談窓口の担い手となる地域福祉活動サポーターの養成研修として、地区社協役員や民生委員ではない地域住民を対象として、特に相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得を目的とした研修を実施する。</p> <p>(イ) 活動拠点づくり 『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』</p> <p>→地区内での相談を受け付ける場づくりや、相談を地区内関係者間での共有方法と地区内での支援につなぐ仕組みづくり、コミュニティソーシャルワーカーなどへつないでいく仕組みづくりを、モデル地区を指定し構築する。また、①で育成された人材が活動に取り組むにあたり、</p> <p>(ウ) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ 『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』</p> <p>→上記で育成されたサポーターや地域のなんでも相談所で受け付ける相談を、単に個別の課題として取り上げるのではなく、地域の課題として捉え『我が事』として考えられる地域環境づくりを目的とした研修会を実施する。</p>			
内 容	実施予定期間	実施場所	詳 細
<p>(ア) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取り組み 『地域福祉活動サポーター（見守り・相談力向上）養成研修』</p>	<p>(1) 平成31年10月以降 (2) 平成31年6月頃</p>	<p>氷見市いきいき元気館ホール他</p>	<p>◆「地域の担い手育成」 (1) サポーター養成研修（4回程度） 講師：富山国際大学 教授</p> <p>市内・市外の実践者等予定 ※受講後、地区社協・民生委員活動のサポートや、地域とふくし相談サポートセンターとつなぐ役割を担ってもらうサポーターとして登録してもらおう（希望制）。 (2) フォローアップ研修 ※H30年度養成研修受講者対象 講師：富山国際大学 教授</p>
<p>(イ) 活動拠点づくり 『地区内の相談受付体制の構築（モデル地区指定）』</p>	<p>平成31年4月～</p>	<p>継続モデル地区3地区 新規モデル2地区程度 （布勢、余川、八代、阿尾の4地区から2地区を選定） 指定地区内公民館等</p>	<p>◆「なんでも相談所（仮称）」の開設支援 (1) 地区内検討会 ・相談所の具体的な開設方法の検討 ・地区内での相談共有ルールの検討 ・地区内での支援につなぐ仕組みづくり ・専門職への相談（情報）提供ルールの検討 (2) 継続モデル地区 ・相談所の開設の定例化の支援 ・地域会議の開催支援 （事例の共有、事例検討等） (3) その他、既存の地域活動の場における、CSW・市社協エリア担当による、住民の困りごとや不安、気になる近隣の情報等を収集する、アウトリーチを行う。</p>
<p>(ウ) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ 『地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会』</p>	<p>平成32年1月頃</p>	<p>氷見市いきいき元気館ホール他</p>	<p>◆地域課題を我が事として捉える地域づくり研修会 講師：個別支援や権利擁護等に関わる研究者または実践者等の県外講師</p>

図 1-①

氷見市が目指すセーフティネット構想(全世代・全対象型地域包括支援体制)

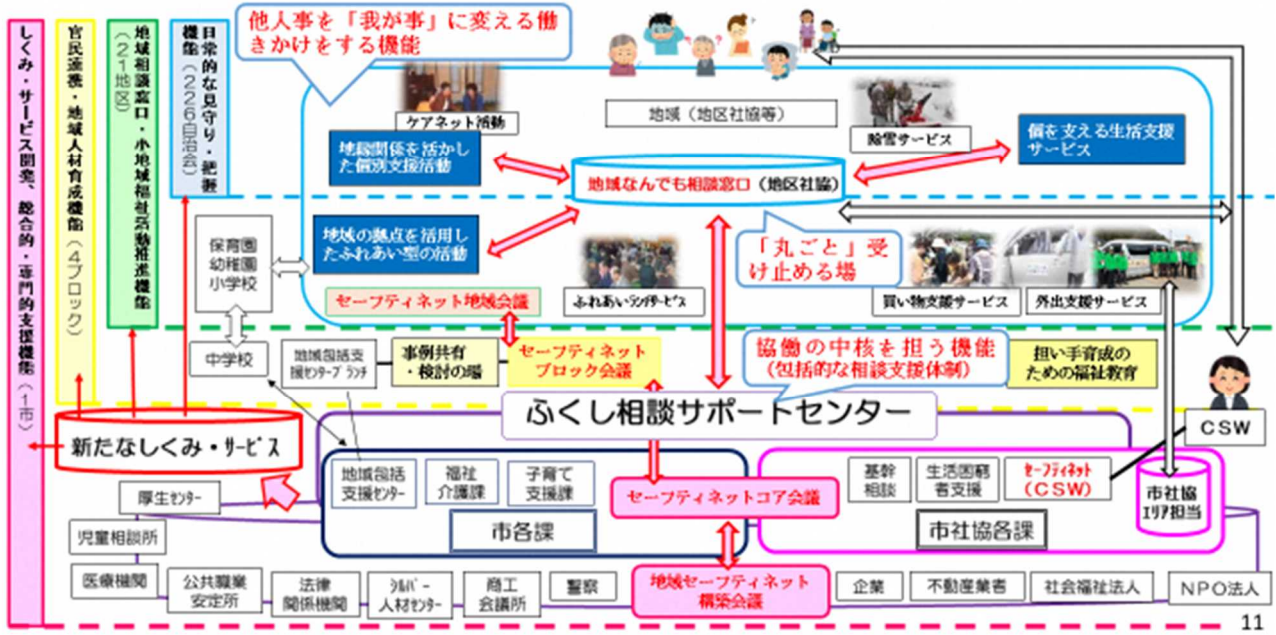


図 1-②

セーフティネットの全体像

多機関の協働による包括的支援体制構築事業
地域力強化推進事業

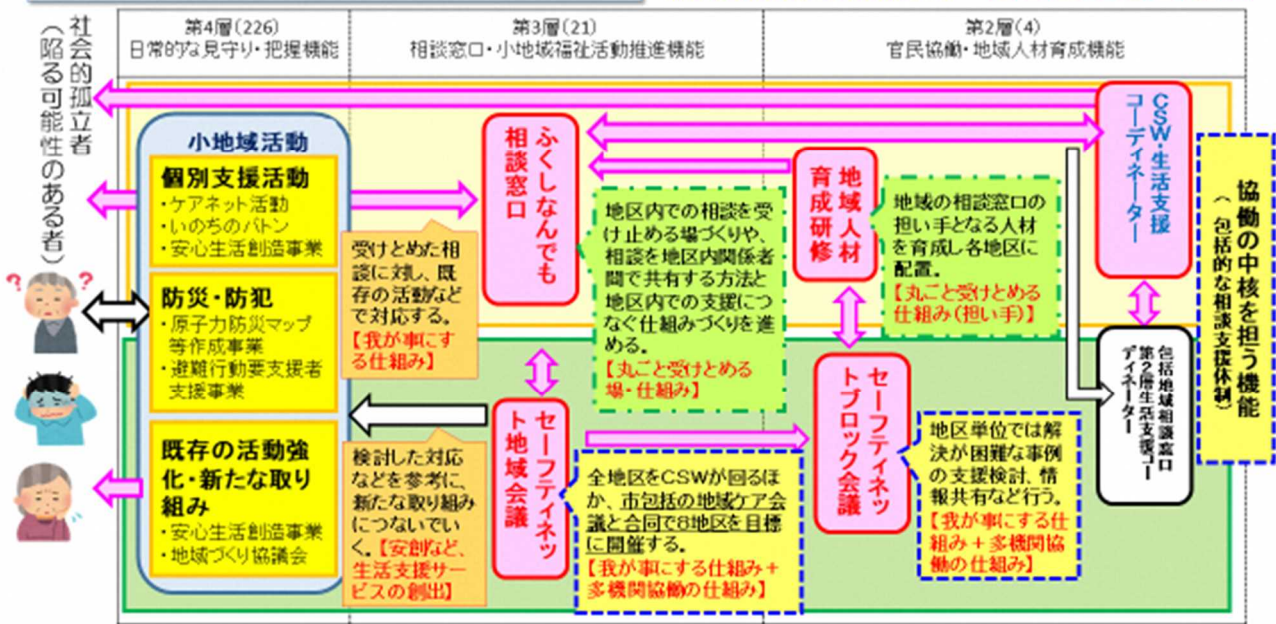


図 2-① 「包括的な相談支援体制の構築に向けた構想（全体像）」

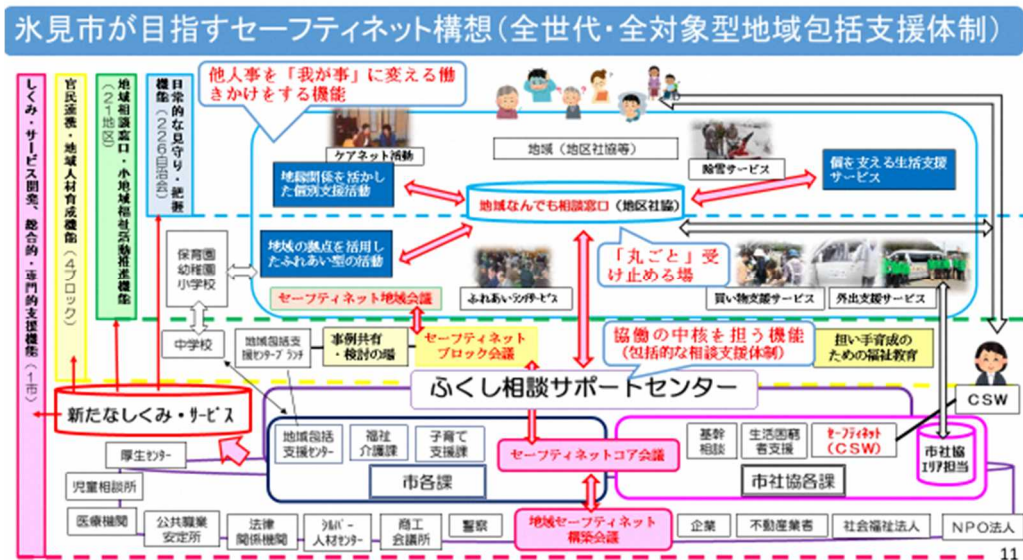


図 2-② 「協働の中核を担う機能（ふくし相談サポートセンター）」

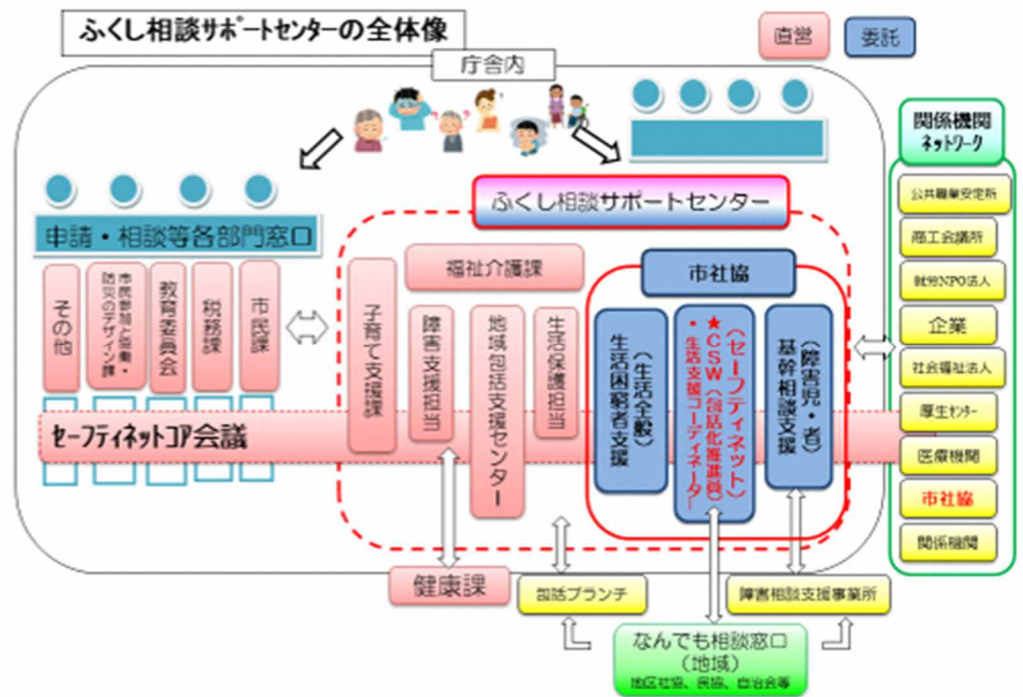
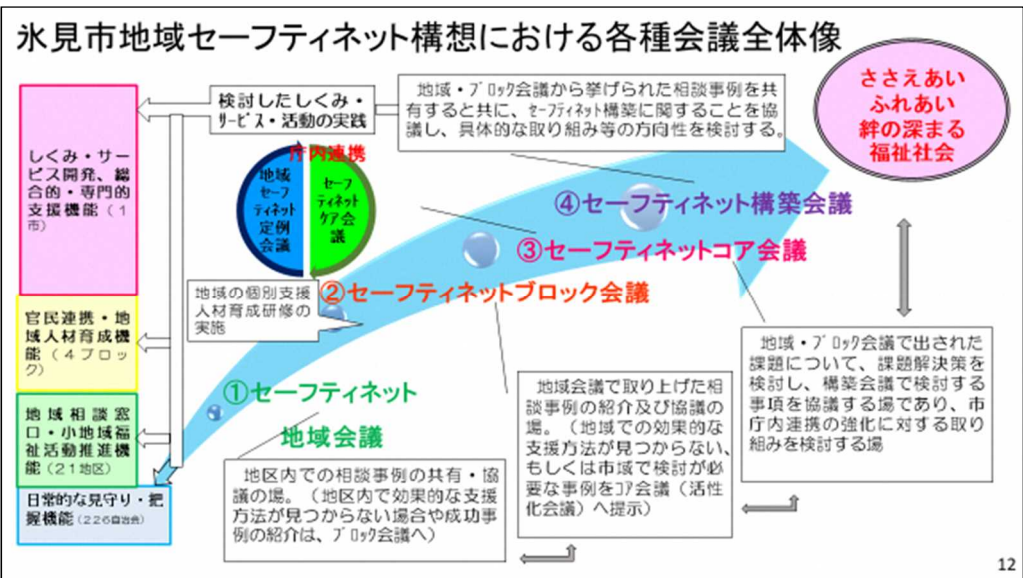


図 2-③ 「相談支援包括化推進会議に関わる会議」



富山県 富山市

都道府県名	富山県	市区町村名	富山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	416, 175 (人)		世帯数	179,938 (世帯)	
高齢化率	29.4 (%)	生活保護受給率	0.493 (%)	面積	1,241. 77 (k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	83.77(%)	公立小学校数	65 (校)	公立中学校数	26 (校)
地域包括支援センター	直営：32 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は県のほぼ中央から南東部分までを占め、県庁所在地では2番目の広さである。北には豊富な魚介類を育む富山湾、東には雄大な立山連邦、西には丘陵・山村地帯が連なり、南には豊かな田園風景や森林が広がっており、自然豊かな都市である。平成8年には旧富山市が中核市に移行し、平成17年4月には、7市町村が合併し新「富山市」が誕生した。また、本市は「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を推進し、全国的に有名な「くすりのまちとやま」や近年は環境、バイオ、IT産業の育成等の産業振興、および立山連邦や越中おわら風の盆といった観光振興を図り、誰もが暮らしたい活力のあるまちの実現を目指している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>本市では、平成25年度から少子高齢化が進んでいるまちなかの地区を中心に住民、行政、専門職、企業が連携し子どもや高齢者、障害者などすべての地域住民が、楽しく安心して暮らせるまちづくりを推進するため、顔の見える関係づくり、地域包括ケアを醸成してきた。</p> <p>平成29年度には、まちなか総合ケアセンターが設置され、医療・福祉・介護の連携支援、乳幼児の切れ目ない子育て支援が一層強化された。今後は、今まで培ってきた地域包括ケアを深化させ、地域力の強化を図るとともに、包括的に相談支援が可能となる体制を構築する。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>1 住民の身近な機関(保健福祉センター)で、包括的な相談ができる体制を構築する。</p> <p>2 従来、地域で行われていた事業に、「丸ごと」の視点を取り入れて広報啓発し、意識を醸成する。その集大成として、地域の中で継続的に集える場所が開催され、障害者への理解、閉じこもり、引きこもり者への支援、世代間交流による健康寿命の延伸の一助を根ざしたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	富山市										
②事業名	地域力強化推進事業										
③事業実施の必要性	<p>本市では、人口減少・超高齢社会を見据え、拠点集中型の「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を推進するとともに、平成 15 年から地域包括ケアの推進に取り組んでおり、平成 18 年には 32 か所の地域包括ケアセンターを設置し、要援護高齢者のネットワークづくりや介護予防や認知症施策等を地域を基盤に展開してきた。</p> <p>平成 25 年度から少子高齢化が進んでいるまちなかの地区を中心に住民、行政、専門職、企業が連携し子どもや高齢者、障害者などすべての地域住民が、楽しく安心して暮らせるまちづくりを推進するため、顔の見える関係づくり、地域包括ケア文化の醸成を図ってきた。平成 27 年度には、子育て世代包括支援センターを市内 7 か所の保健福祉センターに設置した。平成 29 年度には、地域包括ケアの拠点施設として、まちなか総合ケアセンターが整備され、医療・福祉・介護の連携支援、乳幼児の切れ目ない子育て支援が一層強化された。平成 30 年には、SDGs 未来都市に指定され、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取組を経済価値、社会価値、環境価値の統合による都市創造のスパイラルアップの視点から発展させ、「コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市」の実現を目指している。このように中で本市は、自治振興会をはじめ老人クラブの組織率が高く地縁が残っており、地域活動も活発である。また、要援護高齢者や認知症高齢者の見守りネットワークも現状では機能している。しかしながら 2040 年を見据えた時、これまで地域活動を支えてきた人の高齢化や介護の担い手の減少等が懸念されている。人口減少・超高齢社会の中で、これまでの地縁は生かしながらも、地域住民が現在の様々な活動や魅力を見える化するとともに、地域住民自らが自分たちの課題を捉え、目標を達成した地域事業の見直しや組み換え、団体同士の横のつながり、多様な主体の参画等を図り、魅力的な地域づくりを推進していく新たな仕組みづくりが必要である。</p>										
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域) 全市的取組と7つの保健福祉センターの内、中央・南・北保健福祉センターエリアのモデル地区 10 地区</td> <td>(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区。 堀川、五福、堀川南、蟻川、新保、山室中部、奥田北、岩瀬、倉垣、上条</td> <td>(人口) 83,997 人(R1.9 月末現在)</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、保健推進員、民生委員児童委員、生活支援コーディネーター</td> <td>(支援の内容) ＜市レベルで取組むこと＞ ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 ③ わがまちサロン事業 ひきこもりや不登校、精神の障害など、様々な背景から人や地域とのつながりが困難となった方々が、自立や社会参加の最初のステップとして、安心して過ごすことができる居場所づくりの推進 ＜モデル地区 10 地区で取組むこと＞ ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等</td> <td>(運営主体) 市及び町内等</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等</td> <td>(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等</td> </tr> </table> <p>(エ)その他 市レベルで地域の力を巻き込み課題解決を図る事業と、モデル地区を選定し、住民が主体になって解決する仕組みを行政とともに考えていく事業とする。現在、見える化されていない、地域住民が主体に取り組んでいる活動とその広がりや横系でつなぐ可能性を検討する。</p>		(対象地域) 全市的取組と7つの保健福祉センターの内、中央・南・北保健福祉センターエリアのモデル地区 10 地区	(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区。 堀川、五福、堀川南、蟻川、新保、山室中部、奥田北、岩瀬、倉垣、上条	(人口) 83,997 人(R1.9 月末現在)	(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、保健推進員、民生委員児童委員、生活支援コーディネーター	(支援の内容) ＜市レベルで取組むこと＞ ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 ③ わがまちサロン事業 ひきこもりや不登校、精神の障害など、様々な背景から人や地域とのつながりが困難となった方々が、自立や社会参加の最初のステップとして、安心して過ごすことができる居場所づくりの推進 ＜モデル地区 10 地区で取組むこと＞ ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援	(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等	(運営主体) 市及び町内等	(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等	(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等
(対象地域) 全市的取組と7つの保健福祉センターの内、中央・南・北保健福祉センターエリアのモデル地区 10 地区	(対象地域の範囲) モデル地区 10 地区は小学校区。 堀川、五福、堀川南、蟻川、新保、山室中部、奥田北、岩瀬、倉垣、上条	(人口) 83,997 人(R1.9 月末現在)									
(支援する対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、保健推進員、民生委員児童委員、生活支援コーディネーター	(支援の内容) ＜市レベルで取組むこと＞ ① 障害者や高齢者等の移動が困難な者を地域で支える仕組みを検討するための支援 ② 医療的ケア児及びその家族が安心して生活できるよう人材育成や体制整備 ③ わがまちサロン事業 ひきこもりや不登校、精神の障害など、様々な背景から人や地域とのつながりが困難となった方々が、自立や社会参加の最初のステップとして、安心して過ごすことができる居場所づくりの推進 ＜モデル地区 10 地区で取組むこと＞ ① わがまち・わがごと・まるごと会議の実施 自治振興会等が、地域の魅力と課題を共有し地域づくりを創造するための会議開催の支援 ② わがまち・わがごと・まるごと地域モデル事業 地域共生の視点を取り入れた活動を支援 ③ 子どもが健やかに育つよう地域ぐるみで妊婦や子育て中の母親を支援する取組の支援										
(拠点の場所) 保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター、公民館等	(運営主体) 市及び町内等										
(研修の対象) 自治振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員児童委員、保健推進員、生活支援コーディネーター等	(研修の内容) 地域共生社会推進の背景や先進的な地域の活動紹介等										

地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域力の向上、住民主体の解決を図っていく文化を醸成するために、全ての予算を最小限に押さえる。地元大学、社会福祉法人・企業などの理解及び連携を図り、将来は社会福祉法人の充実事業に結びつけたり等、財源確保の方法を検討する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、包括的支援事業、自殺対策事業、地域生活支援事業、健康まちづくり推進事業等		
事業の成果目標		
市レベルで取り組むことは、障害者移動支援検討事業では、地域住民による具体的な支援を開始し検証を行うこと、医療的ケア児支援事業では、医療的ケア児と保育所等との距離を縮め、一時保育等を利用できる環境を整えること、わがまちサロン事業では、地域で住民等による障害者が参加できるサロンを開設すること。モデル地区 10 地区では、わがまち・わがごと・まるごと会議を開催し、地域のつながりを促進するために必要な活動をはじめ地域の課題について検討し、実際に取り組んでみる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 中央、南、北保健福祉センター エリアの 44 地区のうち 10 地区	(対象地域の範囲) 堀川、五福、堀川南、蛸川、新保、山 室中部、奥田北、岩瀬、倉垣、上条	(人口) 83,997 人(R1.9 月末現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 高齢者は地域包括支援センター、子どもは保健福祉センター、障害者は基幹相談支援センター等が包括的な相談の機関であるが、道路の凸凹や除雪、防災・防犯等の市民生活全体の課題を包括的に受け止める場として地区センター等	(相談を受け止める人) 地区センター職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報及び HP での周知と、関係団体・機関へのパンフレットの配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) わがまち・わがごと・まるごと会議の開催等 地区センターは行政の第一線の窓口機能を持ち、各種団体の事務局的機能をもっていることから、保健・福祉だけでなく防犯等、様々な課題を横で共有する仕組みを検討するとともに、わがまち・わがごと・まるごと会議で生活課題の早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 個別の課題について地域住民と解決を図るとともに、関係課やプロジェクトチームでの課題共有	(バックアップする人) モデル地区所管の保健福祉センター、市役所各課、専門機関、富山大学等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業の中で地域包括支援センターが、高齢者を中心とした地域ケア会議を開催し、地域の課題を抽出するとともに、地域生活支援体制事業では市社会福祉協議会が第1層、地域包括支援センターの地域ケア推進コーディネーターが第2層の地域生活支援コーディネーターとなっている。また、保健福祉センターでは、地域の各種団体が健康づくり推進会議を開催し地域課題の抽出・解決を行っている。地域住民はテーマごとに課題解決を図っているが、課題解決の方法は相互に関係した類似のものもあり、総合力で解決ができるよう、地域をキーワードに実施されている事業の連携を図る。具体的には、地域ケア会議、地域生活支援体制事業、健康づくり推進会議等		
事業の成果目標		
毎月の相談件数、解決数等が指標となるが、改めて、これまでの窓口業務を意識化して相談対応していくことを目標とする		
ウ その他		
① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	富山市(事業の一部を障害者団体に委託予定)
②事業名	包括的相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>本市では、育児、介護、障害、貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を抱える世帯の市全体の実数は把握できていないが、現場の印象として増加傾向にある。</p> <p>これらの課題には、妊娠・出産・育児などは子育て世代包括支援センター機能をもつ保健福祉センター、障害者は基幹相談支援センター、高齢者は地域包括支援センター、生活困窮者は社会福祉協議会等が包括的な相談を受理した場合は、関係機関と連携し解決にあたっている。しかしながら、8050 問題、障害者の親亡き後の対応、ひきこもり、再犯防止等の息の長い支援等、新たな課題に対応していくためには、障害者及び生活困窮者の相談支援について、強化が必要になってきている。また、今後ますます複合的・複雑な課題を抱える世帯の増加が見込まれることから、様々な相談機関と連携しながら、必要な支援をコーディネートすること、各関係機関の連携を強化し、機関が対応している包括的相談を地域全体で共有すること、複合的・複雑な課題に対応する人材の育成、人々の課題を我が事としてとらえ課題が複雑化しないうちに予防的視点から解決できるボランティアの育成等が必要になってきている。事業実施の体制としては、平成 31 年度組織改正を行い、福祉政策課において、縦割りを横串でさす調整機能を果たすとともに、部局横断の会議を設置、地域共生社会推進プロジェクトチームとも連携し、事業を推進する。また、我が事・丸ごと研究会において地域共生社会推進モデル事業の実践プロセスを共有し、包括的支援体制の構築を図っていく。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	相談支援包括化推進員 11 名、相談包括化推進員補助者 3 名を予定。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談包括化推進員については、複合的・複雑な課題に対応するため、保健福祉センターの係長以上の職員を予定
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	保健福祉センター(中央、南、北)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p><市レベルでの取組></p> <p>①部局横断の会議の開催</p> <p>②保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関・団体、学識者で構成する「我が事・丸ごと研究会」の開催</p> <p>③地域共生人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生の理念を理解する地域共生推進研修会 ・複合的で複雑な課題に対応する相談援助者研修会 ・我が事としてとらえる人材を育成する聞き書きボランティア養成研修会 ・障害だけでなく老化に伴う耳や目の変化を理解し、適切に対応できるよう、視覚障害者、聴覚障害者が講師となり、介護人材やボランティアの育成を図る聞こえのサポート等養成研修 <p>④障害者のあんしん相談支援事業(障害者の地域生活支援検討会、親なき後相談支援研究等)</p> <p>⑤広報啓発等</p> <p><保健福祉センターレベルでの取組></p> <p>①包括的相談窓口の設置</p> <p>相談支援包括化推進員の配置、まるごと支援チームによる複合的・複雑な相談対応、保健・医療・福祉の相談申請、受付業務等</p> <p>②わがまち・わがごと・まるごと会議(個別・多機関連携)の開催等</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 3センター合わせて 165 回(H30 年度実績)で随時開催 (医師、ケアマネ、相談支援専門員、民生委員、児童相談所職員等)	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、医療介護連携会議等も活用
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 顔の見える関係づくりを図るため 3 回程度 (保健福祉センター、地域包括支援センター、社協、相談支援事業所等)	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、医療介護連携会議等も活用
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
可能な範囲で既存事業との連携を図る。また、課題の解決のために、金銭に変わるものとして地域のボランティアのマンパワー等を確保。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人、企業などの理解及び連携を図り、次年度に向け財源確保の方法を検討する。	

オ その他
地域共生社会を推進していくためには、手話通訳やノートテイク、要約筆記等を使用し、様々な場面で情報・コミュニケーションを伝えるための配慮が必要であり、その対応をモデル事業の中で考えていく。
⑧事業の成果目標
市レベルで取組むことは、人材育成事業では、地域共生の理念を理解し我が事として捉えることができる人材育成と相談援助者の課題解決力向上であり、障害者あんしん生活支援事業では、相談支援専門員が実践力を養うこと、親亡き後の相談支援のあり方について具体的イメージがもてること。モデルセンターレベルで取組むことは、包括相談支援窓口の設置により、相談者が相談を受け止めてもらえたと感じることができ、共に解決を図ることができるようになること。活動目標は、窓口での相談コーディネート件数、保健・医療・福祉相談申請受理件数、多機関連携会議の開催件数等で、成果目標は、課題解決・見守り支援件数等
⑨地域力強化推進事業実施計画

地域共生推進社会推進モデル事業 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域暮らし、高め合うために～	包括的支援体制構築事業 育児・介護・障害・貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を包括的に取り止める総合的相談支援体制づくり	地域力強化推進事業 住民が身近な地域で主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
	市レベル	モデル地域
1「我が事・丸ごと担当部署」設置 2「我が事・丸ごと研究会」の設置 3地域共生人材育成事業 ・複合的・複雑な相談に対応する人材の育成と、人々の課題を我が事としてとらえることができるボランティアの育成を行う。 4障害者あんしん生活支援事業 ・親亡き後の障害者の生活や施設や病院等からの地域移行を推進するための研究事業や実践的な事例を通じた検討を行う。 5部局横断の我が事・丸ごと調整会議 6広報啓発等	1地域共生推進事業(わがまち・わがごと・まるごと事業) (1)まちぐるみ子育て応援事業 まちぐるみで子育てを応援する。 (2)障害者移動支援検討事業 障害者の移動について地域で支える仕組みの構築を目指して、「障害者の移動に関する検討会」を開催する。 (3)医療的ケア児支援事業 医療的ケア児と保護者等が、医療的ケアが必要でない児と同じような体験ができ地域で安心して生活できるよう支援する。	1「わがまち・わがごと・まるごと会議(全体)」の開催 ・「わがまち・わがごと・まるごと会議」を開催し、従来の健康づくりだけに留まらず包括的な地域づくりを推進する。 2地域共生推進事業(わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業) ・地域住民が、地域の課題を我が事・丸ごとと受け止め、課題解決型、未来志向型の事業推進する。 3包括的窓口(わがごと事務局)設置
1包括的総合相談窓口設置 保健福祉センターに包括相談窓口設置 ・相談支援包括化推進員による相談 ・「まるごと支援チーム」による複合型課題対応 ・保健・医療・福祉に関する相談・申請受理 2「わがまち・わがごと・まるごと会議(多機関連携個別)」の開催		

● 地域共生社会推進モデル事業イメージ図(案)

★ については、モデル事業として実施するもの



石川県 能美市

都道府県名	石川県	市区町村名	能美市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	50,053 (人)		世帯数	18,904 (世帯)	
高齢化率	25.4 (%)	生活保護受給率	2.47 ‰	面積	84.14 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	(%)	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託：3 か所 (社協を含む社会福祉法人 2 か所・市立病院)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>能美市は石川県の南部、加賀平野のほぼ中央に位置し、県都金沢へは北東約 20km の距離にあり、南には日本海側の拠点「小松空港」がある小松市が隣接している。当市の北側には標高 2,702m の白山から流れ出る手取川と梯川に挟まれた扇状地と、日本海に面した美しい海岸線があり、南側には白山山系に連なる、なだらかな丘陵地である能美丘陵を擁する、海・川・山・平地に恵まれた、非常に豊かな地勢である。</p> <p>また、伝統工芸「九谷焼」から最先端技術を駆使した製品をつくりだしている「ものづくりのまち」である。「九谷焼」のすべてを満喫できる「九谷陶芸村」をはじめ、開湯千四百年の歴史を誇る「辰口温泉」、北陸最大級の前方後円墳を有する「国指定史跡・秋常山古墳群史跡公園」、楽しく遊べて学べる「いしかわ動物園」など多様な観光スポットがある。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「能美市でともに生き、安心と幸せな暮らしを実現：地域包括ケアシステムの構築」住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・福祉・保健を一体的に提供する体制作りを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、関係者、行政のオール能美市体制で、地域包括ケアシステムの構築を目指し、「医療」「介護」「助け合い・支え合い」「健康づくり・予防」のどこかの分野に皆が携わっている ・それぞれが携わっている活動を皆で理解しあっている ・住民誰もが担い手となり、また、子どもも障がいのある人も高齢者も、受け手側だけではなく、自分ができる支え合いの担い手になっている ・地縁組織と「NPO、非営利団体等」が、ネットワークを組み必要なサービスを提供している

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	能美市(能美市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	市民が地域課題を把握でき、解決に向けて対策を検討できるよう支援する。課題把握のための話し合いの場である市内91か所の地域福祉委員会が活性化を図る。また、地域の課題(買い物支援・移送等)を解決するための互助活動が実現可能となるよう、つながりによる活動展開が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 根上 16,460人 寺井 17,760人 辰口 15,827人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域活動推進員・町内会役員・民生委員等	(支援の内容) 各地域福祉委員会が活性化につながるようコミュニティソーシャルワーカーが話し合いに参加・働きかけを実施。現状と課題⇒解決につながる支援を住民と共に実施	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域福祉委員会(各町会・町内会に設置済み)	(運営主体) 市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 市民、関係機関職員等	(研修の内容) 地域における見守り支え合い等活動実践者につなげるための養成研修等	
(エ)その他		
(課題の把握方法)地域の見守り活動から地域福祉委員会の中で課題を話し合っている		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域課題を解決するための互助活動が長く継続できるよう、行政を中心に資金支援の仕組みについて今年度中に協議し、次年度運用を目指す。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援体制推進協議体を設置し、課題検討のための専門部会を開催。生活支援サービス推進協議体、地域自立支援協議会、メモリーケア・ネットワーク能美、健康づくり協議会等の事業との連携協議より課題から取組みの検討を実施		
事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・CSW等の働きかけにより①「地域の状態」(5段階評価)が活性化した委員会数が前年度より増加(H30中間報告時点17町会)②3段階以上活性化した委員会数が前年度より増加する ・地域や社会福祉法人等つながりによる社会資源の創出に向けた実施計画の検討ができた数 		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 根上 16,460人 寺井 17,760人 辰口 15,827人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) (根上・寺井・辰口)あんしん相談センター	(相談を受け止める人) あんしん相談センター地区担当	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシやパンフレット活用。ホームページ掲載。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 各町会・町内会に設置されている地域福祉委員会を活性化し、地域からの生活課題をできるだけ早期に把握する		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 市我が事丸ごと推進課においてケースの後方支援実施。あんしん相談センター職員のスキルアップ研修・支援チーム会議の開催。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業	
事業の成果目標	
①市内あんしん相談センターの相談件数(障がい者・生活困窮者等)②あんしん相談センターの相談が終了した数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	能美市 (①能美市立病院 ②能美市社会福祉協議会 ③陽翠水)
②事業名	総合的な相談支援体制の構築事業
③事業実施の必要性、体制等	高齢者・障がい者・生活困窮者等の市民の相談を総合的に受け止める場の整備とこの場をバックアップし、連携できる体制整備が必要
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	能美市役所 我が事丸ごと推進課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成29年10月～寺井地区をモデル地区とし、上記の相談を受け止める場として「寺井あんしん相談センター」を設置。今年度より圏域を広げ、市内3か所(根上・寺井・辰口)に相談・支援体制の中核機関となる「あんしん相談センター」を設置する。市内3か所の地域包括支援センターをベースに障がいや生活困窮等の相談機能と複合課題を抱える世帯支援する機能を追加。今年度は、あんしん相談センターの後方支援として市に相談支援包括化推進員(精神保健福祉士)を1名配置している。相談支援包括化推進員が中心となり、あんしん相談センター等の相談から複合課題を抱えた世帯の支援の方向性について多職種で検討できるように支援チーム会議を開催。支援チーム会議や地域ケア会議等のケースから見える個別課題について必要な社会資源の構築や施策につながるよう取り組んでいる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援チーム会議の開催: 支援が困難となっているケースに対し、支援の方向性について多職種で検討。各担当者の役割を明確にし、支援計画を立てる。(週1回開催・障がいアドバイザー・医療コーディネーター・相談支援包括化推進員・相談支援専門員・あんしん相談センター地区担当・くらしサポートセンターのみ職員・市地区担当職員・リハ職等)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域ケア会議: ケースの情報共有や課題解決を目的にケースの状況に応じて必要時、関係機関・地域(町会長・民生委員等)を含めたネットワーク構築会議の開催。ケースの状況に応じて参加者を選定する。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
・個別ケースからの地域課題(移送・居場所・生活困窮者支援等)の課題について解決につながる活動の財源確保に向け、行政中心に資金支援の仕組みについて今年度中に協議し、来年度運用を目指している ・障がい者福祉施設が中心となり、障がい者の雇用・販路拡大に向け、商品開発・販売等の実施	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
上記課題を解決するために、地域と市内社会福祉法人や事業実施団体がつながり、移送のための車両等の提供を実施。また世代を問わず集うことができる居場所づくりやフードドライブの仕組みづくりを協議している。	

オ その他

⑧事業の成果目標

- ①支援チーム会議にて検討したケース数 24 ケース
- ②今年度新たに複合世帯支援世帯を把握し、世帯支援に介入できた世帯数 15 世帯

⑨地域力強化推進事業実施計画

石川県 金沢市

都道府県名	石川県	市区町村名	金沢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	451,817 (人)	世帯数	206,171 (世帯)		
高齢化率	26.4 (%)	生活保護受給率	0.906 (%)	面積	468.64 (k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.02(%)	公立小学校数	53(校)	公立中学校数	24(校)
地域包括支援センター	委託：19か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、本市福祉の原点である善隣思想(助け合いの心で、近隣の人と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方)がある。これは、冬季に雪が降る自然環境が隣近所と協力して作業を行うこと、また城下町である本市の産業として伝統工芸(家内工業)が発達し、人々は支え合っていかなければならなかったことが、本市福祉の特徴として挙げられる。現在は世界の交流拠点都市金沢をめざし、国内外から人・モノ・情報の集積を計り、その交流を通じて新たな価値を創造し、持続的な発展をめざしている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>市民一人ひとりの暮らしの豊かさとより良い地域社会を築くことは一体のものであり、市民一人ひとりが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な取組の広がりが必要である。</p> <p>市民、地域団体、行政などがそれぞれの立場で地域課題に対して主体的に関わるとともに、相互の連携をより深め、地域全体で支え合う活動を一層進めることで、誰もが安心して暮らしやすい共生社会の実現をめざす。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>金沢ならではの地域コミュニティの良さを活かしながら、あらゆる社会資源、企業、学生等のボランティア、NPO等と連携し、地域力の強化を推進したい。</p> <p>また、地域の人々が役割を持ち地域に関わる様々な人と、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域と行政等との協働による包括的な支援体制を推進する。</p>

3. 地域力強化推進事業について

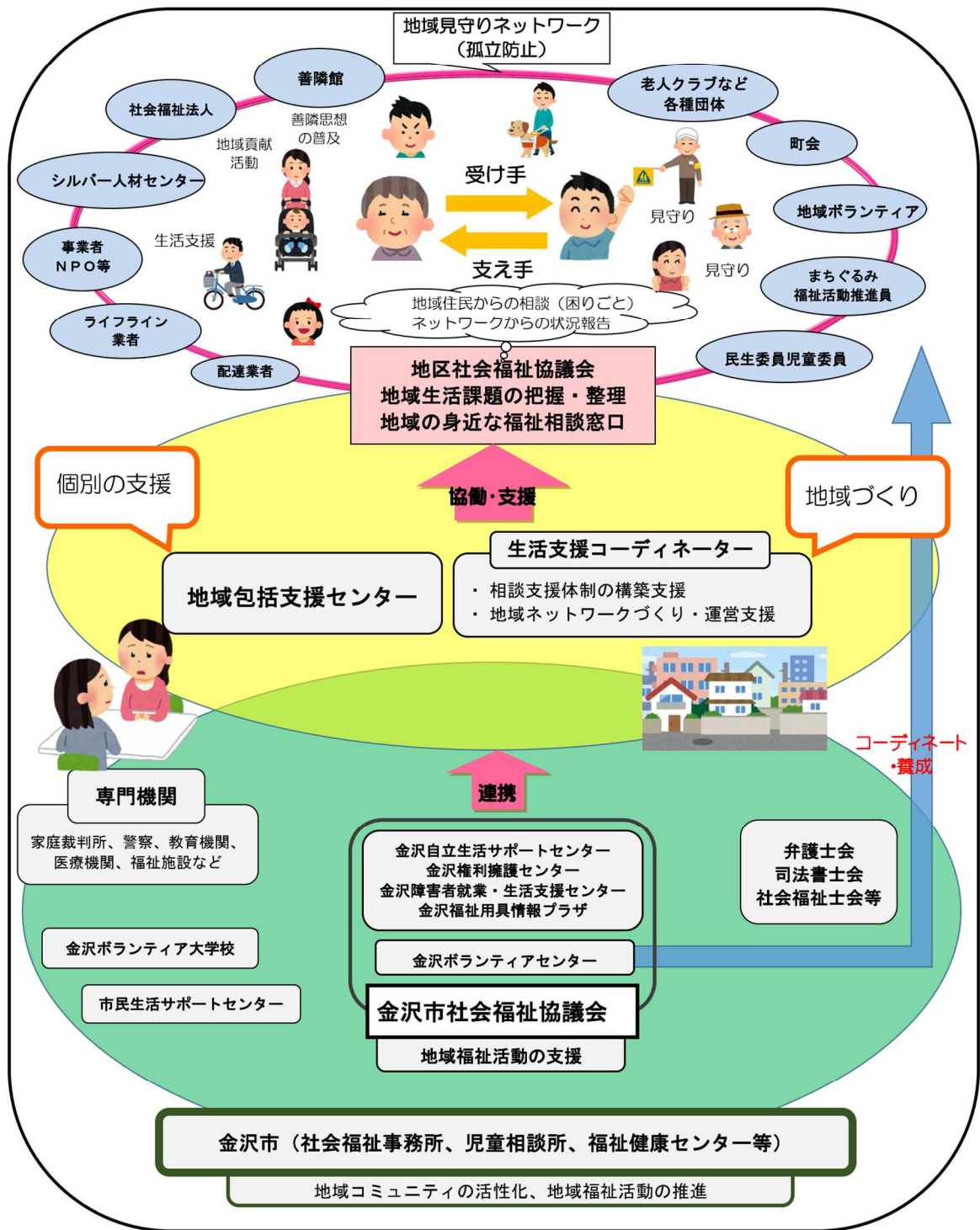
①実施主体(委託先)	金沢市(社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会と共同)	
②事業名	地域課題解決力強化事業、自主財源確保のための取組み推進事業	
③事業実施の必要性	地域には様々な課題を抱えながらも、声に出せない方がいる現状がある。本市には小学校区単位の地区社会福祉協議会があり、地域住民の悩みや困りごとをキャッチしやすい環境がある。よって地域に身近な場所に福祉相談窓口を設置し、専門機関がバックアップすることで、地域住民が気軽に相談、情報の提供、気になる方の通報、ボランティア情報の受発信が出来る環境を整備する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
金沢市地域全域	小学校区	454,416 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社協	地域内のニーズ調査、見守り、ゴミ出し、話相手など地区内のちょっとしたボランティアの立ち上げ、運営等を支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地区社協等の活動拠点(公民館、自治会会館、寺院、神社等)、空家、空店舗、子が自立後の空き部屋等	地区社協	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
市民	金沢かがやき発信講座「これからのかなざわの地域福祉について」などを開講し、地域、職場、サークル、グループ等の会合や研修会に職員が直接訪問し、市民協働のまちづくりを紹介。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、社会福祉法人、企業と協働し新たな財源を確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターが中心となり、地区社会福祉協議会の構成員や、地域の社会資源との地域福祉座談会を開催し、連携を図る。		
事業の成果目標		
地域福祉座談会を54地区中30地区で開催及び、金沢市地域福祉計画2018の策定をうけ、地域福祉活動計画を地区社会福祉協議会54地区で18地区ごとに3年かけて策定し、地域課題の解決に繋げる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内32地区	小学校区	454,416
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
市内32地区社協・地域の身近な福祉相談窓口	地区社協職員等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市・市社会福祉協議会の広報、市・市社協HP、パンフレット、チラシ等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
窓口を運営する地区社会福祉協議会の構成員である自治会連合会、民生委員・児童委員、公民館、老人会、まちぐるみ福祉活動推進員、婦人会、消防団、児童館、ボランティアグループ、PTA、防犯委員会、地域包括支援センター、小学校等との連携を強化		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
困難事例等のフォロー、緊急性がある場合の現場対応等	金沢市社会福祉協議会のCSWと生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが支援	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、包括的支援事業(地域包括支援センター)との協働		
事業の成果目標		
相談件数 7,360件(内訳 16地区×11ヶ月×20日×1件+16地区×12ヶ月×20日×1件)		
解決数 3,300件 つないだ件数 4,060件		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	
②事業名	
③事業実施の必要性、体制等	<p>昨年度、市内16地区に「地域の身近な福祉相談窓口」を立ち上げ、高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮等の総合相談窓口を設置し、相談の解決から、各種専門機関に繋ぐなど個別支援を実施してきた。また、地域の高齢者が地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めており、医療、介護、予防、住まい、生活支援を行っているほか、今年度からは子どもに関するアウトリーチを中心とする様々な相談・支援やネットワークづくりを担う子どもソーシャルワーカーを配置し、支援が必要な子どもを早期に発見・支援する体制の構築を進めている。</p> <p>現在は様々な支援が必要な方に対し、自立相談支援機関機（生活困窮者）、相談支援センター（障害）、地域包括支援センター等が相談支援を実施し、自立した生活に向けて支援を行っているが、近年の複合化した課題を抱える世帯の課題解決に向け、各相談機関の横断的な支援体制の検討と、包括的支援体制の構築を目指すもの。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係相談支援機関に対する、包括的相談支援体制の構築に向けた制度設計、多機関連携チーム編成のための連携協力体制の構築を検討する。 2. 複合的な課題に対する複合課題の検討（相談）様式（複合課題チェックシート、アセスメントシート、プランの様式等）の検討。 3. 行政職員等の連携による、各相談支援機関の業務内容の理解や、具体的な連携方法を検討。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 福祉保健分野を中心とする多職種・多機関によるチーム支援のための体制づくりを検討（複合課題ケース検討会等）	（既存の会議の名称） 地域ケア会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 相談機関のネットワークを構築	（既存の会議の名称） 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、社会福祉法人、企業、ボランティアセンターと協働し、新たな財源を確保	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
共同募金の活用や、社会福祉法人の地域貢献の取組、生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業などによる、地域ボランティア等の多様な実施主体の参加による、地域住民主体新たなサポート体制を構築しているところであり、今後も順次この取組を拡大する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

「地域の支え合い体制」のイメージ図



福井県 坂井市

都道府県名	福井県	市区町村名	坂井市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

2019.4.1 現在

人口	91,638 (人)	世帯数	31,777 (世帯)
高齢化率	27.7 (%)	生活保護受給率	0.18 (%)
面積	209.67 (k m ²)		
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	93 (%)	公立小学校数	19 (校)
		公立中学校数	5 (校)
地域包括支援センター	直営 1 か所 委託 4 か所 (社協、社会福祉法人、医療法人)		
生活困窮者自立相談支援事業	直営+委託 (社協職員の市役所内出向)		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>坂井市は福井県の北部に位置し、平成 18 年に坂井郡の三国町・丸岡町・春江町・坂井町の 4 町が合併して誕生しました。市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。また、同市丸岡町はコシヒカリの生みの親「故石墨慶一郎博士」の出身地であり、コシヒカリのふるさとと言われ親しまれております。その他、若狭牛、越前がに、花らっきょう、越前そば、油揚げなど豊かな食に恵まれており、地場産業である越前織による織マークは国内シェアの 80% を占めております。また、景勝地「東尋坊」に代表される海岸線や日本最古の天守閣として知られる「丸岡城」などを有することでも有名です。なお、東洋経済新聞社「住みよさランキング」では、2012 年より 5 年連続で TOP5 入りの実績があります。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	坂井市における「身近な圏域」は、市内に 2 3 あるまちづくり協議会の圏域を想定しているが、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の実施により、圏域ごとの人口等将来推計や地域住民や法人によるコミュニティー活動、サービス提供事業者等の社会資源、住民意識などを基に、地域のニーズ・課題を的確に把握し、次期地域福祉計画の基礎データとして活用することで、本市における地域共生社会の実現に向けた施策に反映させる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市において、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進展させる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	坂井市社会福祉協議会																			
②事業名	地域力強化事業																			
③事業実施の必要性	<p>本市における住民の「地域共生」の認識はまだ薄く、また地域で構築しているネットワークも福祉的には機能していないため、住民への意識づけと、地域課題を共有する環境整備が必要である。</p> <p>モデル地区を選定し、地域福祉活動推進基礎組織との住民ワークショップを通じて、市と社会福祉協議会において、下記の①②の環境・体制を整備を目指すうえで、市と社会福祉協議会の役割を明確にする。</p> <p>① 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備（「住民に身近な圏域」=まちづくり推進協議会単位以下）</p> <p>② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>三国町、丸岡町各 2 地区(モデル地区指定)(ウ)については全地域</td> <td>小学校区</td> <td>約1万9千人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td>①地域福祉推進基礎組織(ふくしの会:自治会長、民生委員、福祉委員で組織) ②希望園に関わる地元住民、関係者等</td> <td>①モデル指定を行い、住民ワークショップを通じて、地域課題を解決できる試みを支援する。 ②希望園は障がい者支援施設であり、社会福祉協議会に指定管理を委託している建物である。地域住民や利用者、支援者が協働して、年齢・性別・障害の有無等を問わず利用できる“地域の拠点づくり”を目指し、地域住民等との連携を促す事業を展開する。</td> </tr> </table> <p>(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td>①各コミュニティセンター ②希望園(三国町)</td> <td>①市(コミセン) ②社会福祉協議会(希望園)</td> </tr> </table> <p>(ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>民生委員、福祉委員、区長、まち協、事業関係者、市民等</td> <td>地域共生社会づくりを学ぶシンポジウムを開催し、地域福祉の専門家による講演、地域リーダーの実践発表等を行う。</td> </tr> </table> <p>(エ)その他</p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>①共同募金、②今後、社会福祉法人連絡会(仮)を立ち上げ、協働による地域福祉貢献活動実施を試みる。③希望園拠点活動は、地元企業との協働を試みる。また、クラウドファンディング等の活用も検討</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>① 地域福祉推進事業(福祉の人づくり講座、小地域見守りネットワーク、住民組織化活動と小地域福祉活動等) ② 生活支援体制整備事業</p> <p>事業の成果目標</p> <p>1 拠点:年間参加者 50 名、新たな試み 1 事例 シンポジウム参加者 500 名</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	三国町、丸岡町各 2 地区(モデル地区指定)(ウ)については全地域	小学校区	約1万9千人	(支援する対象)	(支援の内容)	①地域福祉推進基礎組織(ふくしの会:自治会長、民生委員、福祉委員で組織) ②希望園に関わる地元住民、関係者等	①モデル指定を行い、住民ワークショップを通じて、地域課題を解決できる試みを支援する。 ②希望園は障がい者支援施設であり、社会福祉協議会に指定管理を委託している建物である。地域住民や利用者、支援者が協働して、年齢・性別・障害の有無等を問わず利用できる“地域の拠点づくり”を目指し、地域住民等との連携を促す事業を展開する。	(拠点の場所)	(運営主体)	①各コミュニティセンター ②希望園(三国町)	①市(コミセン) ②社会福祉協議会(希望園)	(研修の対象)	(研修の内容)	民生委員、福祉委員、区長、まち協、事業関係者、市民等	地域共生社会づくりを学ぶシンポジウムを開催し、地域福祉の専門家による講演、地域リーダーの実践発表等を行う。
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
三国町、丸岡町各 2 地区(モデル地区指定)(ウ)については全地域	小学校区	約1万9千人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
①地域福祉推進基礎組織(ふくしの会:自治会長、民生委員、福祉委員で組織) ②希望園に関わる地元住民、関係者等	①モデル指定を行い、住民ワークショップを通じて、地域課題を解決できる試みを支援する。 ②希望園は障がい者支援施設であり、社会福祉協議会に指定管理を委託している建物である。地域住民や利用者、支援者が協働して、年齢・性別・障害の有無等を問わず利用できる“地域の拠点づくり”を目指し、地域住民等との連携を促す事業を展開する。																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
①各コミュニティセンター ②希望園(三国町)	①市(コミセン) ②社会福祉協議会(希望園)																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
民生委員、福祉委員、区長、まち協、事業関係者、市民等	地域共生社会づくりを学ぶシンポジウムを開催し、地域福祉の専門家による講演、地域リーダーの実践発表等を行う。																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>三国町、丸岡町の 2 地区ずつ(モデル地区指定)</td> <td>小学校区</td> <td>約1万9千人</td> </tr> </table> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>市役所福祉総合相談室及び各福祉担当課、市社協、地域包括支援センター、障害者相談所一</td> <td>左記各機関の職員</td> </tr> </table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	三国町、丸岡町の 2 地区ずつ(モデル地区指定)	小学校区	約1万9千人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	市役所福祉総合相談室及び各福祉担当課、市社協、地域包括支援センター、障害者相談所一	左記各機関の職員								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
三国町、丸岡町の 2 地区ずつ(モデル地区指定)	小学校区	約1万9千人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
市役所福祉総合相談室及び各福祉担当課、市社協、地域包括支援センター、障害者相談所一	左記各機関の職員																			

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 市・社協広報紙、地区内回覧、チラシ配布、地域福祉推進基礎組織・まちづくり協議会会議 等	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 区長、民生委員、福祉委員、基礎組織役員、まち協等と会議等を開催し、地域現状の情報交換を行う。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域住民が把握した地域生活課題のうち、支援が必要な場合に、そのまま受け止めたり、会議に参加する。	(バックアップする人) 社協支部職員、支部社協委員、地区包括職員等専門職
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
①地域福祉推進事業(福祉の人づくり講座、小地域見守りネットワーク、住民組織化活動と小地域福祉活動等) ②地域包括支援センター運営事業 ③障がい者総合支援協議会の開催	
事業の成果目標	
ウ その他	
社会福祉法人の地域福祉貢献活動を推進するため、市と連携し、社会福祉法人連絡会(仮称)の立上げを目指す。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	坂井市
②事業名	坂井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	坂井市における地域共生社会の実現に向けて、「住民の身近な圏域」及び「市圏域」それぞれにおいて、包括的な支援体制を構築する上でのビジョンとなるものを関係者間で協議する場が必要である。 本市における「住民の身近な圏域」は小学校区(コミュニティセンター設置圏域)に設定し、平成30年度から坂井市地域力強化推進事業の実施により本格的に取り組んでいる。 「市圏域」の取り組みは、坂井市相談支援包括化推進会議において、「平成29年度坂井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業中間報告のまとめ」の内容を実証するとともに、「住民に身近な圏域」との連携や他分野の連携を進めていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	相談支援包括化推進員2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①生活保護CW6年 社会福祉士 ②生活保護CW3年、相談支援包括化推進員2年 保健師
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	機関種類 福祉事務所・自立相談支援機関 機関名称 坂井市役所福祉総合相談室
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
本市の自立相談支援機関は福祉総合相談室を所管とする直営とし、生活保護CW・SV・就労支援員が兼務により、生活困窮者対策と生活保護制度は一体的に実施してきた。平成29年度からは、市社協への委託により、有資格者(社会福祉士、精神保健福祉士他)2名を市へ出向してもらい、主任相談支援員及び相談・就労支援員を配置し自立相談支援機関の機能を強化するとともに、市役所内各所管及び各相談支援機関のコーディネーターとして、相談支援包括化推進員(市職員・社会福祉士)を配置した。 また、これまでの福祉総合相談室における支援実績から、支援困難ケース(①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケース)の対応には、多機関の協働による包括的支援体制構築が必要である。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 市民福祉部各課担当(高齢・障害・生活困窮・地域福祉) 委託事業所(地区地域包括支援センター:4・相談支援事業所:2・市社協)	(既存の会議の名称) 事前調整会議 (坂井市相談支援包括化推進個別会議(通称:「さかまる会議」))

<p>月 2 回定例開催</p> <p>(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>坂井市相談支援包括化推進会議</p> <p>R</p> <p>学識経験者、委託事業所（地区地域包括支援センター：4、障がい者基幹相談支援事業1・委託相談支援事業所：2、生活困窮支援1（市社協）、生活保護、社協地域福祉課、納税課・税外債権室、市営住宅担当、学校教育、上下水道、消費者行政、年金担当、市立病院</p> <p>1年4回予定</p>	<p>(既存の会議の名称)</p> <p>坂井市相談支援包括化推進会議</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>①共同募金、②今後、社会福祉法人連絡会（仮）を立ち上げ、協働による地域福祉貢献活動実施を試みる。③希望園拠点活動は、地元企業との協働を試みる。</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の相談支援機関が関わったケースを相談支援包括化推進員が集積・分析する ・「住民の身近な圏域」の地域診断データシートを作成し、「地域力診断」を行う ・相談支援包括化推進会議において、上記から見えてきた地域課題を関係者と共有・協議することで、新たな社会資源の創出につなげる 	
<p>オ その他</p>	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

福井県 越前市

都道府県名	福井県	市区町村名	越前市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	82,754 (人)	世帯数	30,592 (世帯)
高齢化率	28.7 (%)	生活保護受給率	2.5 (‰)
面積	230.70 (k m ²)	地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	約 100(%)
公立小学校数	17(校)	公立中学校数	7(校)
地域包括支援センター	直営：1 か所、委託：1 か所 (社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 17 年 10 月 1 日に旧武生市と旧今立町との合併により誕生。福井県のほぼ中央に位置し、面積は県面積の約 5.5%、人口は県人口の約 10.7% を占める。周囲を 400~700m 級の山々に囲まれており、中央部に武生盆地と日野川がある。市の中央を JR 北陸本線、北陸自動車道、国道 8 号線が縦断し、関西・中部圏などの主要都市との交通の動線になっている。越前和紙、越前打刃物、越前箆笄など、古くからモノづくりが盛んな地域であり、県内でも第 2 次産業の割合が高い他、近年はハイテク産業の企業が立地し、地域産業に広がりが増し、県下第一位の製造品出荷額を誇っています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>少子高齢の問題が一層深刻となる中で、助け合い (有償ボランティア) が進むことで子育てがしやすく住民が元気になるまちづくりを目指す。</p> <p>ひとり親家庭や貧困、8050 問題に包括的に支援できる体制をつくる。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>地域住民の自助と互助の意識の醸成。市民が健康づくりや介護予防を意識して実践し、さらに、住民が助け上手、助けられ上手になることで住みやすい元気なまちを目指す。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	越前市	
②事業名	地域福祉ネットワーク事業	
③事業実施の必要性	地域住民等のつながりの希薄化により、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている。地域住民が自分でできることを少しずつ役割分担しながら、地域での見守り活動の強化、地域の担い手の発掘と人材育成を図ると共に、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携により地域のつながりを再構築し、「ともに支え合うまち」を目指す。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 全域	(対象地域の範囲) すべての小学校区	(人口) 82,754 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 越前市社会福祉協議会	(支援の内容) 社会福祉協議会活動補助金	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館における地区福祉ネットワーク会議	(運営主体) 地区自治振興会、市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 区長、民生委員児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関連部員など	(研修の内容) 小学校区ごとに「地区ネットワーク会議」を開催し、「町内福祉連絡会」で把握した地域生活課題について話し合い、情報交換や研修を実施する。	
(エ)その他		
「町内福祉連絡会」において、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員などが集まり、福祉マップを作成したり、気がかりな人や世帯の情報を共有したり、見守り者や支援者等の確認を行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地区協力金や市社会福祉協議会との協働による財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険法に基づく生活支援体制整備事業による第2層協議体事業		
事業の成果目標		
地区福祉ネットワーク会議が全地区で継続的に開催され、生活支援体制整備事業第2層協議体と一体的に実施できることをめざす。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 越前市全域	(対象地域の範囲) 全ての小学校区	(人口) 82,754 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区福祉ネットワーク会議、地域包括支援センター	(相談を受け止める人) 地区担当	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市広報、地域ミーティングのほか、地区福祉ネットワーク会議において、区長、民生委員児童委員、福祉推進員等に周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 町内会単位の「町内福祉連絡会」において気がかりな人や課題を把握し、小学校区ごとに開催する「地区福祉ネットワーク会議」において地区課題として把握し、相談支援機関へつなぐ。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地区福祉ネットワーク会議においてワークショップを行い、課題を整理し、地域で解決できない課題を把握する。	(バックアップする人) 地区担当	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

地域包括支援センター、介護予防・生活支援サービス協議体や医療機関、サービス事業所等を含む、多職種連携会議により、日頃からの顔の見える関係をつくる。
事業の成果目標
地区福祉ネットワーク会議において把握した気がかりな人の件数、つないだ件数について、まず平成31年度に把握し、体制づくりによる目標値を設定する。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
平成30年度策定「越前市地域福祉計画」において、包括的支援体制の整備を記載した。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	越前市				
②事業名	包括的支援体制構築事業				
③事業実施の必要性、体制等	相談者の課題が複合化・複雑化しており、その課題を整理し、支援する具体的な計画と支援機関との調整が必要なため時間と労力がかかり、既存の支援者への対応が後手になることがある。そのため複合化・複雑化した課題を相談支援包括化推進員が中心となり、支援機関との調整を行うことで、複合化・複雑化した課題への支援を迅速に行える。				
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人				
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師 1名(市地域包括支援センター長、市統括保健師) 社会福祉主事 2名(生活保護ケースワーカー)				
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	越前市 市民福祉部 社会福祉課				
⑦事業内容					
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	地域や市内の多職種・他機関と連携し、ネットワークの連絡体制を整備する。相談支援包括化推進員は、複合化・複雑化した課題を持つ対象者に対し必要な支援をコーディネートし、ネットワークの中で必要な支援を行う。				
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援会議・ケース検討会 1回/月</td> <td>(既存の会議の名称) 支援会議</td> </tr> <tr> <td>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進協議会 年1回(市社会福祉協議会、社会福祉法人、医師、大学教員、民生委員・児童委員、事業所・関係機関代表、市民活動団体代表、市)</td> <td>(既存の会議の名称) 市社会福祉法人地域協議会 (2回のうち1回を充てる)</td> </tr> </table>	(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援会議・ケース検討会 1回/月	(既存の会議の名称) 支援会議	(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進協議会 年1回(市社会福祉協議会、社会福祉法人、医師、大学教員、民生委員・児童委員、事業所・関係機関代表、市民活動団体代表、市)	(既存の会議の名称) 市社会福祉法人地域協議会 (2回のうち1回を充てる)
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 支援会議・ケース検討会 1回/月	(既存の会議の名称) 支援会議				
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進協議会 年1回(市社会福祉協議会、社会福祉法人、医師、大学教員、民生委員・児童委員、事業所・関係機関代表、市民活動団体代表、市)	(既存の会議の名称) 市社会福祉法人地域協議会 (2回のうち1回を充てる)				
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	市は、市内で活動する全ての社会福祉法人が加盟する越前市地域公益活動推進協議会「笙ネット」(事務局:市社会福祉協議会)の活動を支援することにより、社会福祉法人等による地域貢献の取り組みを活用する。				
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	社会福祉法人や企業等との協働 市、市社会福祉協議会、武生郵便局、農業協同組合、赤十字奉仕団との5者協定による「わかちあいプロジェクト」				
オ その他	17小学校区の地区自治振興会との連携 「越前市地域見守り活動協力協定」事業所連絡会(38社)との連携				
⑧事業の成果目標	世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止め、プランを作成し、支援機関との連絡調整を行いながら支援する。 相談件数 30件				
⑨地域力強化推進事業実施計画	平成30年度改定の市地域福祉計画に基づき、平成31年度改定される市社会福祉協議会地域福祉活動計画において、次年度以降の住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援策を盛り込む。				

岐阜県 関市

都道府県名	岐阜県	市区町村名	関市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	88,380 (人)		世帯数	35,587 (世帯)	
高齢化率	29.4 (%)	生活保護受給率	0.27 (%)	面積	472.33 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	69.4(%)	公立小学校数	19(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター	委託：6 か所 (社会福祉法人)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>岐阜県のほぼ中央、清流長良川の中流に位置する。北は福井県、南は濃尾平野の北辺に位置し、「V」字型の地形をしている。北部地域は標高が高く緑に恵まれ、南部地域は肥沃な平地が広がり、変化に富む地形を長良川、板取川、津保川、武儀川が流れ、水と緑の豊かな自然環境が維持保全されている。</p> <p>「日本一の刃物のまち」として知られており、その高度な技術と伝統を継承し、小刀、かみそり、はさみ、ポケットナイフ、包丁、金属洋食器等の刃物産業が地場産業として受け継がれ、国際刃物都市として進展している。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の支援者・支援機関が把握した課題を地域課題や市全体の課題として捉え、解決するためにどうしたらよいかをみんなで考え、実践できるような仕組みづくりや人材育成を図る。 ・高齢や障がいの部門は関係機関のネットワークが構築されつつあるが、子どもは関係機関がライフステージ毎に切れやすいことからつながり切れておらず、支援体制が十分に整備されていないと感じている。全世代が予防の視点を持って取組む体制を作るために、子どもを基盤として、切れ目なく支援できる仕組みを整備したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>まず専門的な知識を持つ支援者のスキルアップやネットワークの構築を図り、その後、住民により近い位置にいる地域の支援者の育成につなげる。支援者が力をつけ、個別支援、地域づくりを進める中で、住民自身が地域の課題を見つけ解決する力を育てたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	関市（関市社会福祉協議会）																			
②事業名	地域防災ネットワーク構築事業（地域力強化事業）																			
③事業実施の必要性	<p>H30年7月豪雨災害により、1,000軒を越す家屋等が浸水被害を受けた。災害時の安全確保や防災・減災の意識付けを図るため、地域の防災ネットワークの構築は喫緊の課題である。</p> <p>地域特性に対する事業展開ができていない実態から、H30年度から官学協働での地域診断の取組を開始し、H31年度から地域活動の基礎となる地域診断を含め、社協に委託している。</p> <p>地域診断の結果を踏まえ、地域課題の解決のため、地域－支援機関－行政をつなぐ潤滑油となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域共生社会実現に向けて地域づくり（個別支援⇒地域支援⇒ネットワークづくり）を推進する。</p>																			
④事業内容	<p>ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>（対象地域）</td> <td>（対象地域の範囲）</td> <td>（人口）</td> </tr> <tr> <td>関市</td> <td>6圏域（地域包括支援センター単位）</td> <td>88,380人</td> </tr> </table> <p>（ア）地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>（支援する対象）</td> <td>（支援の内容）</td> </tr> <tr> <td>①民生委員、②地区社協、③ボランティア等</td> <td>CSWが間に入って支援</td> </tr> </table> <p>（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>（拠点の場所）</td> <td>（運営主体）</td> </tr> <tr> <td>①各地区の民生委員協議会定例会 ②各地区の社協事務所</td> <td>①民生委員児童委員協議会 ②社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p>（ウ）地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>（研修の対象）</td> <td>（研修の内容）</td> </tr> <tr> <td>地域の支援機関及び住民</td> <td>地域診断</td> </tr> </table> <p>（エ）その他</p>		（対象地域）	（対象地域の範囲）	（人口）	関市	6圏域（地域包括支援センター単位）	88,380人	（支援する対象）	（支援の内容）	①民生委員、②地区社協、③ボランティア等	CSWが間に入って支援	（拠点の場所）	（運営主体）	①各地区の民生委員協議会定例会 ②各地区の社協事務所	①民生委員児童委員協議会 ②社会福祉協議会	（研修の対象）	（研修の内容）	地域の支援機関及び住民	地域診断
（対象地域）	（対象地域の範囲）	（人口）																		
関市	6圏域（地域包括支援センター単位）	88,380人																		
（支援する対象）	（支援の内容）																			
①民生委員、②地区社協、③ボランティア等	CSWが間に入って支援																			
（拠点の場所）	（運営主体）																			
①各地区の民生委員協議会定例会 ②各地区の社協事務所	①民生委員児童委員協議会 ②社会福祉協議会																			
（研修の対象）	（研修の内容）																			
地域の支援機関及び住民	地域診断																			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																				
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）																				
日常生活自立支援事業、生活支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援事業、包括的支援事業（地域包括支援センター）、法人後見センター（社協事業）																				
事業の成果目標																				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の会議体（地域ケア会議、単位民協議会等）に積極的に参加し、個別ケースに関わることで、地域課題を把握する。関係機関と連携し、地域課題の把握・解決を目指す。 ・福祉懇談会を開催し、地域課題の把握や解決に向けた検討をとおして、地域における福祉力の向上を図る。 ・地域診断の技術を基に、地域特性を分析し、地域防災力の向上と関連付け、地域力の強化を図る。 ・地域防災ネットワークの構築（福祉的な視点による市全体の防災ネットワーク）。 																				
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備																				
（対象地域）	（対象地域の範囲）	（人口）																		
関市	6圏域（地域包括支援センター単位）	88,380人																		
（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																				
（場所・機関等の名称）	（相談を受け止める人）																			
地区社協（CSW相談支援所）	CSW																			
（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																				
（周知方法）																				
困りごと相談BOXの設置、各地域の会議で周知																				
（ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																				
（把握の方法）																				
各地域の会議で把握、地域の支援機関からの相談																				
（エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																				
（バックアップの内容）	（バックアップする人）																			
社協本体と市（福祉総合相談室）による支援会議（包括化推進会議）、研修の開催	CSWリーダー会（社協）、福祉総合相談室（市）、地域共生体制整備アドバイザー																			

事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）
日常生活自立支援事業、生活支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援事業、包括的支援事業（地域包括支援センター）、法人後見センター（社協事業）
事業の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、本人、家族、支援者等からの個別相談に対し、権利擁護の視点から成年後見制度や日常生活自立支援事業へつなぐほか、中核機関「関市権利擁護センター」と連携して支援する・・・関市法人後見センター事業（社協独自事業）と連動。 ・地域において、支援者、本人、家族等から「ひきこもり」の相談を受け、訪問支援等をとおして社会的な自立を目指す・・・就労準備支援事業（市委託事業）と連動。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
実施中

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	関市（関市社会福祉協議会に一部委託）
②事業名	多機関協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	<p>H30年度に多機関協働担当部署（福祉総合相談室）にひきこもり相談窓口を設置したことで、約60件（支援者の関わりの実数）の把握につながったが、解決に向けて介入していく上で、地域での見守りや支援を継続する体制が整っていない状況を感じている。</p> <p>権利擁護体制強化のため、成年後見制度の中核機関を市役所内に設置したが、受任機関や地域における権利擁護の担い手が必要である。</p> <p>課題が複合化・複雑化したケースや福祉ニーズが増え、単独の課・機関での対応が難しくなっており、困難な課題の解決に向けた多機関の連携強化や困難ケースのコーディネートが必要になっている。地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供が必要と感じている。</p> <p>保健・医療・介護・福祉・教育に関する相談支援について、横断的に連携を図るための中心的な役割を持ち、包括的・総合的な相談体制を構築するために必要な職員教育や研修をはじめ、支援関係機関との連携調整を行う部署となる福祉総合相談室を設置し、全世代における体制整備に取り組む。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	専任5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>【実施主体】保健師（2人）、事務職（1人）</p> <p>【社協委託】社会福祉士（2人）</p>
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉総合相談室（関市健康福祉部福祉政策課内）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ①困難ケースのマネジメント（支援者の支援） ②相談支援包括化ネットワーク構築 ③計画・協議体・研修の再編 ④権利擁護体制整備 ⑤地域力強化 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>回数：毎週1～2回開催（年間70回ほど）</p> <p>参加者：市関係課（保健・福祉・高齢・子ども・教育・税等）、高齢・福祉の支援機関、社協、弁護士、司法書士等、実務者レベルで実施</p>	（既存の会議の名称） 新設
<p>（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>回数：毎週1～2回開催予定（年間70回ほど）</p> <p>参加者：市関係課（保健・福祉・高齢・子ども・教育・税等）、高齢・福祉の支援機関、社協、民生委員協議会、医療3師会、司法3士会、警察、消防署、県の担当課、児童相談所等、管理職及び実務者レベルで実施</p>	（既存の会議の名称） 新設

ウ	自主財源の確保のための取組の概要
エ	新たな社会資源の創出のための取組の概要
	年間 140 回ほどの相談支援包括化推進会議（支援会議等含む）の中で抽出された課題を地域で解決できるよう、管理職を交えた連携会議の中で検討し、フォーマルもしくはインフォーマルのサービスを創出していく。
オ	その他
⑧	事業の成果目標
	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代型の支援者支援を心がけることで、課題の明確化、ネットワークの強化につながり、解決に向かって、早期に関係者が集まることができる体制ができ、様々な分野の取組や仕組みについて、一緒にルール化・可視化できるようになってきている。今後、マニュアルやガイドラインといった成果物として作り上げていく。 ・相談支援包括化推進会議（ネットワーク会議ほか）をとおして、個別課題から地域の課題を明確化し、管理者レベルの相談支援包括化推進会議にて課題の解決に向けて検討・決定する仕組みを構築する。
⑨	地域力強化推進事業実施計画
	実施中

静岡県 吉田町

都道府県名	静岡県	市区町村名	吉田町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	29,585 (人)		世帯数	11,404 (世帯)	
高齢化率	25.04 (%)	生活保護受給率	0.51 (%)	面積	20.73 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター	委託：1か所(社協)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>吉田町は、大井川河口の西岸に位置し、牧之原台地が北西側から中央部に突出しているほかは、町域の90%以上が標高20メートル未満の平坦地です。大井川の豊かな伏流水や東名吉田ICの開設によって、企業が進出し、工業が盛んになりました。</p> <p>沿岸部に位置する当町では、喫緊の課題である津波防災まちづくりに取り組んでおり、平成25年度に15基の津波避難タワーの設置を完了し、現在、新たな安全と新たな賑わいの創出を図るため、県営吉田公園と吉田漁港をつなぐ、防災機能を備えた「海浜回廊」と水産振興につながる「多目的広場」を有する「シーガーデン」の整備に取り組んでいます。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>高齢者、障害者、生活困窮者、児童、母子等複合的な問題を抱えている相談者に対し、専任の相談員による「ワンストップ相談窓口」を設置することで、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、「たらい回し」が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>本事業の実施に伴い、既に行われている各分野の支援や地域における取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」へ転換し、福祉等の枠を超えた地域の各分野の連携により、人と人の繋がりを再構築することで、住民を主体とした誰もが住みやすいまちづくりを実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが健やかに暮らせる環境の創出 誰もが生き生きと暮らせる環境の創出 安心して出産・子育てができる環境の創出

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	吉田町福祉課	
②事業名	ワンストップ相談窓口	
③事業実施の必要性	H29 年度から H30 年度にかけて行った住民の意識調査及び分析結果から、高齢者、無職者、無業者への支援を重点課題とし、「地域力を強化する体制」を社会資源として創出する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 吉田町全域	(対象地域の範囲) 吉田町全域	(人口) 29,585 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 社会福祉協議会	(支援の内容) 生活支援コーディネーターとの連携・協働	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 拠点の確保は人口規模から困難なため、機能を担保できるように社会福祉協議会と検討する。	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 社会福祉協議会及び福祉課主催の研修会受講者	(研修の内容) 共生社会の実現に向けて、町民の役割を研修会で周知する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築事業補助金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、庁内相談関係窓口を有する課との連携		
事業の成果目標		
ワンストップ相談窓口を周知した研修者の数:70 人 (H30 年度実績:庁内研修:39 人、民生委員研修:13 人)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 吉田町全域	(対象地域の範囲) 吉田町全域	(人口) 29,585 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ワンストップ相談窓口・福祉課	(相談を受け止める人) 保健師(包括化推進員)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 庁内外の既存の事業や福祉課が開催する研修会等で周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 「包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会」や「支援調整会議」等により情報収集及び課題を把握する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 支援機関との打合せ会で得た情報や課題の共有により、各支援機関がお互いに支え合える体制を構築する。	(バックアップする人) 生活支援コーディネーター、相談機関等支援者全般	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

地域包括支援センター、介護保険サービス、地域福祉コーディネーター、子育て世代包括支援センター、障害福祉サービス、生活困窮者自立支援制度、DV防止法に基づく相談、要保護児童対策協議会、消費生活相談等。
事業の成果目標
「包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会」で相談支援マップを作成することにより、お互いの役割を認識することが可能になり、「地域力を強化する体制」を意識できる。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	吉田町
②事業名	ワンストップ相談窓口
③事業実施の必要性、体制等	H29 年度から H30 年度にかけて行った住民の意識調査及び分析結果から、高齢者、無職者、無業者への支援を重点課題とし、「多機関が連携する体制」を社会資源として創出する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、看護師
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	吉田町福祉課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合的問題を抱えた対象者を包括的に支援できるような社会資源の創出し、庁内外の相談支援体制を強化する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 対象者が抱えている問題から、支援メンバー選考し、個別支援会議を行う。その際に、活用できる既存の会議がある場合は、活用する。	(既存の会議の名称) 支援調整会議、障害福祉サービス・介護保険サービスの個別支援会議等。
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 「包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会」を年3回開催する。	(既存の会議の名称) 包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会。
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
庁内外の既存の事業や福祉課が開催する研修会等を活用し、地域住民や企業等に対し、包括的支援体制構築事業を啓発する。 また、高齢者の居場所づくりを推進する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
・「包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会」を実施 ・相談支援マップ作成	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
「包括的支援体制構築に係る相談支援機関との打合せ会」を年3回開催し、情報と課題の共有を図るとともに、様々な場で活用できる相談支援マップを協働で作成する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

静岡県 浜松市

都道府県名	静岡県	市区町村名	浜松市		
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（平成31年4月1日）

人口	802,728（人）		世帯数	338,411（世帯）		
高齢化率	27.28（%）	生活保護受給率	0.91（%）	面積	1,558.04（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	95.3（%）	公立小学校数	97（校）	公立中学校数	49（校）	
地域包括支援センター	委託：22か所（社会福祉法人など）					
生活困窮者自立相談支援事業	委託：2か所（社会福祉法人など）					

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

<p>浜松市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、面積は全国2位である。</p> <p>本市は、我が国有数のものづくり産業の集積都市として、何事にも積極果敢に取り組む地域独自の気質である「やらまいか精神」のもと、自動車やオートバイ、楽器、光技術などの高度な産業技術を生み出している。農林水産業においても、高い品質と生産量を持つ果樹や施設園芸、中山間地域の特性を活かした茶業など、様々な農業が盛んな地域で、中でも、みかんやガーベラ、馬鈴薯(ばれいしょ)、たまねぎ、茶などの農産物は、全国的に有名な地域のブランドであり、本市の主要産業として位置づけられる。</p> <p>文化の面においても、浜松まつりや遠州大念仏、歌舞伎、神楽など、日常生活や地域に根ざした行事や祭事が多数存在している。中でも、音楽は、楽器産業の集積を背景に、浜松国際ピアノコンクールを開催するなど、芸術性の高いものから市民が身近に楽しむものまで、音楽を通じた市民文化を醸成し、「楽器のまち」とともに「音楽のまち・浜松」としても、国内外に広く知られるようになっている。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>多くの地域住民が積極的に参画し関わりを持つこと、また、地域住民自らが主体的に動き、専門機関や行政と手を取り合うことで、「みんながいきいきと『関わり』を持ってつながり、支えあう地域づくり」の実現を目指す。</p> <p>そのためにまず、地域住民の困りごとをたらい回しにせず、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図る。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域住民が、自分の地域のためにできることを考え、積極的に参画する意識が向上する。</p> <p>庁内の職員では、縦割り意識を緩和し、「丸ごと受ける精神」を持つ。</p> <p>その他、各相談支援機関、専門職は、自身の専門性から一歩踏み出すことにより、裁量的活動領域を広げる。</p> <p>結果的に、連携の「糊しろ」として重なり合うような有機的な多機関多専門職連携を構築する。</p>

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	浜松市	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	地域では対応が難しい複雑な課題解決のため、市役所内に相談支援包括化推進員を配置し、相談支援機関と行政が連動して課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	精神保健福祉士：行政事務9年（精神保健福祉相談業務7年、地域福祉関係業務2年） 事務職員：行政事務8年（地域福祉関係業務2年）	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	浜松市健康福祉部福祉総務課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>(ア) 解決困難な個別相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱えた相談者に対して、コミュニティーソーシャルワーカー（以下 CSW）等の相談支援機関や地域の関係機関からの情報提供を受け、支援が停滞している場合等の課題を整理する。 相談者の抱える課題を把握し、多機関によるチームアプローチでの課題解決のための基本的な方向性等に関するプランを作成し、他の相談支援機関との連絡調整、指導・助言を行う。 各相談支援機関が開催している既存の個別支援に関する検討会議への出席等、アウトリーチの考え方を重視し、積極的に個別支援の実施状況を把握する。 <p>(イ) 相談支援包括化ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる取り組みを通し、主に庁内関係部局の連携強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 市役所職員向けに福祉意識の醸成、知識向上のための研修会を実施 各課の実施事業の相互理解、事務の効率化のための勉強会を実施 個別相談のワンストップ体制構築に向けたマニュアルの作成 庁外の相談支援機関のネットワーク構築に向け、各機関の顔の見える関係づくりや役割の相互理解のための研修会を実施。相談支援包括化推進員が関係機関と密に連携をとることで、市全体の相談支援包括化ネットワークを構築する。 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
<p>（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>《参加機関》健康・医療・高齢者・子ども・子育て・障がい・生活困窮・教育等</p> <p>《開催頻度》個別ケース会議（随時）</p>	<p>（既存の会議の名称）</p> <p>地域ケア会議等</p>	
<p>（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <p>《参加機関》健康・医療・高齢者・子ども・子育て・障がい・生活困窮・教育等</p> <p>《開催頻度》代表者会議（年1～2回）、実務担当者会議（3ヶ月に1回）</p>	<p>（既存の会議の名称）</p> <p>地域包括ケアシステム推進連絡会等</p>	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> 地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を確保するため、共同募金の活用や地域の社会福祉法人の地域貢献の取組や地元企業等へ寄附金拠出を働きかけるなどする。 		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
<ul style="list-style-type: none"> 各地域の社会資源マップの作成等、地域資源の整理、共有化を図る。 CSWや生活支援コーディネーターと連携をしながら確保した自主財源等を原資として、地域に不足する新たな社会資源の創出を図るための取組を推進する。 		
オ その他		
<p>⑧事業の成果目標</p> <p>ネットワーク会議にて、個別支援案件から見えてきた共通課題を整理する。そして、相談支援包括化に向けたワンストップ体制に向けての取り組みや、他分野の圏域の考え方の整理等、課題解決のため多機関が連携して対応した事例等の年5件を目標として取り組む。</p>		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
<p>地域福祉活動の推進母体となる地区社会福祉協議会への活動支援を以下の取り組みにより実施する。</p> <p>（1）事業内容の充実に向けた基盤づくり、（2）住民に身近な圏域で困りごとを早期に発見・解決できる取り組みの推進、（3）住民に身近な相談窓口の確保、（4）多様な主体の活動とのマッチング機能の充実</p>		

愛知県

都道府県名	愛知県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7, 552, 310 (人)	世帯数	3, 236, 625 (世帯)
高齢化率 (%)	25.0	生活保護受給率	1.01 (%)
面積	5, 172 (k m ²)	地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	-(%)
公立小学校数	971(校)	公立中学校数	419(校)
地域包括支援センター	229カ所		
生活困窮者自立相談支援事業	直営：4カ所、委託：1カ所 (県機関のみ記載)		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、北東は長野県、東は静岡県と接しています。</p> <p>また大都市圏を抱える県としては、森林の割合も高く、比較的緑豊かで、気候に関しては年間を通して温和で、降雨は夏季に多く、冬季に少ないです。</p> <p>産業では、全国有数の工業県で、製品出荷額等は46兆8,060億円(2017年)と41年連続で全国第1位です(従業者4人以上の事業所)</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域をつくることを目的とする。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	県内市町村職員を対象とした研修会を開催し、日本福祉大学教授による地域共生社会をテーマとした講演や、モデル事業(包括的支援体制構築事業)及び地域福祉計画の先進事例の発表を県内外の自治体に依頼し、県内市町村職員の知識習得や情報の共有につながる機会を設けることで、地域共生社会や地域福祉計画の一層の普及促進を図る。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	愛知県
②事業名	地域共生社会啓発事業
③事業実施の必要性、体制等	地域共生社会を実現するための市町村による包括的な支援体制の整備や市町村が取組を実施する上での要となる市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるなど、重要性は高まってきている。地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくため、研修を実施することにより、主体となる市町村職員の資質向上を図る。
④事業内容	
(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 市町村担当職員	
(取組内容) 市町村担当職員に対し、先進事例の紹介及び県内事例の発表を通し、取組促進につながる知識の習得を図るとともに、他市町村職員と情報共有するための研修会を開催する。	
⑤事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内54市町村のうち、49市町村の出席（9割以上） ・ 2020年度の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」実施市町村を10市町村に増加させる。（2019年度は5市町村） 	

愛知県 長久手市

都道府県名	愛知県		市区町村名	長久手市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	59,166 (人)		世帯数	24,199 (世帯)		
高齢化率	16.4 (%)	生活保護受給率	0.17 (%)	面積	21.55 (km ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	54.9 (%)		公立小学校数	6 (校)	公立中学校数	3 (校)
地域包括支援センター	委託：2カ所 (社福法人・社協)					
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1カ所 (社協)					

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

本市は、名古屋市東側に隣接し、市西部は市街地整備された都市部、市東部は自然豊かな田園部と、都市と農村の両面の地域性を併せ持つ。平成24年1月に単独で市制施行し、人口増加率は10.7%と県内1位で、平均年齢は39.6歳と全国的にも若いまちである。

また、観光拠点としては、徳川・豊臣軍が戦った「小牧・長久手の戦い」の古戦場や、「愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)」、「トヨタ博物館」、「長久手温泉ござらっせ」や農産物直売施設「あぐりん村」、などがあり、市外からの集客施設がある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市の総合計画において、「誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します」と掲げており、かつて住民が地域で担っていた役割や居場所を取戻し、互いに助け合うことで生きがいを持って充実した日々を過ごす「幸福度の高いまち＝日本一の福祉のまち」を実現することを目指して事業に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の住民が、役職・団体・立場などによって変わることなく、お互いに関心を持つ「おせっかいな人」になること。 地域社会での課題を発見し、その課題を市民・事業者・行政が共有し、その課題にむけて様々な支援をし、地域として支え合う仕組みづくりをし、それぞれが個々のできる範囲で地域に貢献することにより、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる場所、居場所がある「たつせがある」まちとなることを目指していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	長久手市(社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	<p>長久手市は、人口増加率が10.7%と愛知県内でも上位にあり、高齢化率も15.9%と全国的に見ても高くない。しかし、転入者の多い地域がら、地域のつながりは希薄になりがちで、今後、超高齢化社会を迎えるにあたり、地域住民による支え合いの体制づくりが喫緊の課題となっている。</p> <p>市の地域福祉を担う社会福祉協議会において、小学校区単位での地区社協の設置に取り組んでおり、制度の狭間で困っている住民を支援するCSWを配置し、なんでも相談の実施などにより、地域課題を包括的に受け止める体制づくりを行っている。また、地域ボランティアである見守りサポーターの養成やサロン活動の支援等を行い、住民主体の地域づくりを推進するための事業を行っている。</p> <p>現在、地区社協は、6校区4カ所設置済みであり、今後すべての校区において、地区社協及びCSWの設置に向けての取組を進めていく必要がある。</p>	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域(6地区)	小学校区	59,166
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域住民	地区社協の部会活動を通じて、参加住民の「意識醸成」に取り組む	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
未定	未定	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	地域福祉学習会として、子育て、引きこもり・閉じこもり、認知症など様々なテーマによる学習会を実施	
(エ)その他		
声かけネットワーク協力事業として、避難行動要支援者リストを活用した災害時に配慮が必要な方への平常時の見守り体制の構築。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等の活用や、企業からの寄付金の働きかけなど、安定した自主財源の確保について検討をする。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業において、配置している生活支援コーディネーターと連携して、地域の生活課題の把握に取り組む。		
事業の成果目標		
地域福祉学習会 月3回程度実施 見守りサポーター、ご近所パートナー等、地域での見守り体制の強化を図るためのボランティアの養成		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域(6地区)	小学校区	59,166
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
「福祉のなんでも相談」の実施	CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区社会福祉協議会、福祉だより、自治会回覧など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地区社協の運営委員である民生委員・児童委員や自治会代表と月1回の定例会を行い、地域生活課題の把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
CSWと相談支援包括化推進員との連携により、地域で解決出来ない問題については、専門家など関係機関へつないでいく。	相談支援包括化推進員・行政等関係機関	

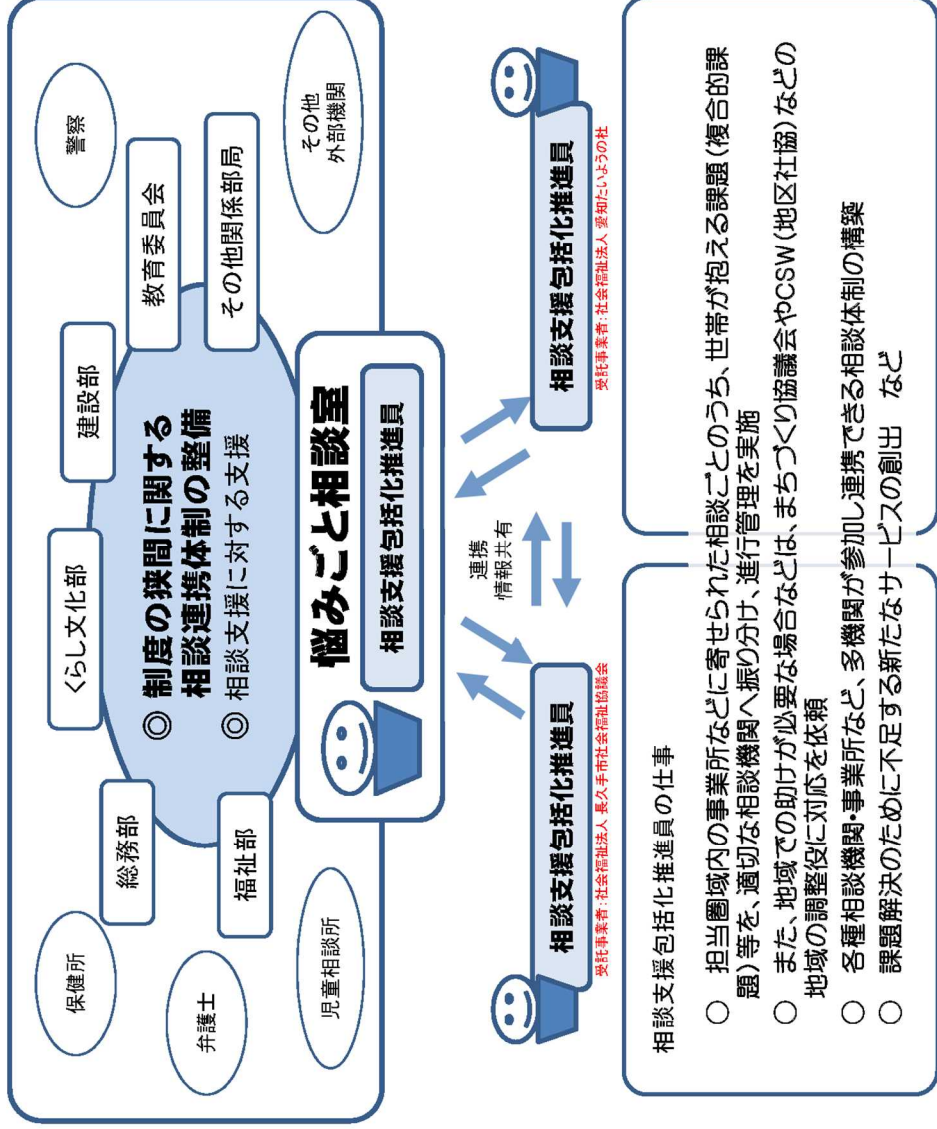
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題を把握する。
事業の成果目標
<p>相談件数の目標(年間延べ件数) 西小地区:1,000 件、北小地区:1,000 件、市小地区:500 件、南小地区:500 件</p> <p>つないだ件数の目標(年間延べ件数) 各地区 100件</p> <p>※市小及び南小地区においては、CSW の配置が最近のため認知度が低いため。</p>
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	長久手市(社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、社会福祉法人愛知たいようの杜)	
②事業名	多機関協働相談支援包括化推進事業	
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、複雑化に伴う、複合的な課題を抱える世帯等に対する、対象者別の縦割りの相談体制では対応が困難であるため、各相談機関の横断的な連携体制を構築するとともに、各相談機関を繋ぐコーディネーター役の相談支援包括化推進員を配置し、対象世帯に対する包括的な支援を行う。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、介護支援専門員等、相談支援機関での相談支援実績を有する者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	長久手市役所悩みごと相談室、 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会、社会福祉法人愛知たいようの杜	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>複合的な課題を抱える対象者に対し、包括的な相談対応を目指し、地域包括圏域ごとに相談支援包括化推進員を配置し、対象者の支援のための関係機関の調整やアセスメント、コーディネート等を行うと共にケース対応をしていく中で、既存の制度の見直しや必要な社会資源の創出などの取組を実施する。</p> <p>そして、相談支援包括化推進員の統括を市悩みごと相談室が担い、各地域における相談支援を円滑に行うため、相談支援包括化推進員会議を開催する。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 包括化推進員による定例会議を週1回実施。 その他、随時、民生委員、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等、個別事案に関係する相談支援機関による個別ケース会議を行う。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 構成機関等の代表者からなる推進協議会を年1～2回、実務者からなる実務者会議を定期的に行う。その構成機関は、警察、保健所、財務局、弁護士、司法書士、地縁団体の代表、民生委員協議会、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等。	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金等の活用や、企業からの寄付金の働きかけなど、安定した自主財源の確保について検討をする。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
対応ケースの中から、共通課題を把握し、既存の制度や社会資源の活用が困難な課題を支援するため、関係部署や多機関で協議し、制度の見直しや新設の検討の他、地域課題については地域力との連携を進める。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・CSW や地域包括支援センター、相談支援センターなどの相談支援事業所等との連携強化 相談支援包括化推進員による対応件数 40件/年 ・地域福祉計画に同事業の位置づけ ・同事業及び相談支援包括化推進員の周知及び関係機関とのネットワークの構築及び職員の資質向上を図る。 		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

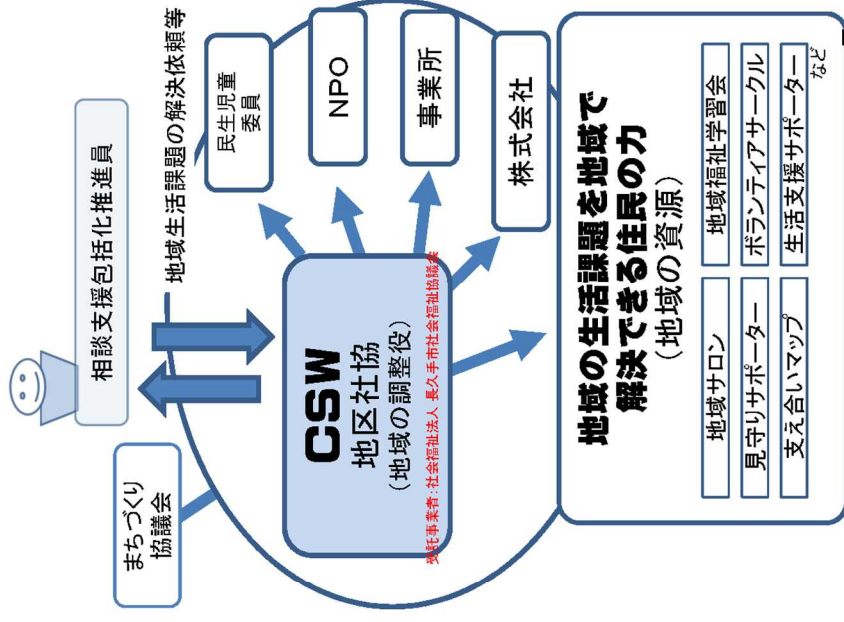
包括的支援体制構築事業 イメージ図

多機関協働相談支援包括化推進事業



地域力強化推進事業

- ◎ 小学校区の身近な圏域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決へ
- ◎ 地域生活課題を丸ごと受け止めて、支援へ



愛知県 東浦町

都道府県名	愛知県	市区町村名	東浦町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	50,045 (人)	世帯数	20,453 (世帯)
高齢化率	25.3 (%)	生活保護受給率	0.2 (%)
面積	31.14 (k m ²)		
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	65.1 (%)	公立小学校数	7(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	委託：1 か所 (社会福祉協議会)		
生活困窮者自立相談支援事業	福祉事務所が知多福祉事務所 (愛知県庁)		

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。</p> <p>産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発展し、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。農業においては、巨峰を中心としたブドウ栽培やイチゴ、蘭の施設園芸などを行っています。徳川家康の生母である於大の方の生誕地でもあります。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>急速な高齢化の進展や福祉課題を抱える要援護者が増加しているなかで、住民の地域福祉活動等を支援するための専門的な福祉コーディネーターとして、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における見守り、要援護者の発見、つなぎ機能を強化し、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協力により、解決に導く力の向上を図ることを目的としています。</p> <p>本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 31 年度も地域の相談窓口として、地域へ出向いて相談を受け、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っていきます。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域住民が発見した困りごとを、解決に導くことで、さらに地域で困りごとを発見する力になります。発見力の向上は、地域で起きている課題を、自分ごととして捉えることにつながるため、地域力の強化になります。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	東浦町(委託先:社会福祉法人東浦町社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉相談支援事業	
③事業実施の必要性	さまざまな困りごとを抱えている方が増えており、例えば「8050 問題」をはじめとした、公的サービスを受けられない制度の「はざま」にいる方にも地域には多くいます。このような方の相談を受け、解決に取り組む仕組みづくりが必要となります。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 50,045 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) コミュニティ	(支援の内容) 地域住民に意識を持ってもらうため、地域の高齢化率等をはじめとした数値を用いた現状説明。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域における居場所の創出	(運営主体) 地域住民主体の団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域の困りごとを考え、自分たちでできることについて意見交換を行い、参加者(地域住民)への意識醸成を実施	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会の居場所に対する助成制度。 東浦町パートナーシップ推進事業補助金、東浦町地域福祉活動事業、東浦町提案事業交付金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。 地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。		
事業の成果目標		
地域住民主体の多世代が集う居場所の創出を支援、地域福祉の意識醸成、分野の垣根を越えた支援ネットワークの構築。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 50,045 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 東浦包括支援センター	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 全戸配布のチラシ、町広報誌及びホームページで周知します。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。	(バックアップする人) 役場内関係部署	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		

<p>本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。 地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。</p>
<p>事業の成果目標</p> <p>本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 30 年度は福祉施設からの相談 663 件、本人から相談 689 件を始め、延べ 2,608 件の相談を受け、各支援機関等へのつなぎを行いました。なお、地域に出向いて相談を受けた件数は 375 件です。 平成 31 年度は地域住民により周知を行い、地域の相談窓口として、より地域へ出向いての相談を受け付け、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っていきます。</p>
<p>ウ その他</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーが活動しやすい環境の整備として、平成 30 年度は役場内の関係部署で支援調整会議を行いました。平成 31 年度については、役場内の関係部署だけでなく、小中学校等の外部機関とも連携を図っていきます。</p>
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p> <p>地域福祉の意識醸成、ネットワークの構築をコミュニティソーシャルワーカーを中心として行うため、今後は、平成 32 年度までに、東浦町内に4人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することを計画としています。</p>

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	東浦町(委託先: 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会)
②事業名	地域福祉相談支援事業
③事業実施の必要性、体制等	さまざまな困りごとを抱えている方が増えてきており、例えば「8050 問題」をはじめとした、公的サービスを受けられない制度の「はざま」にいる方も地域には多くいます。このような方の相談を受け、解決に取り組む仕組みづくりが必要となります。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	配置予定人数3人のうち、社会福祉士資格保有3人、介護支援専門員資格保有1人、主任介護支援専門員資格保有1人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	東浦包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>各地区の民生委員・児童委員地区会にて支援が必要な方の情報を聞き取り把握します。 役場関係部署、医療機関、ボランティア団体等関係機関と連携して支援が必要な方の情報を把握します。</p>	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年12回開催し、ふくし課とコミュニティソーシャルワーカーにて個別ケースの支援方針について情報共有をします。個別ケースにより、各関係機関との連携も行います。</p>	<p>(既存の会議の名称) ふくし課・コミュニティソーシャルワーカー(生活支援コーディネーター)担当者会議</p>
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年5回開催し、ふくし課、児童課、コミュニティソーシャルワーカーにて特に子どもが関わる世帯の支援方針について情報共有をします。会議では、支援の経過及び今後の支援ネットワークの確認も行います。</p>	<p>(既存の会議の名称) ふくし課、児童課、コミュニティソーシャルワーカー(生活支援コーディネーター)担当者会議</p>
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>地域に出向き、社会資源の創出、つながりを構築することを通して、事業を継続して行うことができるよう取組を推進。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>本町のコミュニティソーシャルワーカーは生活支援コーディネーターを兼務しています。 地域に出向き、相談を受けるとともに地域のニーズ把握に努めていることから、地域に必要な社会資源の創出、つながりを構築しています。</p>	

オ その他

⑧事業の成果目標

本事業は平成 29 年度から実施しており、平成 30 年度は福祉施設からの相談 663 件、本人から相談 689 件を始め、延べ 2,608 件の相談を受け、各支援機関等へのつなぎを行いました。

なお、地域に出向いて相談を受けた件数は 375 件です。

平成 31 年度は地域住民により周知を行い、地域の相談窓口として、より地域へ出向いての相談を受け付け、各支援機関へのつなぎ及び寄り添う支援を行っていきます。

⑨地域力強化推進事業実施計画

地域福祉の意識醸成、ネットワークの構築をコミュニティソーシャルワーカーを中心として行うため、今後は、平成 32 年度までに、東浦町内に4人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することを計画としています。

愛知県 名古屋市

都道府県名	愛知県	市区町村名	名古屋市		
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,317,646 (人)		世帯数	1,108,084 (世帯)	
高齢化率	24.6 (%)	生活保護受給率	2.07 (%)	面積	326.45 (k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	72.2(%)	公立小学校数	261(校)	公立中学校数	110(校)
地域包括支援センター	委託：29 か所 (社会福祉協議会、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：3 か所 (社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOによるコンソーシアム)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面しています。</p> <p>国内有数の国際貿易港である名古屋港を抱え、伊勢湾沿岸部には、コンビナート、工場、倉庫などが集積しており、経済や海上物流の一大交易圏となっています。</p> <p>また、観光資源としては、名古屋駅周辺、名古屋城・文化のみち、熱田神宮や有松・桶狭間などがあります。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>地域住民自らが地域の生活課題を把握・解決できるような支援を充実させるとともに、これまでの各福祉分野のみの対応では解決が困難な複合的な課題を抱える世帯等の支援に対応する包括的な相談支援体制を構築することを目指す。そのための質的・量的ニーズを把握し、支援に必要な手法を検討することを目的としている。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>必要な支援をコーディネートし、専門職員のアウトリーチを提供することにより、一人ひとりの生活課題を解決する。また、その支援を地域住民と連携しながら行うことにより、地域の課題としての理解を進め、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握するとともに、解決を試みることができるように、地域の力の向上を図る。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	名古屋市(委託先:名古屋市社会福祉協議会)	
②事業名	包括的な相談支援体制構築に向けた調査	
③事業実施の必要性	本市の第3期地域福祉計画(計画期間:令和2年度から7年度)の策定において、実施した市民及び各種団体向けアンケート調査では、複合的な課題を抱える人や世帯、支援を拒否する人や世帯の存在が確認されている。こうした支援を必要とする人や世帯を地域で把握し、解決を試みる力を高めるとともに、地域では解決が難しい課題の相談を直接又は間接的に丸ごと受け止める相談体制を構築するため、まずは対象地域を限定し、調査(モデル)として、本事業を実施するもの。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
名古屋市南区	全小学校区(18学区)	136,073人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域住民、民生委員児童委員などの地域福祉活動者、福祉分野に関わらず学生などの若者や企業など。	社会福祉協議会と連携し、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけを行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
①在宅サービスセンター(区レベル) ②各地域にあるサロン(地域レベル)	①社会福祉協議会 ②地域住民、NPOなど	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民、民生委員児童委員などの地域福祉活動者	社会福祉協議会と連携し、意識醸成や地域づくりに資する研修を実施する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用を検討することやこれまで共同募金を活用した支援を行ってきた社会福祉協議会との連携を進める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(協議体、生活支援コーディネーター)や名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(生活困窮者自立相談支援事業)との連携を図る。		
事業の成果目標		
社会福祉協議会のこれまでの活動を活かし、地域生活課題の把握が進んでいる地域にある拠点等と連携しながら、地域住民等が主体的に解決を試みることができるよう支援する。 数値目標 サロン数 150か所、研修参加者数 290人、ボランティア活動数 1,350人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
名古屋市南区	全小学校区(18学区)	136,073人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
①南区在宅サービスセンター ②住民相談窓口(一部学区)	①本事業配置職員 ②地域住民	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 民生委員児童委員などの地域福祉活動者を通じて、受け止める場や役割を説明しながら周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員児童委員などの地域福祉活動者や住民相談窓口などと連携し、地域生活課題を把握できる体制づくりをより一層進める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		

(バックアップの内容) 直接アウトリーチするなど対応する、又は適切な相談支援機関につなぐ等のバックアップを行う。	(バックアップする人) 本事業配置職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
高齢者、障害者、子育ての各相談支援機関や名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(生活困窮者自立相談支援事業)との連携を図る。	
事業の成果目標	
本調査(モデル)を通じて、相談を包括的に受け止めるための本市の体制構築について方向性を検討する。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	名古屋市(委託先:名古屋市社会福祉協議会)
②事業名	包括的な相談支援体制構築に向けた調査
③事業実施の必要性、体制等	すでにある各相談支援機関(地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点等)や地域支えあい事業の住民相談窓口と連携し、地域で把握した人や世帯の複合的・複雑化したニーズを整理しながら、必要な相談支援機関で支援方法を検討する場を設け、適切な支援につなげていく多機関協働による包括的支援体制を構築するため、まずは対象地域を限定し、調査(モデル)として、本事業を実施するもの。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人(地域力強化推進事業の職員と兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	配置する者は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者とする。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	南区社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<p>以下の取り組みを試行的に実施し、あり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区在宅サービスセンターに設置する何でも相談窓口及び一部学区に設置されている住民相談窓口において、相談を受け付けるとともに、民生委員児童委員等の地域福祉活動者からの情報提供により、複合的な課題を抱える者を把握する。 ・地域住民等が抱える課題について、アウトリーチ等によりニーズを把握し、対応可能な相談支援機関をコーディネートするなどして適切な支援を提供する。 ・相談支援包括化推進会議などにより、相談支援機関の連携調整を行いながら、相談支援包括化ネットワークを構築する。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数 24回 参加者 関係する相談支援機関、地域福祉活動者等 議事内容 個別ケースに関する支援方法の検討について	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、自立支援協議会、支援会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議の開催回数 6回 参加者 関係する相談支援機関、地域福祉活動者等 議事内容 相談支援機関との連携体制の構築や他職種との役割分担、協働のあり方にかかる検討について	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、自立支援協議会、支援会議、なごやこどもサポート区連絡会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用を検討することやこれまで共同募金を活用した支援を行ってきた社会福祉協議会との連携を深める。	

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
生活支援体制整備事業(協議体、生活支援コーディネーター)と連携をしながら、本事業で把握する個別の生活課題の解決に必要な新たな社会資源について、創出を検討する。
オ その他
⑧事業の成果目標
本調査(モデル)を通じて、本市における包括的な相談支援体制について方向性を検討する。 複合的な課題を抱える者に対する相談件数 32件、支援の終結件数 18件、支援の成果 複合的な課題を抱える地域住民に対する支援のあり方や相談支援包括化ネットワークの構築のあり方の検討
⑨地域力強化推進事業実施計画

愛知県 岡崎市

都道府県名	愛知県	市区町村名	岡崎市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(R1.4.1 現在)

人口	387,887 (人)		世帯数	163,104 (世帯)		
高齢化率	22.83 (%)	生活保護受給率	5.25 (%)	面積	387.20 (k m ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	88.87(%)	公立小学校数	47(校)	公立中学校数	20(校)	
地域包括支援センター	委託：20 か所 (うち 1 か所社協)					
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所					

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>岡崎市は、愛知県のほぼ中央にあって、豊かな緑と矢作川・乙川の清流にはぐくまれ古くからの歴史と伝統を受け継ぎ、西三河の中心都市として躍進をつづけている。戦乱の世に終止符をうった英傑徳川家康は、天文 11 年 (1542 年) 12 月 26 日にこの地で生まれている。岡崎城・三河武士のやかた家康館をはじめ、大樹寺・伊賀八幡宮など、家康ゆかりの社寺・史跡は、岡崎を中心に西三河一帯に広がっている。こうした背景から、由緒ある祭礼も、滝山寺鬼祭りをはじめとして古式ゆかしく現在に伝えられており、また、三河花火や石製品・八丁味噌など伝統を誇る郷土色豊かな物産も多い。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>平成 28 年に策定した第 3 次岡崎市地域福祉計画において、総合的な相談支援体制の構築を掲げており、高齢者・障がい者・生活困窮者など重層的な課題に対応するため、福祉に関する相談を一元的に行うことができる体制の構築に向けた取組みを開始しているところである。これに先立ち、第 2 層にコミュニティソーシャルワーカーを配置することで地域の住民による自主的な課題解決能力の強化を図る。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>社会的な孤立を生むごみ屋敷問題など、既存制度の枠にはまらない困難ケースに対応するため、行政だけでなく地域住民の互助による支え合いが不可欠となっていることから、既存制度の枠にはまらない複合的な生活課題に対応し、誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、地域住民が自らの地域の現状や課題に積極的に気づき、住民自らが課題の解決を試みることのできる体制をめざす。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	岡崎市 (社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進業務	
③事業実施の必要性	住民ボランティアによる福祉委員会が市内の全小学校区 (47 学区) において組織されているが、地域課題を把握し、自ら解決する意識・力は備わっていないため、我が事として自らが積極的に課題解決を図ることができるよう、支援する体制の構築を図る必要がある。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
岡崎市全域	市域	387,887
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
学区福祉委員会、企業、大学	学習会、研修会、養成講座等	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域の空き家等	地域住民、ボランティア	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	社会的・福祉的な課題、こども食堂、引きこもり支援、外国人を含めた多文化共生など特定の課題	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金 (学区福祉委員会への補助、ハッピーリンク事業)、企業の社会貢献活動への参加促進、ファンディングに関する勉強会を内部で実施し、今後の事業費確保の検討を進める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
事業実施のうえで必要な機関とその都度連携する。		
事業の成果目標		
学区福祉委員会を対象とした研修会 (4 回程度)、地域住民を対象とした研修会 (3 回程度) 共生型サロンの実施 (5 か所程度) など		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
額田地域を主とした市内全域	市域	387,887
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
額田福祉総合相談窓口	社会福祉協議会、包括、市	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
アウトリーチ時に周知、季刊誌の発行		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
福祉座談会の開催、民児協や福祉委員会役員会等の地域会議への参加、アンケートの実施		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
研修参加、ミーティング、市各セクションへの周知	市、社会福祉協議会	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
事業実施のうえで必要な機関とその都度連携する。		
事業の成果目標		
アウトリーチ型相談会 20 か所、40 回程度実施		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
別添のとおり		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	岡崎市 (社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会)	
②事業名	※地域力強化推進事業と一体的に実施	
③事業実施の必要性、 体制等	額田地域において福祉総合相談窓口を設置し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市健康増進課の3者の協働により住民に身近な場における相談対応を実施している。一方で、複合的な課題を抱えた住民・世帯などを積極的に把握する体制が必要であるため、福祉総合相談窓口におけるアウトリーチ機能を充実させ、また、相談支援機関等との連携を深めるための検証を行う。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有するもの若しくは同等の能力を有する者で、福祉分野における相談支援業務の実務経験を3年以上有している者又は相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有すると認められる者 ※地域力強化推進事業で配置するCSWに求める資格	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	額田福祉総合相談窓口	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
地域力強化推進事業の住民に身近な相談の場として設置した「額田福祉総合相談窓口」において、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市健康増進課の3者の協働による相談対応を実施しているため、本事業において、複合的な課題を抱える住民・世帯等を掘り起こすためのアウトリーチ活動及び各相談支援機関等との連携を深めるための活動をモデル的に行い、令和3年度に本市の福祉総合相談体制構築に向けた検証を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 額田福祉総合相談窓口を共同で担う岡崎市社会福祉協議会、地域包括支援センター、市健康増進課による既存のカンファレンスを概ね2週間に1回実施。必要に応じて各相談支援機関への参加を求める。	(既存の会議の名称) 額田福祉総合相談窓口カンファレンス	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 額田福祉総合相談窓口を共同で担う岡崎市社会福祉協議会、地域包括支援センター、市健康増進課による既存のカンファレンスを概ね2週間に1回実施。必要に応じて各相談支援機関への参加を求める。	(既存の会議の名称) 額田福祉総合相談窓口カンファレンス	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
企業の社会貢献活動の支援のためのパンフレットを作成し、啓発活動を行うことで、寄付等の掘り起こしを行う。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
上記啓発活動により得られる企業からの協力と、住民からのニーズのマッチングを行い、必要な社会資源の創出につなげる。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
複合的な課題を抱える住民・世帯等を掘り起こすためのアウトリーチ活動及び各相談支援機関等との連携を深めるための活動をモデル的に行い、令和3年度に本市の福祉総合相談体制構築に向けた検証を行う。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
別添のとおり		

愛知県 豊田市

都道府県名	愛知県	市区町村名	豊田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	426,142 (人) *満65歳以上は97,006 (人)	世帯数	183,034 (世帯)		
高齢化率	22.8 (%)	生活保護受給率	5.52 (‰)	面積	918.32 (km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	80.9(%)	公立小学校数	77(校)	公立中学校数	28(校)
地域包括支援センター	委託：28か所(社会福祉協議会、社会福祉法人)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1か所(社会福祉協議会)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>○愛知県のほぼ中央に位置し、平成17年の合併により愛知県全体の17.8%を占め、都市部と山間部を備える広域な自治体。</p> <p>○全国有数の車の出荷額を誇る「クルマのまち」であり、自動車産業や関連産業が盛んである一方、森林や矢作川、田園風景も広がる緑豊かな街。</p> <p>○20～40代の男性の占める割合が比較的多いととも、北海道や九州など県外からの転入も多い。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	<p>○総人口は2030年にピーク(43万人)を迎え、その後減少。高齢化率は2040年には31.1%となり、その後も上昇する見込み。</p> <p>○このような予測に対し、8050問題やダブルケアを始めとする複合課題を抱える世帯が増加しており、またこれらの複合課題を丸ごと受け止める仕組みが必要であるとともに、できるだけ早期に発見するためには、身近な地域においてアウトリーチを行う仕組みが求められる。</p> <p>○また、公的サービスでは対応できない課題も多いため、押し付けではない地域での支え合い活動も支援していかなければならず、本事業を通じ、個別支援の充実と支え合いの地域づくりを連動させて実施する。</p>
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	<p>○できるだけ住み慣れた地域で暮らしていくため、少しでも不安も感じたことをすぐに相談でき、住民間での支え合いを含む包括的・総合的な支援が受けられる地域となる。</p> <p>○押し付けではなく、仮に認知症や障がい者であったとしても、自身ができる範囲で協力し、住民間が支え合う地域となる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	豊田市(豊田市社会福祉協議会)	
②事業名	豊田市地域密着型包括支援体制構築事業	
③事業実施の必要性	豊田市は市域が広く、高齢化率の高い地域もあれば、転入者の多い地域もある、また、社会資源の充実度や環境も各地域により異なる。このような自治体特性の中で、今後団塊の世代が後期高齢者になる2025年までに高齢化が急進するため、現在から共助の仕組みづくりや気軽に相談できる環境を整備する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) ①高岡地区、②猿投地区、③挙母地区始めその他地区	(対象地域の範囲) 個々の活動により、自治区～中学校区の範囲を設定	(人口)*令和1年10月1日現在 ①78,855②73,814③273,473
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 生活支援体制整備事業の協議体や(ウ)の研修会を通じて、活動を行いたい声を挙げた住民	(支援の内容) 自主活動の立上支援や地域の関係者への協力を促す取組	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社協自主事業として「地域ふれあいサロン」	(運営主体) 地域住民	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、子どもに関する支援者・団体	(研修の内容) 現在の豊田市における重点テーマとして「子どもの貧困」を設定し、現状周知や問題提起、住民が支援したいという声の拾上げを行うワークショップを実施	
(エ)その他		
地域の実情や要望等に合わせて、当事業で実施又は支援することが妥当なものについては、実施又は支援を行う。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ロータリークラブやライオンズクラブを巻き込んだ財源確保の仕組みづくり(市主体)、共同募金の活用策の再検討(社会福祉協議会主体)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
①②の地区においては、平成30年度より生活支援コーディネーター機能を当事業と一体的に実施するように移管。③の地区についても、今後当事業に移管を予定。		
事業の成果目標		
単純に参加者数だけでなく、今まで関連や関係のなかった住民や主体がどの程度参加したかを把握して浸透度を確認していく。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) ①高岡地区、②猿投地区、③挙母地区始めその他地区	(対象地域の範囲) 個々の活動により、自治区～中学校区の範囲を設定	(人口)*令和1年10月1日現在 ①78,855②73,814③273,473
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ③ ②:健康と福祉の相談窓口 ③:(a)豊田市役所福祉総合相談課窓口、(b)豊田市福祉センター	(相談を受け止める人) ①②:市と社協の共働 ③:(a)市、(b)社協	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市ホームページ、自治区回覧、区長会や民生委員児童委員協議会での説明、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所への連絡		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 区長や民生委員等との日常的な情報交換により、地域で気になる世帯を早期に発見し、アウトリーチを行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 包括的な相談の場を市と社協が運営することからバックアップという概念ではないが、区長や民生委員など地域の主体となる住民には気軽に相談できるように案内を進める。	(バックアップする人) 市福祉総合相談課職員、社協コミュニティソーシャルワーカー	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
①②の地区においては、平成30年度より生活支援コーディネーター機能を当事業と一体的に実施するように移管。③の地区についても、今後当事業に移管を予定。
事業の成果目標
当市では住民ボランティアが簡単な相談を受け付ける仕組みが整っておらず、市と社協が対応することから相談のハードルが高くなることも懸念される。そこで、積極的に民生委員等に聞き取り、アウトリーチ等から把握した件数を一つの成果として捉えていく。
ウ その他
地域の実情や要望等に合わせて、当事業で実施又は支援することが妥当なものについては、実施又は支援を行う。
② 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	豊田市(豊田市社会福祉協議会)		
②事業名	豊田市地域密着型包括支援体制構築事業		
③事業実施の必要性、体制等	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から開始した総合相談体制において、市役所福祉総合相談課窓口・福祉センター・健康と福祉の相談窓口で受けた相談件数が2,000件近くにのぼり、今後も増加が見込まれている。このような課題に対応するためには、できるだけ身近な地域において個別支援と支え合いの地域づくりを行う体制の強化が必要である。 社会福祉協議会は生活困窮者自立支援事業の受託者であり、狭間の個別支援にも対応でき、また地域福祉の推進を本分とすることから、社会福祉協議会の職員をCSW(社協型・相談支援包括化推進員)とし、市福祉総合相談課職員(行政型・相談支援包括化推進員)とともに身近な行政拠点である支所に配置する(身近な相談窓口整備)。市内28か所に設置している地域包括支援センターや市内12か所に設置している障がい者相談支援事業所等と定期的な連絡会等を通じて当該地域でのネットワークを構築するとともに、個別支援の面においては世帯が抱える課題をアセスメントし、必要な支援機関とのコーディネートを図る。また、支え合いの地域づくりにおいては生活支援コーディネーターや地域自立支援協議会の取組と連携し、地域課題への対応を図る。 		
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	行政:16名 ※本補助金費用は充てない。 社協: 8名 ※本補助金費用は内容により、50%・25%・12.5%で按分し充当。 (他の財源は生活困窮者自立支援事業と社協自主財源)		
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	行政:16名(うち、社会福祉士有資格者2名・社会福祉主事任用資格者8名・保健師職1名) 社協: 8名(うち、社会福祉士有資格者2名・介護支援専門員有資格者1名・社会福祉主事任用資格者6名)		
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	豊田市福祉部福祉総合相談課 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会		
⑦事業内容	ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> 市役所福祉総合相談課窓口、豊田市福祉センター及び高岡コミュニティセンターと猿投コミュニティセンター内に設置する「健康と福祉の相談窓口」において、複合的な課題を抱える個人や世帯の把握を行う。また、民生委員や区長に対する聞き取りや情報提供をもとに積極的にアウトリーチを行い、潜在的な課題の把握にも努める。 各地域で行われている相談支援や地域づくりに関する会議等に出席するとともに、定期的な連絡会を設定し、相談支援機関や地域とのネットワーク構築を図る。 これらの取組で構築されたネットワーク等を活用し、「健康と福祉の相談窓口」機能を通じて把握した個人や世帯を、必要とする既存サービスへのコーディネートを行う。また、把握した課題などを踏まえ、地域のネットワークとの連携によりインフォーマルサービスの創出と提供に取り組む。 		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	<table border="1"> <tr> <td>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院 MSW・PSW など 【開催数】随時(当事業サイドから開催もあれば、既存会議の活用もある) 【内容】共通するケースの検討、役割分担</td> <td>(既存の会議の名称) 地域ケア会議、地域自立支援協議会ブロック会議</td> </tr> </table>	(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院 MSW・PSW など 【開催数】随時(当事業サイドから開催もあれば、既存会議の活用もある) 【内容】共通するケースの検討、役割分担	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、地域自立支援協議会ブロック会議
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、病院 MSW・PSW など 【開催数】随時(当事業サイドから開催もあれば、既存会議の活用もある) 【内容】共通するケースの検討、役割分担	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、地域自立支援協議会ブロック会議		

<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 【参加者】CSW、福祉総合相談課職員、地区担当保健師、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、交流館など 【開催数】2か月に1回程度 【内容】各機関が把握する地域課題・地域づくりに関する取組共有、これらに関する共働の役割整理など</p>	<p>(既存の会議の名称) 特に名称はない</p>
<p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p>	
<p>ロータリークラブやライオンズクラブを巻き込んだ財源確保の仕組づくり(市主体)、共同募金の活用策の再検討(社会福祉協議会主体)</p>	
<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・社協が実施している市民福祉大学の卒業生を新たな担い手として、地域活動に組み込んでいくことを検討。 ・学習支援や子ども食堂など地域の子どもの見守りや居場所づくり、貧困対策を具体的に支所圏域で進める上で、ボランティアや地元企業などの多様な主体の関わりを前提に事業展開を予定。 ・全市単位で設置する地域密着型包括支援ネットワーク会議を活用し、関係諸団体の「我が事」としての取組を働きかけていく。 	
<p>オ その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターとの連携、地域福祉計画への実践状況の反映なども展開する。 	
<p>⑧事業の成果目標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・市福祉総合相談課職員と社協CSWが配置されている窓口を中心に、民生委員や区長に対する聞き取りや情報提供をもとに積極的にアウトリーチを行い、潜在的な課題の把握にも努め、前年度同様延べ 1,000 件程度の相談件数を受け付ける。 ・その中で、8050問題などの複合的な問題案件は各機関の役割分担を整理することに努め、引きこもり、障がいの疑い若しくは受容していないケースなどでは、地域資源を活用したり対象者に寄り添いながら支援を行うことに努める。 ・また、これらの統計的な分析も行い、基本的な対応パターンやどこまで担うべきかの基準等も検討していく。 	
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>	

三重県 伊勢市

都道府県名	三重県	市区町村名	伊勢市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	125,780(人)		世帯数	55,568(世帯)	
高齢化率	31.3(%)	生活保護受給率	0.848(%)	面積	208.35(k m ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	79.09(%)	公立小学校数	23(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター	委託: 4か所(社協2、社福法人2)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託: 1か所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、比較的温暖な気候に包まれた都市。 北は伊勢湾に面し、中央に宮川、五十鈴川、勢田川が流れ、また東から南にかけて朝熊岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がる緑豊かな都市である。 伊勢志摩国立公園の玄関口として、豊かな自然と美味しい食材に恵まれた本市には、歴史と文化に富んだ名所・旧跡も多く、魅力ある地域資源が溢れている。 また、古くから「お伊勢さん」の名で親しまれ、神宮御鎮座のまちとして栄えてきた。毎年、市内外から多くの観光客が本市を訪れ、昨年度の入込客数は約 600 万人となっている。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>平成 29 年4月より、伊勢市社会福祉協議会が「伊勢市生活サポートセンターあゆみ」を開設し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)がアウトリーチにより、「声なき声」に耳を傾け、支援を必要とする人・世帯の寄り添い、見守りを強化する取組みに着手した。</p> <p>活動において、高齢者の独居世帯・高齢者だけの世帯、障がいのある人とその家庭の社会参画、また生活困窮、ひきこもり、ごみ屋敷などの課題を重層的に抱え、さまざまな公的制度やサービスを受けられず、「はざま」で苦しんでいる実態が報告されている。</p> <p>今後も、見守り、課題の早期発見・支援体制の強化とともに、既存の制度、サービスでは対応できない「はざま」に寄り添えるしくみを全体で構築していく。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>人口減少、高齢化が進行する中、地域社会のつながりが希薄になりつつあるとともに、地域を支える担い手の確保が困難になっている。</p> <p>本事業の実施により、市民一人ひとりが地域の課題を自分たちの課題として捉え、さまざまな分野の地域活動に関心を持ち、身近な圏域で話し合い、自分たちでできることは何かを考え、行動に移すことで、「支え手・受け手」を区別することなくお互いが支え合い、地域の底力をアップする。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊勢市(社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会)	
②事業名	いせライフセーフティネット事業における小地域活動推進事業	
③事業実施の必要性	<p>平成 30 年度の「伊勢ライフセーフティネット事業」では、身近な地域でサロン・会食等の集いの場づくりや、アウトリーチ型の「福祉なんでも相談所」を推進してきた結果、①地域でサポートする担い手の高齢化問題 ②気軽に交流できる場がない ③身近な所に相談する場所が少ない など、潜在的な地域課題の掘り起こしができた。</p> <p>平成 31 年度は、これらの課題を鑑み、①新たな仕組みの必要性や②専門職や専門機関へ繋ぐ機能が重要であると考えられることから、地域住民が他人事を「我が事」に変えていくように、多様な関係者で解決する働きかけと、「丸ごと」受け止める場づくりを行うことで、早期発見・早期対応ができる仕組み作りを構築する。</p> <p>また、第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画(5ヶ年計画)の開始年であり、3つの基本目標【しくみづくり】【場づくり】【人づくり】を掲げ、様々な地域福祉事業を、行政関係課・CSW(コミュニティソーシャルワーカー)・CW(コミュニティワーカー)・生活支援コーディネーター・ボランティアセンターと連携し、高齢者・障がい者・こどもに関する事業を実施する。</p> <p>尚、下記に、H31 年度、特に重点事業として掲げる、事業について詳細を記載する。</p>	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊勢市全域	まちづくり協議会単位	126,791 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
ボランティア、生活支援サポーター養成講座修了者、まちづくり協議会、自治会、民生委員等	新たな社会資源の立ち上げ支援、ボランティアと地域活動とのマッチング、ボランティアの人材発掘と養成、まちづくり協議会への働きかけ	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
①「誰もが気軽に集える場」等の立上げ支援 (公共施設や空き店舗、空き家など社会資源を活用した居場所づくり(コミュニティカフェ、地域食堂、高齢・障がい・子育てサロン、高齢者会食会など)	①地域住民、まちづくり協議会など ②地域住民、まちづくり協議会、企業など ③当事者家族など	
②「福祉でまちづくり」ができる仕組みづくり		
③不登校やひきこもりの家族会の交流事業の開催		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
まちづくり協議会、地域住民、ボランティア等	地域支援ボランティアの育成	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社協会費、共同募金、寄付金、地域貢献企業や社会福祉法人等との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
赤い羽根共同募金配分金事業、社協会費事業、生活支援体制整備事業等		
事業の成果目標		
①「誰もが気軽に集える場」の設置 世代、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に交流できる共生の場として支所エリアで合計 4 か所設置を目指す。		
②「福祉でまちづくり」を推進 CSWを中心に【地域福祉懇談会(仮称)】を7地区(進修・厚生・二見・高城・小俣・豊東・御園)のまち協単位で実施し、住民主体の地域課題を解決する仕組みのコーディネートを目指す。また、CWとCSWが、7地区(進修・厚生・二見・高城・小俣・豊東・御園)のまちづくり協議会等の地域と、地元企業をマッチングさせ、ふれあいの交流、地域の活性化を目指す。		
③「不登校やひきこもりの当事者家族交流事業」を開催 不登校やひきこもりの当事者家族会のレスパイトケアとなる、交流の場を2回実施し、当事者の悩みをCSW等の専門職と一緒に考え、出口支援につなげる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
伊勢市全体	まちづくり協議会単位	126,791 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		

<p>(場所・機関等の名称) 「福祉何でも相談窓口」の設置 具体的に、まちづくり協議会や社会福祉施設(法人)等と連携し、身近な地域で相談できる窓口を整備する。 ※相談員研修については、ボランティアセンターと連携し、定期的を開催する。</p>	<p>(相談を受け止める人) 地域住民、ボランティア、民生委員、まちづくり協議会、社会福祉施設(法人)等</p>
<p>(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p>	
<p>(周知方法) 広報いせ、社協だより地域版(ボラセン機関紙含む)、及びHP、民児協や「まちづくり協議会」等への周知</p>	
<p>(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p>	
<p>(把握の方法) 「福祉なんでも相談所」と社協 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)・CW(コミュニティワーカー)が連携した相談体制づくり</p>	
<p>(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p>	
<p>(バックアップの内容) 地域福祉ネットワーク会議等を活用する</p>	<p>(バックアップする人) CSW・CW・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、障がい者相談支援センター等の専門職員</p>
<p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p>	
<p>生活困窮者自立相談支援事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業</p>	
<p>事業の成果目標</p>	
<p>①「総合相談窓口の充実」 社協の本所及び各支所へ CSW 各支所 1 名づつ合計 4 名・CW 本所 4 名、中部 5 名、東部 2 名、北部 3 名、合計 18 名を配置し、福祉専門職による相談窓口の充実 及び 市民向け相談支援機関一覧表を作成し、各相談窓口の啓発(携帯用冊子を市内各戸配布)を行う。</p> <p>②「福祉何でも相談窓口」の設置 身近な地域にある「まちづくり協議会」や「社会福祉施設(法人)」等へ働きかけ、新たにまち協 5 か所(御園・二見・高城・中島・有緝)自治会等 3 か所(小俣宮前・本町・湯田)に相談窓口を開設し、気軽に相談できる仕組みを構築する。 ※バックアップ機関として、社協が担い、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)・CW(コミュニティワーカー)が対応する。</p>	
<p>ウ その他</p>	
<p>⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画</p>	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

<p>①実施主体(委託先)</p>	<p>社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会</p>
<p>②事業名</p>	<p>多機関協働による包括的支援体制構築事業</p>
<p>③事業実施の必要性、体制等</p>	<p>【事業実施の必要性】 制度の狭間と呼ばれる世帯が市内にどれくらいあるのか把握するためにアンケート調査を実施したところ下記のとおり結果となった。 (民生委員把握分)8050 世帯 98 件、ダブルケア 17 件、ニート・ひきこもり 107 件、ゴミ屋敷 60 件 (事業所把握分)8050 世帯 144 件、ダブルケア 47 件、ニート・ひきこもり 88 件、ゴミ屋敷 45 件 また福祉の総合相談窓口である生活サポートセンターあゆみへの4～8月の新規相談件数 92 件の内、34 件(約 37%)が2つ以上の問題を抱えており、各関係機関が連携し対応しないと解決できないケースが多くあることがわかってきている。 また、4つの包括圏域で開催している地域福祉ネットワーク会議では、支援者同士のお互いの支援内容や役割について情報共有及び地域課題をどうやって解決していったらよいかを検討し、参加者からは「いろんな相談機関の方とのつながりが大切ということがよくわかった。」「現場の方の声を直接聞く機会となり現状がよくわかった。」「もっと相談機関の連携が必要」などの声があり、相談機関等の現場からも支援機関のさらなる連携が望まれていることがわかる。 地域の様々な生活課題や福祉課題を解決していくには、地域の実情を適切に把握し、多機関が連携した取り組みが必要であり、さらに各相談支援機関をバックアップする体制が重要である。 相談件数は年々増加し内容も複雑化していくことも予想され、福祉関係者が問題解決を</p>

	<p>効率的に行っていくためには、多機関協働による包括的支援体制づくりを継続的に取り組み、支援体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>【事業実施の体制】</p> <p>伊勢市生活サポートセンターあゆみ(総合相談窓口、生活困窮者自立相談支援機関)を相談支援包括化推進機関とし、複合的な問題を抱えている相談をきちんと受け止められる体制を整える。</p> <p>知識(多分野における制度やサービス)、技能(相談力、コーディネート力等)、経験(個別支援や地域支援)を有する職員の配置。</p>
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	日常生活自立支援センター専門員、地域包括支援センター社会福祉士、ボランティアコーディネーター、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	総合相談窓口、生活困窮者自立相談支援機関/伊勢市生活サポートセンターあゆみ
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ◆4つの地域包括支援センター圏域ごとに年2回ずつ『地域福祉ネットワーク会議』を開催し、支援者間のネットワーク構築を図るとともに、地域ケア会議等で出た地域課題の共有を図り、解決策を検討する。その結果を市・社協の部課長級会議に上げ、課題解決へ向けての具体的な取組みや新たな社会資源の創出等につなげていく。 ◆伊勢市における包括的な相談支援体制を周知し明確化を図り、各相談支援機関との連携方法や役割などを確認していく。なお、あゆみは「相談支援包括化推進機関」として支援機関をよりバックアップできる体制を検討し、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間世帯に対しスムーズに支援できるようコーディネートを行っている。 ◆民生委員児童委員や福祉事業所職員を対象に、8050 世帯やニートやひきこもり世帯等制度の狭間の人の把握のためのアンケート調査を実施し、対象者の早期把握・早期対応につなげる。 	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業の支援調整会議やその他のケース会議を週1回程度開催。 ・参加者は、当該世帯に関わる支援機関等。 ・内容は、支援機関との情報共有、支援方針の決定、各機関の役割分担等。 	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4包括圏域で年2回ずつ『地域福祉ネットワーク会議』を継続開催。 ・参加者は、各圏域の住民の相談窓口となる機関、民生委員、保護司等。 ・内容は、地域ケア会議等から上がってきた地域課題の共有と課題解決へ向けての検討。 	(既存の会議の名称) 地域福祉ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業等からの寄付金拠出の働きかけ等	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回『いせライフセーフティネット推進会議』を開催。 ・参加者は、市役所健康福祉部等の部課長級職員、社協管理職等。 ・内容は、『地域』『地域福祉ネットワーク会議』から上がってきた地域課題の解決策の具体化(社会資源の開発含む)の検討。 ・制度の狭間の現状を踏まえ、ひきこもり等の人の居場所づくりや中間的就労体験の場づくりに取り組む。 	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
<ul style="list-style-type: none"> ◆あゆみを「相談支援包括化推進機関」として支援機関に周知することにより、支援機関が今まで「この課題はどうにもならない」「自分の機関とは関係ない課題だ」と思われていた課題に対し、バックアップ機能として解決に導く道筋を作る。また、各支援機関が制度や対象者を越えた視点を持つことにつなげる。 ◆相談支援包括化推進会議の強化により、多機関連携体制を確立し、支援の終結件数の増加を図る。 	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

三重県 桑名市

都道府県名	三重県	市区町村名	桑名市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	142,274 (人)		世帯数	59,245 (世帯)	
高齢化率	25.99 (%)	生活保護受給率	0.69 (%)	面積	136.68 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	83.6(%)	公立小学校数	28(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター	直営：1 か所、委託：5 か所 (社協 2、社会福祉法人 1、医療法人 2)				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>桑名市は、三重県の最北部に位置し、東は桑名郡木曾岬町及び愛知県、北は岐阜県に接しており、西はいなべ市及び員弁郡東員町、南は伊勢湾及び四日市圏域に接している。</p> <p>地形は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と伊勢湾に面し、木曾三川と員弁川がつくる沖積平野、輪中に代表される低くて平坦な水郷地帯が広がっている。</p> <p>鉄道や自動車交通も早くから発達し、現代においても広域交通の拠点であるとともに、名古屋市から25 km圏という立地特性から西部丘陵地をはじめとする住宅都市としても機能している。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複雑化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。相談内容ごとに窓口が分かるといった縦割りを廃し、分野を問わず横断的かつ包括的な相談業務行い、適切な福祉サービスへつなげる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複合的な課題を抱えた対象者には、地域住民相互の助け合いが重要であることから、地域住民・ボランティアの協働を促進させる。 また様々なニーズに対して、地域の社会資源を活用し、対応していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	桑名市(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	今後更なる少子高齢化等の進展を背景に大幅な歳入減と歳出増が見込まれる中で、これまでどおり、全ての住民ニーズに行政のみで対応していくことが、難しい状況になっていく。10年後、20年後の将来を見据えて、市民生活の基盤となる地域を守り、発展させていくため、今から市民の方と共に新しいまちづくりの仕組みをつくっていく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 142,274人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体、NPO 団体等	(支援の内容) 地域のネットワークづくり(協議体設立に向けたきっかけづくり、意識の醸成)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) まちづくり拠点施設(市内 20 箇所)	(運営主体) 桑名市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体、NPO 団体等	(研修の内容) 地域活動に対する関心の向上、地域課題に関する学習会、ワークショップの開催等	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
これまで地区市民センターや公民館の業務を見直すことで、地域活動を側面的に支援する専任職員をそれぞれの地域に配置するほか、施設の使い方を変え、職員の人件費や施設管理費を削減し、地域のまちづくり財源に転換する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的に地域支援業務を行う地区担当の「コミュニティワーカー」として、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」を配置する。		
事業の成果目標		
仕組みづくりとして、「(仮称)まちづくり協議会」の形成を目指す。(ワークショップ等の開催数、参加者数、設立準備検討委員会の発足数等)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 142,274人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) まちづくり拠点施設(市内 20 箇所)	(相談を受け止める人) 地域担当職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各地域での説明会の開催、広報等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) (仮称)まちづくり協議会の設立による地域ネットワークの構築		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) (仮称)まちづくり協議会の形成に向けた地域支援業務	(バックアップする人) コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的に地域支援業務を行う地区担当の「コミュニティワーカー」として、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」を配置する。		
事業の成果目標		
地域の関係者による意見交換会や座談会の開催、学識者、専門職員を招いた研修会の開催等		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	桑名市(社会福祉法人桑名市社会福祉協議会)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	介護や障害、子育てあるいは世帯単位での複数分野の課題を抱えている状況等、複合化する福祉分野の相談に対応するためには、相談者の状況に応じて、分野を問わず横断的かつ包括的に支援できる体制づくりが必要である。高齢者に関する相談等については、地域包括支援センターの一部を移転し(ランチ型)、障害や子育て等の相談業務(福祉総合相談事業)を追加して、複雑化する福祉分野の相談に、横断的かつ包括的に対応するモデル的窓口を設置している。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、社会福祉士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉なんでも相談センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
<p>様々な福祉分野の相談に対して、包括的に対応する窓口を設置。相談内容を解決するために必要な制度やサービスを紹介し、内容が複数の分野に関わる場合は、関係部署や関係機関との支援調整を行い、適切な支援につなげていく。</p> <p>予約制で理学療法士などの市専門職による相談等を行う。</p>		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載	・地域生活応援会議(週1回開催。地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員、生活支援コーディネーター、市職員等が参加)	(既存の会議の名称)
	・支援調整会議(随時開催。困難事例に関わる担当部署等)	・地域生活応援会議 ・支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載	随時開催。福祉なんでも相談センター、桑名市社会福祉協議会、市保健福祉部内各課等が参加。	(既存の会議の名称)
		総合相談調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ボランティア団体の取組について情報収集するなど、地域にある社会資源の活用を図る。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
相談内容や支援の過程で見えてくる地域の課題から、必要な社会資源の検討・創出につなげる。ふるさと納税を活用。		
オ その他		
情報システムを用いて情報共有を行う。		
⑧事業の成果目標		
包括的な相談支援業務、総合相談調整会議(相談支援包括化推進会議)、支援内容の情報共有を通じて、多機関との協働による複合的な相談事案の解決を図る。		
・複合的な課題を抱える者に対する相談件数(福祉総合相談事業相当分)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

三重県 名張市

都道府県名	三重県	市区町村名	名張市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	78531 (人)		世帯数	34358 (世帯)		
高齢化率	31.2 (%)	生活保護受給率	0.75 (%)	面積	129.77 (k m ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	84.23(%)	公立小学校数	14(校)	公立中学校数	5(校)	
地域包括支援センター	直営：1 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 か所 (社協)					

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあり、大阪へ60km、名古屋へは100kmで、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置していて、山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれている。</p> <p>昭和38年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時3万人であった人口も、昭和56年度には人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人台まで増加したが、現在では約8万人と減少傾向にある。</p> <p>平成15年合併せずに単独市の道をあゆむことになったのをきっかけに、住民と協働によるまちづくりを進めてきた。</p> <p>活発な地域住民活動を、市独自の包括的な相談支援体制が後押しする形ができ、地域共生社会の構築が進んでいる。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>名張市では先行して、地域力の強化につとめ、包括的自治組織「地域づくり組織」の設立や補助金の交付金化を行い、包括的な相談支援体制がそれらを後押しするという名張式システムを作ってきた。それらの成果として、住民同士が支え合ってつながりを深め合う生活支援の有償ボランティア組織等が次々と自然発生した。支え手が居なくなる超少子化社会に備え、15地区中9地区で組織が立ち上がり、取組の広がりを見せている。これらの成果をふまえ、引き続き名張式システムの強化を図っていく。</p> <p>また、10年後、20年後の社会保障の在り方を見据えて、行政の進むべき方向性をデザインしていく必要を感じている。名張市の次のフェーズとして、地域の子育て支援、教育支援についての強化を図っていきたいと考えている。すでに地域づくり組織の中には先行して教育現場への支援を始めている。地域に育てられた子供たちは、超少子化社会を乗り越えるために不可欠な地域力となると考えている。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>地域の住民、とくに子供たちに、我が事意識を広めていきたい。</p> <p>今まで以上に、地域の課題を認識し、実行に移せる体制を強化したい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	名張市																			
②事業名	地域力強化推進事業																			
③事業実施の必要性	<p>名張市では、各地域づくり組織において有償ボランティア、配食サービス等生活支援の取組が進展しているが、これらの取組を市全域に展開するためには、活動拠点の整備及び圏域での連携や地域づくり組織間のネットワーク強化が必要であるとともに、各地域において、多様化、複雑化する福祉ニーズを把握し、取り組んでいくことが重要である。</p> <p>こうした地域の取組を支援するために、地域住民による自主活動の拠点として、<u>地域住民による有償ボランティア組織立ち上げ支援(ウ)</u>を行うとともに、より市民に身近な地域づくり組織の単位で15地域すべてに配置した地域福祉の拠点である「<u>まちの保健室</u>」の機能強化(イ)を図り、<u>職員の人材育成(ア)</u>を図る。</p>																			
④事業内容	<p>ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>名張市</td> <td>名張市全域</td> <td>78531 人</td> </tr> </table> <p>(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td> <td>(支援の内容)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td> <td>(運営主体)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(ウ) 地域住民等に対する研修の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td> <td>(研修の内容)</td> </tr> <tr> <td>地域住民、相談援助業務を行う関係機関</td> <td>大学へ委託し、年5回程度の研修を行う。</td> </tr> </table> <p>(エ) その他</p> <p></p> <p>地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</p> <p>名張市ゆめづくり地域交付金(地域向けの用途自由の一括交付金) 有償ボランティア組織が活動するにあたり、1回500円程度の謝礼金を受け取り、運営費としている。</p> <p>事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</p> <p>生活支援コーディネーターと全15地域で地域懇談会を開催。地域課題の把握や社会資源の創出について住民の方々と話し合った。</p> <p>事業の成果目標</p> <p>年5回の研修を行う。</p> <p>○まち保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携できる専門職の役割、意義を再認識できる。 ・基幹的なまちの保健室の役割、意義を認識できる。 ・現場で専門職の知識や経験を生かした判断ができる。 <p>○エリアディレクター(包括職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張版相談支援包括化推進員(エリアディレクター)の役割、意義を固める。 ・現場で専門職の知識や経験を生かした判断ができる。 <p>○地域福祉を効果的に推進するための調査研究</p>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	名張市	名張市全域	78531 人	(支援する対象)	(支援の内容)			(拠点の場所)	(運営主体)			(研修の対象)	(研修の内容)	地域住民、相談援助業務を行う関係機関	大学へ委託し、年5回程度の研修を行う。
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
名張市	名張市全域	78531 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
地域住民、相談援助業務を行う関係機関	大学へ委託し、年5回程度の研修を行う。																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td> <td>(対象地域の範囲)</td> <td>(人口)</td> </tr> <tr> <td>名張市</td> <td>名張市全域</td> <td>78,531 人</td> </tr> </table> <p>(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td> <td>(相談を受け止める人)</td> </tr> <tr> <td>まちの保健室</td> <td>まちの保健室職員</td> </tr> </table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	名張市	名張市全域	78,531 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	まちの保健室	まちの保健室職員								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
名張市	名張市全域	78,531 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
まちの保健室	まちの保健室職員																			

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 民生委員、訪問活動、各種個別会議	
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域づくり組織事務所と併設しているまちの保健室が日頃より密に情報を共有。 民児協の全定例会にまちの保健室が出席し、地域課題を共有。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 相談支援包括化推進員(エリアディレクター)が、制度のはざまや、複合的課題を持つ案件の支援の見立てを行う。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員(エリアディレクター) 地域包括支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)で構築した相談支援体制を包括化し、体制強化を目的としている。	
事業の成果目標	
包括的支援事業(地域包括支援センター)で構築した相談支援体制に日常生活圏域単位で基幹的機能を持たせ、体制強化を図る。 ※参考: 相談支援体制全体での相談件数 H29 年度 22,771 件	
ウ その他	
自助や公助に加え、既存制度を支える共助の基盤を整備し、生活困窮者等複合的な課題を抱え、支援を必要とする人を可能な限り身近な地域で支える体制を構築するため、各地域での有償ボランティア組織設立に係る経費に対して支援補助を行う。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

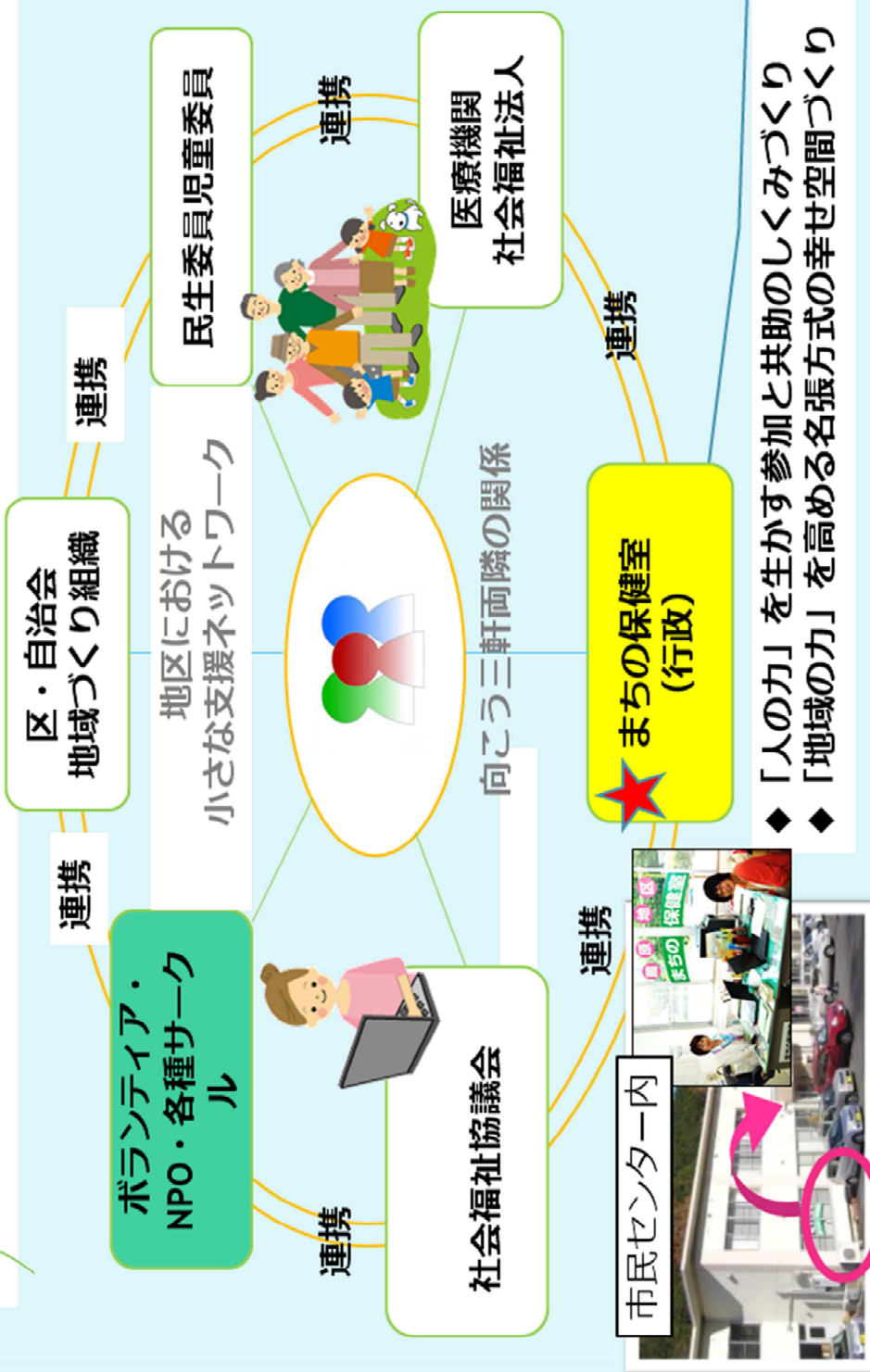
①実施主体(委託先)	名張市
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	福祉ニーズの多様化、複雑化、担い手の不足など、変化する社会環境に対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮者といった分野の垣根を越えて、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みが必要である。本事業により設置される相談支援包括化推進員(エリアディレクター)により、市内15か所小学校圏域ごとに設置されているまちの保健室の包括的相談支援体制をバックアップし、複合的な生活課題を抱える対象者を地域全体で支援していくことが可能となる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、保育士、教諭等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター 生活保護担当課 児童福祉担当課 障害福祉担当課 教育委員会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域の活発な見守り・支え合い活動や、地域住民の相談を包括的に受け止める場である「まちの保健室」の取組により、課題のキャッチ力が十二分に成長しているところである。しかしながら現代の社会情勢の影響により、複合的課題を抱え困難化しているケースが増加しているため、包括的な相談支援体制強化と、関係機関が連携し、のりしろを出し合うような成功事例を積み上げることにより、地域のつながりを深め、課題解決力を育てていくことが必要となっている。それらを担う相談支援包括化推進員(エリアディレクター)を設置する。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
<p>(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 各分野ごとの個別ケース会議も含め、一体的に開催。 民生委員、社協、警察、児相、保健所等関係機関や関係者。各分野に配置されたエリアディレクターが毎月定例会にて連携会議を行い、事例の共有、連携強化、制度研究等を進めている。</p>	(既存の会議の名称)
<p>(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域共生社会をテーマとした講演会、シンポジウム、ワークショップ開催。参加者は地域住民や関係機関を予定。</p>	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
<p>名張市独自の取組である「夢づくり地域交付金」は地域向けの補助金を使途自由な一括交付金であり、地域の課題に応じて地域内で予算を確保することができる。 また、有償ボランティア組織の取組については、有償で活動するボランティアであり、謝礼金として受け取った活動の対価は、活動者への報酬だけでなく、運営費にも充てられる。 安定した運営できるよう、エリアディレクターが生活支援コーディネーターと連携し、助言、情報提供等の運営支援を行っていく。</p>	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
<p>複合的・複雑化した課題に対応することを積み重ねることで、地域の課題や必要なサービスが抽出されるため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターや地域づくり組織(まちづくり協議会)、行政担当部署と連携し、必要な提言を行い、立ち上げ支援には深く関わる予定である。</p>	
オ その他	
<p> </p>	
⑧事業の成果目標	
<p>地域づくり組織、まちの保健室と連携し、地域の課題を把握。 制度のはざま、複合的課題の支援の見立てから関係機関の調整を行い、関係機関や関係者を巻き込んだ支援を積み重ねる。 相談支援包括化推進員(エリアディレクター)1名あたりエリア会議(個別会議)を50回程度開催予定。 相談支援包括化推進会議(エリアネットワーク会議)は5回程度開催予定。</p>	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
<p> </p>	

まちの保健室

2005年在宅介護支援センター 相談実績 5,020件
 2018年まちの保健室 相談実績 26,751件

地域の福祉資源を結び大きな地域福祉ネットワーク



まちの保健室について
 ・設置根拠 (平成17年度)
 『第一次地域福祉計画』

・地域づくり組織と一体的に地域福祉を推進するの目的

・市内15ヶ所、おおむね小学校区単位の地域づくり組織事務所に併設。

・社会福祉士や看護師、介護福祉士など有資格者各2～3名

活動内容

- (1) 健康・福祉の総合相談
 電話・来所・訪問相談 介護保険の認定調査、申請代行も
- (2) 健康づくり・介護予防
 健康相談、健康づくり・介護予防の啓発
- (3) 見守り・支援ネットワークづくり

サロンの立ち上げ、運営支援

「地域の方々に、安心して活動していただける
よう試行錯誤の毎日です。」

お花見



毎年恒例の
名張ハリハリ
体操

敬老会



敬老会・子供会
は企画段階から
参加★

健康や防災
を楽しく
〇×で!



餅つき
大会

祭

夏祭り



血圧も測り
ますよ

特徴的な5つの機能

①安心して相談
できる地域の情
報拠点(課題をかか
えこませない)

②パイプ役として
の機能(連携の核)

③長期的かかわ
り(制度にづながるま
での中心のかかわりと
その後の見守り)

④地域とのかか
わり(地域と一緒に支
援する。地域そのもの
への支援)

⑤専門職らしくな
い(敷居は低い、され
ど専門職。絶妙な距離
感)



芋ほり



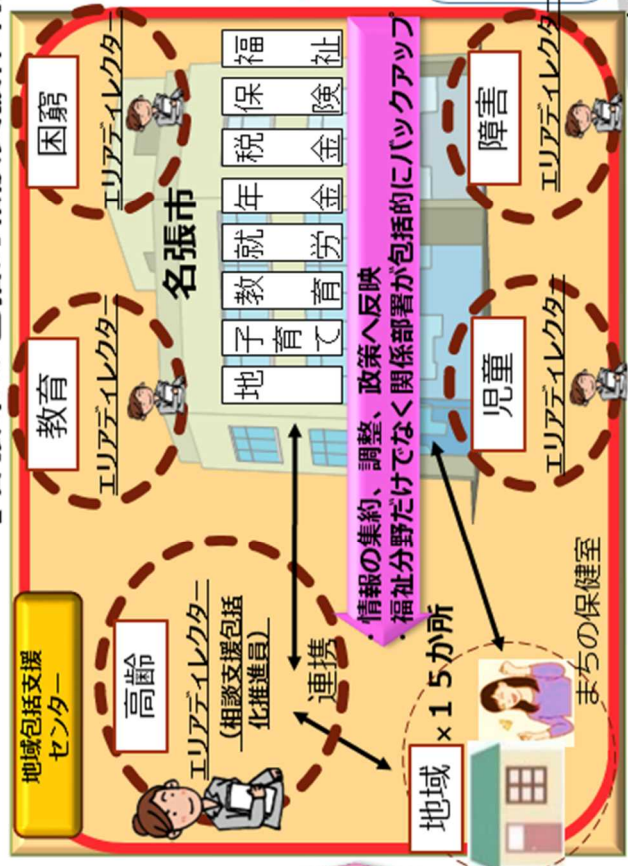
子供会クリスマス会

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

【システム概要】①地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
 ②身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
 ③「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
 これらの施策を一体的に推進し、名張市地域共生社会を構築する。

★エリアディレクターの業務
 地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
 縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（エリアネットワークの強化）

【名張市の包括的相談支援体制】

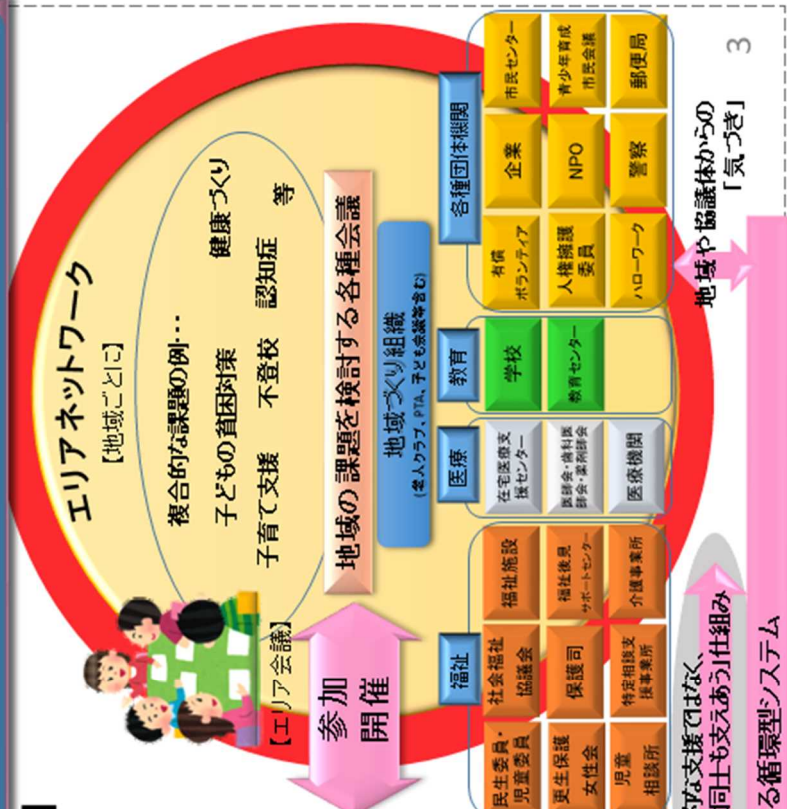


複合的な生活課題を抱える対象者

- 高齢者 障害者
- 空家
- DV
- 自殺
- いじめ
- 不登校
- 消費者被害
- 子ども
- 生活困窮者
- 認知症
- 難病
- 健康づくり
- 就労支援

どこからでもつながる支援

包括的支援
 (支援策の提示、見守り等)



対象者自身からの発言だけでなく、周囲からのどの段階へも繋がる循環型システム

三重県 亀山市

都道府県名	三重県	市区町村名	亀山市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	49,723 (人)	世帯数	21,607 (世帯)
高齢化率	26.5 (%)	生活保護受給率	0.4 (%)
面積	191.04 (k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	73.88(%)	公立小学校数	11(校)
		公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	平成 30 年 4 月～鈴鹿亀山地区広域連合から直接委託 1 か所 (社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託 1 か所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>本市は、先人たちが築いてきた固有の歴史や文化と四季折々の美しい自然に恵まれたまちです。古くは、東海道の宿場町として栄え、秀吉が伊勢攻略のために通った峠なども残っており、今なお、その風情を色濃く残すまちなみには、現在を生きる人々の暮らしがあります。</p> <p>一方、地場産業は、伝統産業である「亀山ローソク」や亀山茶(亀山紅茶含む)が主なものとなります。また、主要な工業団地である亀山・関テクノヒルズには、液晶関連企業などが立地しています。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域まちづくり協議会での福祉に関する課題を解決する仕組みを構築し、地域における助け合い・支え合い活動を促進する地域福祉のネットワークを強化し、多様な人々がともに暮らせる地域共生社会の実現を目指すこととしている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	社会福祉協議会にCSWを配置し、地域まちづくり協議会の福祉員会における地域の福祉に関する課題を解決する仕組みづくりを行い、住民が主体となり、地域の課題は地域で解決をできることにつなげていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	亀山市(社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉力強化推進事業	
③事業実施の必要性	市民の悩みや困りごとを解決に結びつけるためには、困っている市民を早期に発見し、相談できる環境づくりが求められている。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全地域	地域まちづくり協議会(22 地区)	2,259 人(地区平均)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域まちづくり協議会(福祉委員会及び福祉委員)	CSW(専任 2 名、兼務 2 名)を社協に配置	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地区コミュニティセンター	地域まちづくり協議会(一部、市が直営)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域まちづくり協議会(福祉委員)や地域住民	見守り活動を実践する講座、ちょこポラの育成	
(エ)その他		
全市的に活動できる目的別福祉ボランティア講座		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や福祉ボランティア基金の活用を検討し、財源の確保に努める。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険制度の生活支援コーディネーター(地域支援事業)と連携し、福祉支え合い活動における福祉課題の把握やしきみづくりなどの支援を行う。		
事業の成果目標		
【主な成果目標】●ちょこポラの育成【令和元年度:110 人、令和 2 年度:110 人】、 ●CSWの福祉委員会への参加回数【令和元年度:50 回、令和 2 年度:50 回】		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全地域	地域まちづくり協議会(22 地区)	2,259 人(地区平均)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域まちづくり協議会(福祉委員会)	福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	全地区の地域まちづくり協議会を市と社会福協議会が訪れ周知を行うとともに、研修を各地区で実施	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)課題を抱えた地域住民が、地域まちづくり協議会(福祉委員会)における福祉支え合い活動(話し合いの場)に相談することにより早期把握を行う。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ	CSW(専任・兼務各 2 名)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険制度の生活支援コーディネーター(地域支援事業)と連携し、福祉支え合い活動における福祉課題の把握やしきみづくりなどの支援を行う。		
事業の成果目標		
●課題解決体制構築組織数【令和元年度:2 地区、令和 2 年度:2 地区】		
ウ その他		
③ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	亀山市	
②事業名	(仮称)多機関協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	単独の相談機関では対応できない、多様性・複合化した福祉課題に対して、福祉・教育・医療などをはじめとした関係機関の連携が不可欠となっている。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名(兼務)	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等		
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	(仮称)相談支援包括化推進員	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
単独の機関で対応できない福祉課題の集約とともに、多機関が協働しながら解決する場づくりなど、しきみを早急に構築していく必要がある。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月第2週(予定) ●福祉(高齢、障がい、子ども)・社協・教育(予定)	(既存の会議の名称) 地域ケア会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月第4週(予定) ●福祉(高齢、障がい、子ども)・社協・教育・民生委員などフレキシブルな体制(予定)	(既存の会議の名称) 支援調整会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
●(仮称)相談支援包括化ネットワーク協議会の設置		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成30年度から実施		

三重県 鳥羽市

都道府県名	三重県	市区町村名	鳥羽市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	18,572 (人)		世帯数	8,458 (世帯)	
高齢化率	37.4 (%)	生活保護受給率	0.58 (%)	面積	107.34 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	76.2(%)	公立小学校数	8 (校)	公立中学校数	5 (校)
地域包括支援センター	直営：1カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1カ所 (社協)				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>有人離島が4島、本土地区は大きく分けて駅近くを中心とした市街地と農村地区、漁村地区にわかれており、生活体系が大きく違う人々が混在している市である。</p> <p>伊勢神宮を持つ伊勢市、伊勢志摩サミットを開催した志摩市の間に位置し、隣接市町と共に観光産業が多く、最近では大型客船を利用した外国人観光客も増加している地域である。</p> <p>観光客向けの宿泊施設が多いことから観光業に従事している人が多く、県外からの就労者も多い。</p> <p>また、伊勢湾から太平洋にかけての漁場に恵まれていることから漁業を盛んであり、冬季には牡蠣養殖なども行っている地域である。</p>

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>多機関協働事業、地域力強化推進事業の両事業を取り組むことにより、専門職と住民側の両方の意識を変え、全員が地域生活課題を自分のこととして考えられる地域を目指す。</p> <p>特に多機関協働事業では、縦割りとなっている行政の内の係が連携し、相談者をどの係でも丸ごと受け止められる体制を作り、複合的な課題のケースも全員で協力して課題を解決できる仕組みを作る。</p> <p>また、地域力強化推進事業では、地域住民が自分たちの地域で困りごとを解決する力を身に付け、解決できないものを専門職などの多機関協働事業と連携をし、解決していく仕組みを作り、両方の事業を実施することで2040年の高齢化率53.2%と推計されている当市の担い手不足を含めた課題を乗り越えるため、地域として生き残るための力を身に付ける。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>両事業を通じて、行政職員、社協、福祉事業所、地域住民等が自分事として考えられるようになってほしい。</p> <p>多機関協働事業を通じて、自分の係だけのことではなく、世帯全体を意識して相談業務を行い、他の係と連携する場合でも投げつけるのではなく、つなぐことを意識できるようになってもらいたい。</p> <p>また、地域力強化推進事業では、地域住民が自分たちの市が直面している問題を知り、自分たち、そして子どもや孫が鳥羽市での生活を続けられる仕組みを自分たちで考えようとする意識をもてるようになってもらいたい。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鳥羽市 (委託先：鳥羽市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	個人や世帯の在り方が変化し、住民自治のような組織の弱体化も進んでいる中で、住民同士の支え合い強化や助け合いの仕組みをどう構築し、また継続するかを今から考えていく必要がある。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	中学校区	18,572 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地域住民	地域懇談会の開催及び地域生活課題の抽出と課題解決できる仕組みづくり	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
各自治会の広域連携時に拠点となり得る施設	自治会の広域連携組織	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
各自治会役員及び地域住民	地域共生社会の概要とその背景	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ふるさと納税のお礼品に地域見守り制度等の福祉的な要素を盛り込む		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
地区懇談会の開催数 20 件		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域		18,572 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
鳥羽市社会福祉協議会	鳥羽市社会福祉協議会職員	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
地区懇談会、社会福祉協議会の広報誌、行政の広報誌等で周知		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
自治会役員、民生委員等への聞き取り調査。また地区懇談会を実施することでの把握を行う。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各種相談機関、生活支援コーディネーター		
事業の成果目標		
課題相談件数 5 件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
行政内の相談機関の連携を強化し、どこの相談窓口でも受け止める、そしてつなぐ体制を作る。地域共生ケース会議を活用し、複合的な課題を抱えた世帯をチームで支援する。また、地域課題から施策展開を行う必要があるものについては、地域共生政策会議を行い、全庁で課題解決のための体制を整える。		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	鳥羽市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	当市は、2040年には人口10,114人高齢化率53.2%という推計が出ている。今後増え続ける複合的課題を抱える世帯に対応するために、介護・高齢・障害・生活支援（生活困窮）・子育て・健康の窓口で吸い上げられる複合的課題に対して、つながり意識して解決する体制を整える。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成20年4月から鳥羽市地域包括支援センター（直営）の社会福祉士として勤務。相談支援包括化推進員として1年経過。有資格は社会福祉士。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	鳥羽市 健康福祉課 生活支援係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域共生ケース会議を設置し、複合的な課題を抱える世帯等を支援をチームで検討し、継続的な支援が続けられるように体制整備を行う。また、福祉分野から抽出された地域の課題を全庁的に考えていくための地域共生政策会議を設置し、市全体の課題解決に向けての体制を整備する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 年20回 生活困窮担当 高齢分野担当 障害分野担当 子ども子育て担当 保健分野担当	（既存の会議の名称） 支援調整会議 地域ケア会議、地域共生ケース会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 年10回 生活困窮担当 高齢分野担当 障害分野担当 子ども子育て担当 保健分野の係長級以上	（既存の会議の名称） 地域共生政策会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税のお礼品に地域見守り制度等の福祉的な要素を盛り込み、財源としていく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域の助け合い、見守りを地域へ促すため、先頭に立って事業を行う組織が必要であり、ふるさと納税の仕組みを使った、見守りの仕掛けを構築し、その担い手として郵便局等の社会資源の創出を行う。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
地域共生ケース会議開催 年間10件 複合的な課題を持った世帯を解決に導いた件数 年間5件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域住民へ地域共生社会の概要とその背景について知ってもらい、住民自らが地域生活課題を理解し、地域で解決できる仕組み作りができるよう、社会福祉協議会にて仕組み作りのバックアップを行っていく。 地区懇談会実施地区：20地区	

三重県 いなべ市

都道府県名	三重県	市区町村名	いなべ市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	(H31.4.1 現在) 45,527 (人)	世帯数	18,169 (世帯)
高齢化率	26.89 (%)	生活保護受給率	3.1 (%)
面積	220 (k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	69.04(%)	公立小学校数	11(校)
		公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター	委託：1 箇所(社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 箇所(社協)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

<p>平成 15 年 12 月 1 日に北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併していなべ市が誕生しました。</p> <p>いなべ市は、三重県の北の玄関口、中部圏域の一面に位置し、地理的条件から、積極的な企業(工場)立地とともに、自然環境を生かした観光産業や農業の振興を推進しています。</p> <p>さらに、地域と連携し、生きる力をはぐくむ教育・福祉、自然と調和した快適な生活環境の整備、市の財産や市民を守る防災活動など、市民の暮らしを支える活動を促進しています。</p> <p>合併以降、旧庁舎で部を分けて業務を行ってききましたが、令和元年 5 月 7 日、いなべ市役所新庁舎が開所となりました。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

<p>本事業に取り組む目的・狙い</p>	<p>住民にとって身近な圏域である自治会単位で、地域住民が自主的かつ主体的に集まり、地域にある課題について話し合い、共有できる場(福祉委員会)を全市的に設置促進する。その話し合いの中で出された個別支援が必要なケースについては、地域で見守りをしたり、専門機関につないだりすることで、地域の課題解決力の強化につながる。</p> <p>誰もが住み慣れた場所で一定の支援を受けながらも、いつまでも地域の中で役割を持ちながら、「いきいきと生活することができて本当によかった」と思える地域づくりをめざし、2025 年を目標に市内全自治会(118 地区)での福祉委員会設置をめざす。</p> <p>また、本事業に取り組むことで相談を受ける窓口が明確にでき、相談支援機関が総合的かつ横断的な相談(連携)スキルを身に付ける機会になる。</p>
<p>本事業を通じて人と地域に起こしたい変化</p>	<p>困りごとの相談や何かの時の手助けなど、介護サービスや生活支援サービスだけに頼るのではなく、地域住民等が、他人事ではなく、我が事として、ご近所同士の見守りや地区内での助け合いの必要性に気づき、積極的に地域活動等に参画しようとする気持ちが醸成される。</p> <p>行政を含む各相談支援機関窓口においても、高齢、児童、障害、生活困窮、医療、介護を問わず、分野を超えて総合的に相談(連携)ができる体制づくりにつながる。</p>

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	いなべ市（いなべ市社会福祉協議会へ委託）	
②事業名	いなべ市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	近年の少子高齢化の進展と世帯構造の変化等によって、当市では平成12年と平成27年の国勢調査の結果において、高齢化率は約20%から約26%へ上昇、高齢者単身世帯数は約2倍に、高齢者夫婦世帯数も約1.5倍に増加した。その一方で、親との同居世帯の減少や地域活動への参加者の減少など、地域におけるつながりが弱体化しつつある現状があるため、当市では平成29年度から、市内118地区ある自治会を基本単位として、地域課題を地域住民が主体となって把握し、我が事として解決に向けて取り組む「福祉委員会」の設置を促進している。	
④事業内容	ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
いなべ市全域	市全体	45,527人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
自治会役員、民生委員、老人クラブ役員、ボランティア（サロン主催者等）など	福祉委員会の設置支援及び活動継続支援	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
各地区の公民館等	福祉委員会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
福祉委員会の構成員又は地区内住民	認知症サポーター養成講座、災害時要配慮者支援制度等	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
赤い羽根共同募金等の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援コーディネーターは福祉委員会の設置に関する相談に応じたり、立ち上げに係る話し合いの場に参加し、地域資源や地域課題等を把握する場として活用する。また、必要に応じて地域包括支援センター職員も福祉委員会に参加し、個別事例に係る課題等を把握し、適切な支援につなげる。		
事業の成果目標		
市内118地区の全自治会において福祉委員会が設置されるよう、立ち上げ支援を行う。助成金（1年目：年額10,000円、2年目以降：年額30,000円）を交付する場合は、福祉委員会を年2回以上開催するものとし、地区内の要援護者等と、その人の見守り支援等を行っている人を住宅地図に落とし込む「支え合いマップ」を作成し、地域で共有できる見える化ツールとして活用する。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
いなべ市全域	市全体	45,527人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
いなべ市社会福祉協議会 地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
広報誌等への記事掲載や地区座談会（出前講座含む）等での周知		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
福祉委員会への参加による情報収集及び課題等の把握		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
把握した課題は解決に向けた検討を行い、必要に応じて関係機関等へつなぐ。	生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、市長寿福祉課	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）
生活支援コーディネーターが把握・収集した地域課題は、必要に応じて関係機関へのつなぎを行う。福祉委員会で解決が難しい課題については、広域的な圏域における検討課題として取り組む。個別支援が必要なケースが生じた場合は、地域包括支援センターが総合相談支援として対応するほか、関係機関や必要なサービス等へのつなぎを行う。
事業の成果目標
市内 118 地区の全自治会において福祉委員会が設置されるよう、生活支援コーディネーター等が地域の役員会やサロン、座談会等に出向き、設置に向けた説明や啓発等を行なう。また、地域づくりフォーラムを開催し、活動中の福祉委員会の取組発表により、好事例を横展開する。福祉委員会の登録数を増やしながら、その場に出された地域課題等を把握し、関係機関等へのつなぎを行う。
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
-

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	いなべ市
②事業名	いなべ市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	近年において、地域住民や関係機関等から、高齢、障害、児童、生活困窮など、多岐の分野にまたがり、多様な課題を抱えた相談が増加している中、各分野の担当者がそれぞれの課題やケースごとに関係機関と連絡を取り、個別に支援は行っているものの、より迅速かつスムーズに課題解決やケース支援につなげられる連携体制を構築するため、各分野の相談支援担当者が定期的に集まり、事例検討会を開催することにより、他部門他機関の業務内容が理解できるほか、相談支援スキルの向上と役割分担の明確化、ネットワークの構築につながる。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	いなべ市福祉部 長寿福祉課内
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
まずは、介護の分野においてケアマネジャーが直面している支援事例(困難事例等)を材料に、スーパーバイザーによるスーパービジョンを展開する場として、多機関の相談支援担当者が参加する事例検討会を開催する。事例検討会では、支援事例の効果や課題について、ソーシャルワーク理論等を活用して、グループワークでの分析や共有を行うとともに、学識経験者等の助言を加えることによって、資源評価や資源開発の材料を得ることを目指す。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・開催回数:年5回予定 ・参加者:地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー、医療機関 MSW、社会福祉協議会 CSW、生活困窮者くらしサポートセンター、障がい者相談支援センター、障害者活動支援センター、市役所関係課(高齢者、障害者、家庭児童、健康推進、生活保護ケースワーカー)など ・講師:静岡県立大学短期大学部社会福祉学科准教授 特別養護老人ホームアイリス施設長(認定ケアマネジャー)	(既存の会議の名称) みんなのい〜なネット
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記の検討会を活用して開催予定	(既存の会議の名称) みんなのい〜なネット
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税寄附金(予定)	

<p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>事例検討会の開催を通して、各参加者がコミュニティソーシャルワークに必要な相談支援スキルの獲得を目指すとともに、地域課題の抽出等のアセスメントの視点を養いながら、市内の支援体制の再構築・調整等のネットワークを強化する。また、事例検討会での検討内容を集積し、地域課題の類型化を図るとともに、それらを根拠としたスクリーニングシートの開発について検討する。</p>
<p>オ その他</p>
<p>⑧事業の成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネジャーの事例検討(まずは報告)スキルを高める ②主任ケアマネジャーによるスーパービジョン機能(スキル)を高める ③ケアマネジメントのほか、ソーシャルワークの視点で広く事例検討できる視点を促す ④事例検討を通して「資源評価」「資源開発」の視点と機能を生み出す ⑤コミュニティソーシャルワークに必要なネットワーク化とスクリーニングシートを開発する。
<p>⑨地域力強化推進事業実施計画</p>

三重県 伊賀市

都道府県名	三重県	市区町村名	伊賀市
実施事業※	地域力強化推進事業	<input type="radio"/> 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	<input type="radio"/> 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	91,682 (人)		世帯数	40,439 (世帯)		
高齢化率	32.3 (%)	生活保護受給率	0.82 (%) 8.2 (‰)	面積	558 (k m ²)	
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	85.8 (%)	公立小学校数	21 (校)	公立中学校数	10 (校)	
地域包括支援センター	直営 1 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	直営 1 か所					

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

<p>伊賀市は、京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都 (飛鳥、奈良、京都) に隣接する地域として、また、交通の要衝として江戸時代には藤堂家の城下町、伊勢神宮参拝者の宿場町として栄えてきました。</p> <p>こうした地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも、独自の文化を磨き、醸成してきたまちでもあります。</p> <p>そして、伊賀忍者や松尾芭蕉のふるさととしても知られ、国内外から多くの観光客が訪れます。平成28年11月30日には「上野天神祭のダンジリ行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、また、平成29年12月8日には「伊賀上野城下町の文化的景観」が日本の20世紀遺産20選に選ばれました。</p>
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	すべての市民が住みなれた地域で安心して人生の最後まで暮らせるまちづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が自分らしい生活ができるまちづくり まちづくりに関わるすべての市民の主体的な参加をめざす

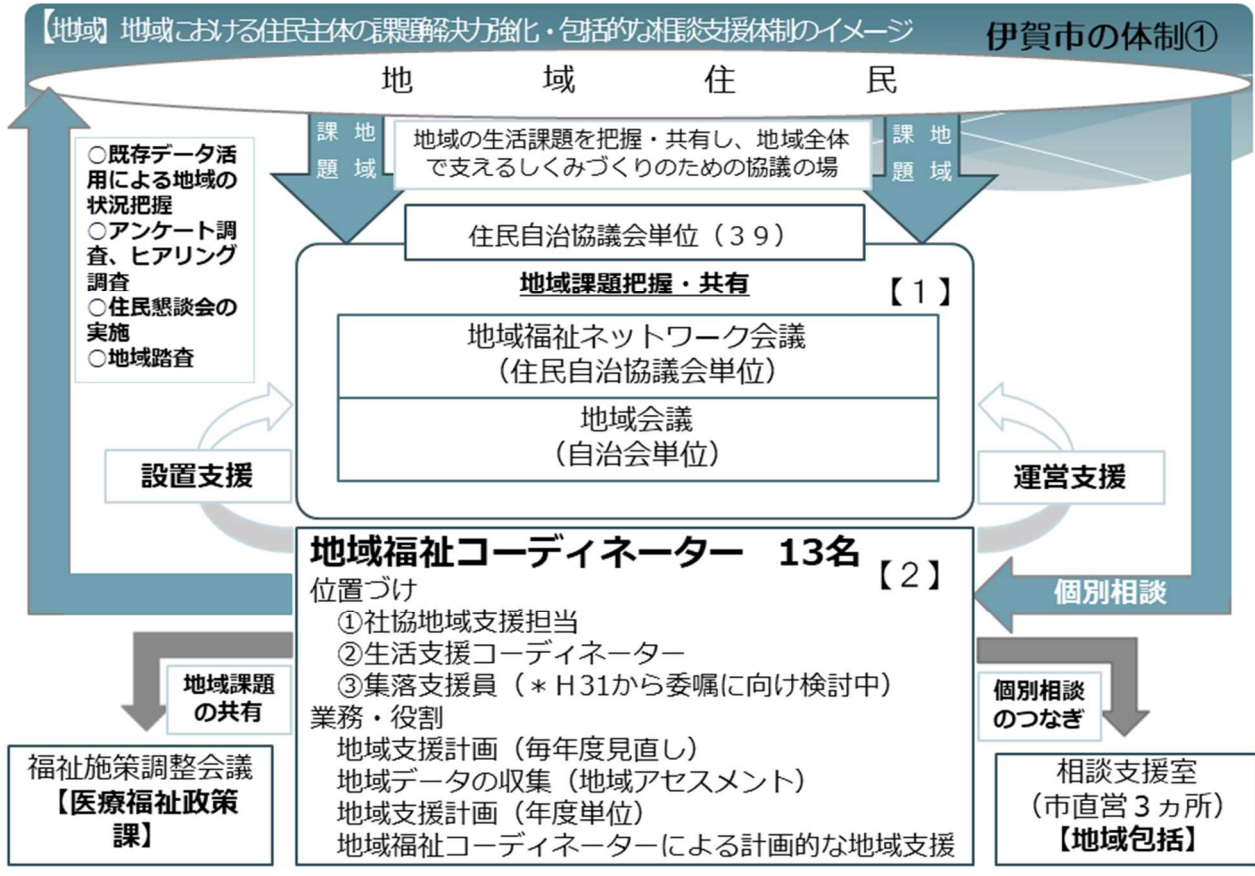
3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊賀市(伊賀市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉体制づくり事業 地域福祉拠点づくり事業	
③事業実施の必要性	伊賀市では、第2次伊賀市地域福祉計画(平成 23~27 年度)に基づき、平成 25 年度から伊賀市社会福祉協議会が中心となり、地域が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けた検討を行う、地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ支援を行ってきた。しかし、取り組み当初は、支援を行うための専任職員の配置は難しく、兼務での対応となっていたため、市全域での地域福祉ネットワーク会議の立ち上げに苦慮した。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 91,682人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民自治協議会単位で設置する地域福祉ネットワーク会議	(支援の内容) 地域福祉ネットワーク会議の立上げ支援および地域課題把握のための調査、解決に向けた検討などの支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域福祉ネットワーク会議	(運営主体) 住民自治協議会など	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域福祉活動に取り組む市民	(研修の内容) 各地域の取り組み事例の発表など情報交換のできる場づくり	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の活用、地域内にある社会福祉法人との連携 その他地域活動を発信し、寄付等を募る仕組みづくりに対する支援		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)と併用		
事業の成果目標		
地域予防対応力		
【自助の取り組みを表す指標】		
①特定健診受診率②意識的に運動している住民の割合③サロンのべ参加者数④健康に関する出前講座のべ参加者数⑤シルバー人材センター登録者数⑥老人クラブ会員数		
【互助の取り組みを表す指標】		
①キャラバン・メイト登録者数②いが見守り支援員数③介護予防リーダー養成講座受講者数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 91,682人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) “地域福祉コーディネーター 住民自治協議会単位で設置する地域福祉ネットワーク会議”	(相談を受け止める人) 地域包括支援センター職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市の広報など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域福祉コーディネーターによる関係者へのヒアリングと各地域で行うアンケート調査		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域包括支援センター	(バックアップの内容) 地域包括支援センター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 包括的支援事業(地域包括支援センター)		

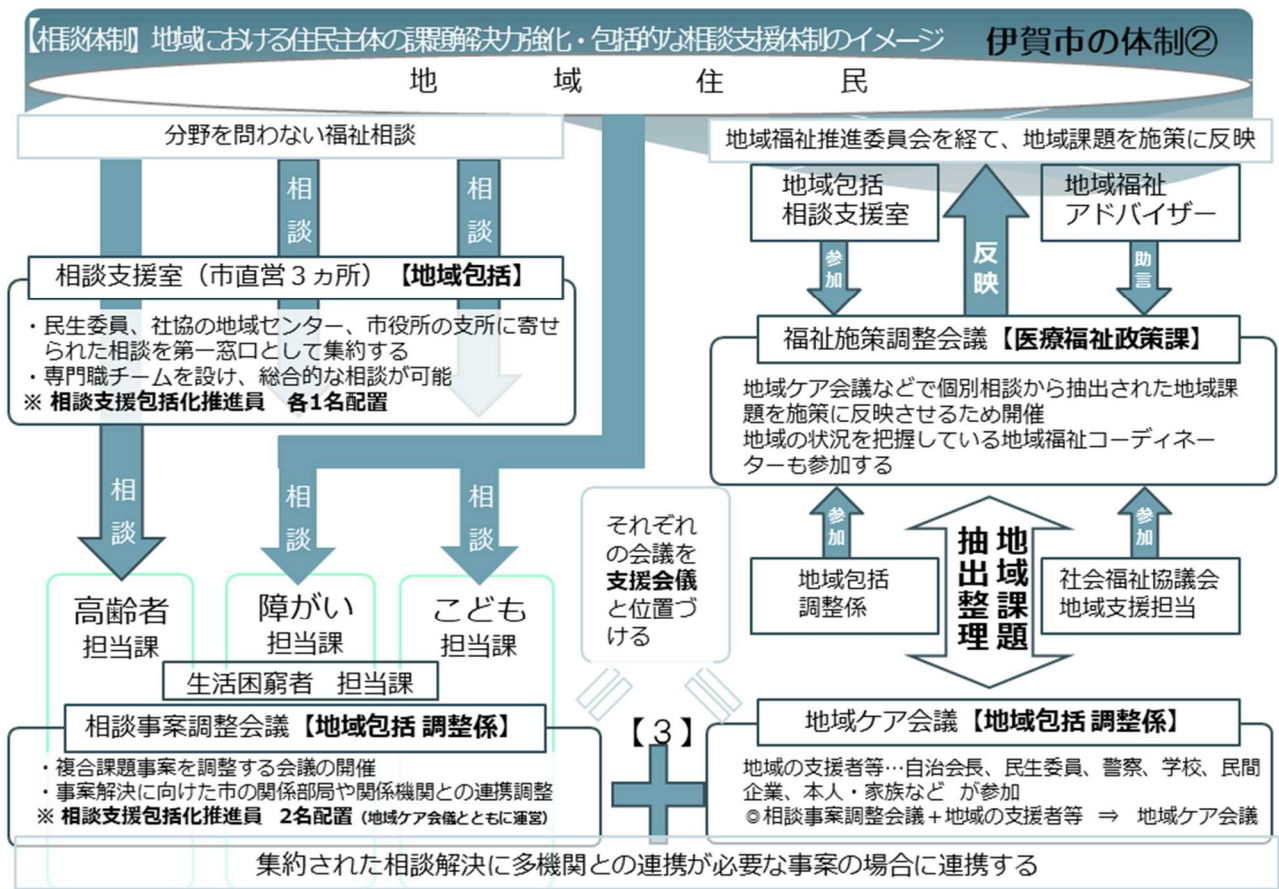
事業の成果目標
生活満足度 総合計画のまちづくりアンケート
ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	伊賀市
②事業名	相談支援包括化推進員設置による福祉総合相談体制強化事業
③事業実施の必要性、体制等	子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症及び虐待などの最初の窓口として、市内3箇所（中部・東部・南部）に地域包括支援センター相談支援室を設置しているが、虐待など問題が複雑にからみあった事例については、地域包括支援センター調整係が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐこととしている。しかし、各地域包括支援センター相談支援室の相互連携をより強固にすることや、地域包括支援センター調整係においても、相談事案解決のさらなる迅速な解決、見えてきた課題などを関連施策の見直しにつなげることなど、各課題の解消が求められている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士・保健師
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域包括支援センター（相談支援室、調整係）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談の最初の窓口として地域包括支援センター相談支援室を中部・東部・南部の市内3箇所に設置しているが、相談支援包括化推進員をそれぞれ1人配置することで、3つの窓口相互の連携をより強固なものにする。また、複合的な問題の迅速な解決に向け、地域包括支援センター内に統括する者及び相談事案調整担当として相談支援包括化支援員（保健師・社会福祉士）を2人配置する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 複合的な相談事案の場合、地域包括支援センター調整係が、随時、相談事案調整会議を開催すると同時に、それぞれの機関が受け持つ支援方法や役割を明確にし、早期解決につなげる。 （平成30年度の開催実績は、相談事案調整会議 25回 地域ケア会議 16回）	（既存の会議の名称） 相談事案調整会議 地域ケア会議
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 複合的な相談事案の場合、地域包括支援センター調整係が、随時、相談事案調整会議を開催すると同時に、それぞれの機関が受け持つ支援方法や役割を明確にし、早期解決につなげる。 （平成30年度の開催実績は、相談事案調整会議 25回 地域ケア会議 16回）	（既存の会議の名称） 相談事案調整会議 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
平成28年策定の第3次伊賀市地域福祉計画では、地域自らによる地域福祉活動を高めるため、地域福祉財源を創出し、循環するしくみづくりを進めることとしている。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
共同募金の活用、地域内にある社会福祉法人との連携 その他地域活動を発信し、寄付等を募る仕組みづくりに対する支援	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
個別課題から見えてきた地域課題の件数と課題解決件数	
⑨地域力強化推進事業実施計画	



1



2

三重県 御浜町

都道府県名	三重県	市区町村名	御浜町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

※数値：令和元年10月1日現在

人口	8,512 (人)		世帯数	4,171 (世帯)	
高齢化率	38.98 (%)	生活保護受給率	6.8%	面積	88.13 (km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営(保険者である広域連合から町への委託)：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業	県の福祉事務所から県社協へ委託して実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

当町は三重県の南端にあり、紀伊山地を背に太平洋を臨み、七里御浜の中間部に位置し、古くから柑橘類の栽培が盛んで「年中みかんのとれるまち」として典型的な海洋性気候で降雪はほとんどなく、温暖で雨の多い地域である。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り込む目的・狙い	当事業を通じて、相談体制の仕組みを確立することで、複合的な相談や専門分野に属さない相談にも横断的に対応する部署を明確に位置づけ、それぞれが課題を共有し、個別の対応に留まらず、地域の課題へと変換し、我がごとの課題としてとらえ、対応する仕組みづくりを定着化する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	平成29年度より相談事業に取り組んでおり、それらを含め、地域の課題として捉え、地域福祉計画・地域福祉活動計画とも連動した形を基本に、生活支援コーディネーターとも連携を図りながら、専門分野の枠を超えて、横断的に課題解決や地域づくりを進めていくきっかけづくりをしたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	御浜町(御浜町社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業		
③業実施の必要性	多機関による包括的支援体制構築事業を実施し、複合的な課題や総合相談体制を構築して事業を行っていく中で、住民の主体的な取り組みへのアプローチとして、昨年度より地域力強化事業を実施し、つどいの場づくり推進の必要性を感じているところである。引き続き活動拠点となる新たな「つどい」づくりを行うと共に、高齢者や障がい者等分野に捉われない地域づくりを推進することで、地域力を高めていきたいと考える。また、生活困窮相談支援事業とも連動した支援体制の構築も進めていきたい。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
御浜町	町内全域	8,512人	

(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) たまり場の世話人	(支援の内容) 活動内容に関する相談や支援、研修の機会の確保	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 公民館、地区集会所、旧喫茶店、個人宅等	(運営主体) 住民、社会福祉協議会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 住民	(研修の内容) 様々なたまり場それぞれの活動内容についての情報交換等	
(エ) その他		
地区別懇談会等で地域住民との情報共有を行うと共に、地域福祉活動拠点ともなるつどいの場の創設や担い手育成支援を行い、住民のやりがいづくりに向けた事業展開を図る。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
委託先である社会福祉協議会を中心に、共同募金配分方法の検討、社協会員（会費）の活用、目的別寄付金の呼びかけを行うほか、地域支援事業なども活用しながら、財源確保に向けた取り組みを行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
担当職員は生活支援コーディネーターを兼務しており、本事業と合わさることで、高齢者だけでなく幅広い世代や地域のニーズに対して様々なコーディネートを行う。		
事業の成果目標		
新たな小さなたまり場をニーズに応じてコーディネートを行うとともに、1 学区において、旧喫茶店を改装し定期的なコミュニティーカフェとして展開することで、地域住民が集い情報共有できる場づくりを行う。昨年度は、旧町村 5 地区中 2 地区 3 か所に集いの場が創設されたところであり、引き続き事業を実施することで旧町村地区ごとに 1 か所ずつ程度の集いの場を創設していくこととする。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 御浜町	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 8, 5 1 2 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社協内設置の総合相談所機能の強化。新規コミュニティーカフェでの相談体制づくり。	(相談を受け止める人) 相談支援包括化推進員	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 一般住民については、広報誌や SNS 等を活用した広報を行う。関係機関等については、各種会議で報告等を行うと共に、事例を通して相談所を認識していただく。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区懇談会や民生委員と地域住民の高齢者見守り活動会議での聞き取りや、各種会議で報告等を行うと共に、事例を通して相談所を認識して頂く。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談解決に向け適切な役割分担ができるよう、従来から関係機関等とのネットワークを構築。	(バックアップする人) 地域包括支援センター、関係機関	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
地域包括支援センターとは一緒に事業を進める体制をとっており、個別の相談に対しても連携を密に取りながら進め、役割分担をしながら急性期から慢性期まで切れ目のない継続的な支援につなげていく。		
事業の成果目標		
平成 3 0 年度では、相談数 1 1 8 件、内解決数 2 2 件、つないだ件数 8 7 件であり、引き続き周知をしながら事業を実施することで 1 5 0 件程度の相談対応を目指す。また、関係機関との連携が必要と思われるケースにおいては、福祉だけに限らず医療等他の分野との連携会議を開催する。		
ウ その他		
その他、町内全域を対象範囲に、新たな趣味の場や男性が中心に集まる場など、やりがいに繋がる「つどい」づくりを進める。		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	御浜町（御浜町社会福祉協議会）					
②事業名	包括的支援体制構築事業					
③事業実施の必要性、体制等	<p>平成29年度より当事業を実施しており、相談を行っていく中で、介護・医療・生活困窮等の複合的に問題を抱える世帯が増加しており、解決に向けて関係機関等との連携が不可欠となっている状況を感じているところである。</p> <p>引き続き、社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターと兼務する形で、2名の職員を推進員として配置。また、地域包括支援センターと事業を協働実施することで、地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体なども活用しながら、多機関との連携を図る。</p>					
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人（兼務）					
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	<p>① 社会福祉協議会において4年間介護業務と7年間の地域福祉業務。生活困窮や権利擁護に関する相談支援等を行っている。資格は社会福祉士・介護福祉士</p> <p>② 前職で3年半の間介護業務と、社会福祉協議会で2年間の地域福祉業務。個別の相談対応等を行っている。資格は社会福祉士</p>					
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	<p>種類：社会福祉協議会</p> <p>名称：御浜町社会福祉協議会</p>					
⑦事業内容	<p>ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要</p> <p>総合相談所として世帯や地域からだけでなく、民生委員や関係機関等からの相談を包括的に受け止め、中間支援機能がより発揮できる相談体制の構築を図る。また、アウトリーチの考え方を重視し、関係機関や地域の集まりに出向くことで、困りごとを早期かつ積極的に把握し、困りごとに対する課題解決は基より、普遍化した仕組みづくりに向け、課題内容に応じたメンバーや他機関との小会議の開催や法人後見委員会や地域包括ケア会議等の様々な会議で協議を行う。その他、生活困窮世帯への相談体制の充実化を図るとともに、福祉事務所未設置町村による相談事業と連動しながら福祉事務所や自立相談支援機関との相談体制の構築を図る。</p> <p>イ 相談支援包括化推進会議の開催方法</p> <table border="1"> <tr> <td>（個別事例の検討）相談内容に応じて、関係する専門職や民生委員、家族等を招集の上、会議を開催する。部内においては、定例的に会議を開催し、経過共有と支援の方向性を検討する。</td> <td>（既存の会議の名称） 個別ケア会議</td> </tr> <tr> <td>（ネットワーク構築）既存の様々な会議において、情報共有や普遍化に向けた協議を行い、ネットワークを強固にする。</td> <td>（既存の会議の名称）地域福祉（活動）計画推進員会、地域包括ケア会議</td> </tr> </table> <p>ウ 自主財源の確保のための取組の概要</p> <p>事業内容に合わせて、共同募金配分方法の検討、社協会員（会費）の増額、目的別寄付金の呼びかけ、ファンド情報の把握を行うとともに、地域支援事業費の活用等。</p> <p>エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要</p> <p>現在、様々なたまり場があるものの、社会的な孤立状態にある方すべてのニーズに即していないため、就労支援等も視野に入れながら準備を進めていきたい。そのほか、推進会議等で上がった支援策を基に、生活支援コーディネーターをはじめ、多くの方（多職種及び地域住民も含めた方）との協働で、必要な社会資源の開発に努めていく。財源については、上記の財源の活用を考えるが、根本的に継続していくための最低限の額や自己負担についても、住民と協議を行ったうえで行う。</p> <p>オ その他</p> <p>推進員の資質向上は基より、他機関等において相談対応を行っている職員や相談員の研修を実施する。推進員の資質向上は基より、他機関等において相談対応を行っている職員や相談員の研修を実施する。</p>		（個別事例の検討）相談内容に応じて、関係する専門職や民生委員、家族等を招集の上、会議を開催する。部内においては、定例的に会議を開催し、経過共有と支援の方向性を検討する。	（既存の会議の名称） 個別ケア会議	（ネットワーク構築）既存の様々な会議において、情報共有や普遍化に向けた協議を行い、ネットワークを強固にする。	（既存の会議の名称）地域福祉（活動）計画推進員会、地域包括ケア会議
（個別事例の検討）相談内容に応じて、関係する専門職や民生委員、家族等を招集の上、会議を開催する。部内においては、定例的に会議を開催し、経過共有と支援の方向性を検討する。	（既存の会議の名称） 個別ケア会議					
（ネットワーク構築）既存の様々な会議において、情報共有や普遍化に向けた協議を行い、ネットワークを強固にする。	（既存の会議の名称）地域福祉（活動）計画推進員会、地域包括ケア会議					
⑧事業の成果目標	<p>社会福祉協議会に総合相談所を設置したことにより、役割が明確となり、生活困窮や何らかの障がいがあると思われる方、複合的な課題を抱える世帯の相談対応がスムーズになり、昨年度の相談実績は6件あった。引き続き住民や事業所への周知を図ると共に総合相談所を進めていくことで、20件程の相談把握、支援を行うこととする。また、ケースの課題に応じてこれまでの福祉分野だけではなく、多機関専門職とのケース会議を開催する。</p>					
⑨地域力強化推進事業実施計画						